

第2章 ハビビ政権期

1. 1998年11月国民協議会(MPR)特別会議

スハルトの退陣に伴って副大統領から大統領に自動的に昇格したハビビは、政権の正統性を確保するため、「改革」(Reformasi)を早急に実行しなければならなかった。そこで、ハビビは大統領就任直後の1998年5月28日に、総選挙を2002年から前倒して実施することを確定するための国民協議会(MPR)特別会議開催など政治改革の方向性を提示し、改革に積極的な姿勢を印象づけようとした。一方、ハビビ政権の早期打倒と全面的改革の実行を目指した急進的學生運動家らは、特別会議に合わせてアブドゥルラフマン・ワヒド(ナフダトゥール・ウラマ議長)、メガワティ・スカルノプトリ(闘争民主党党首)、アミン・ライス(国民信託党党首)、ハメンクブウォノ10世(ジヨグジャカルタ特別州知事)の4人の改革派指導者の会合を設定した。學生らによる最高幹部会議体制(presidium)の樹立とハビビ政権打倒を画策したが、改革派4指導者が発表したチガングジュール宣言(資料2-1)では、急進的な改革は退けられ、法的手続に沿って真に正統な政権を樹立するという穏健な改革の方向性が示されたのである。

国民協議会は、インドネシアの政治構造上、国権の最高機関という位置づけにあるが、スハルト体制下では5年に1度しか開催されず、実質的にはスハルトの大統領再選を確認するだけの機関でしかなかった。しかし、スハルト退陣後初めて開催されたMPRの特別会議では、民主化を進めるための重要な決定が制定された。

その内容は、次の4つに分類できる。第1に、唯一の国家原則としてパンチャシラへの忠誠を強制することをやめ(資料2-13)、基本的人権の尊重を定めるなど(資料2-12)、政治的自由化に関する決定がなされた。なお、基本的人権に関するMPR決定に附属している「基本的人権憲章」は、2000年のMPR年次会議で成立した第2次憲法改正に盛り込まれた人権条項の基礎となったものである。第2は、独立した選挙委員会の下での総選挙の実施を決めた政治的競争と参加の制度化に関する決定である(資料2-9)。第3は、大統領の非常大権廃止(資料2-7)、大統領・副大統領の任期2期制限(資料2-8)、地方自治の拡大による中央集権体制の是正(資料2-10)、そして中央集権体制を規定してきた1945年憲法の改正を可能にするための国民投票制度の廃止(資料2-3)など、権力関係の制度化に関する決定である。そして第4には、スハルト体制の悪弊を払拭するため、スハルトを含む政府関係者の汚職・癒着・身内びいき(KKN)の捜査による過去の不正行為の解明と、富の集中の排除(資料2-6)や中小企業育成といった今後の新しい経済運営のあり方(資料2-11)を定めた決定が盛り込まれた。

資料2-1 チガンジュール宣言(1998年11月10日)

Ciganjur にあるアブドゥルラフマン・ワヒドの私邸にて

「チガンジュール対話8項目合意」 (Delapan Butir Kesepakatan Dialog Ciganjur)

1. パンチャシラと1945年憲法に基づくインドネシア共和国単一民族国家(Negara Kebangsaan dan Kesatuan Republik Indonesia)における多様性の中の統一(Bhinneka Tunggal Ika)の精神をもって、すべての勢力が完全なる国民の統一と単一性を創造することを常に重んじるよう呼びかける。公式な指導者たちも非公式な指導者たちも、一貫してこの精神を堅持すべきである。
2. 国民主権(kedaulatan rakyat)をとり戻し、権力者の利害ではなく国民の利害を反映する国民の要望の化身として代表機関を活性化せよ。
3. 民主的な方法によって公平で安寧な社会を目指す国民の開発プロセスとしての闘争の原則として、国民の手に主権を返すべきである。この点においては、地方の能力に応じて行政の分権化が行われなければならない。中央政府と地方政府との間の公平な財政均衡(refund sharing / perimbangan keuangan)が定められなければならない。
4. 改革は、将来の国民の挑戦に直面するインドネシア国民の新世代の利害という視点に立って実行されなければならない。
5. 正直で公平な(jurdil)総選挙をただちに実施しなければならない。独立した実施者、すなわち総選挙参加者から成る実行委員会(panitia pelaksana:Panpel)によって実施され、独立チームによって監視されなければならない。総選挙は、BJ.ハビビに率いられた過渡的な政府を終わらせるための民主的な道であり、同時に正統性をもって新しい政府を定める方法となる。1999年5月の総選挙から遅くとも3ヶ月以内に国民協議会総会を通じて新しい政府が設置されなければならない。
6. 国軍の二重機能は、市民社会の実現のため、この声明を読み上げた日から6年以内に段階的に廃止すべきである。
7. KKN(癒着・汚職・身内びいき)を払拭し、行為者を追求する努力を真剣に実行しなければならない、もはや取引することはできない。まずはスハルトの財産を現行法にしたがって調査することから始めるべきである。
8. 国民協議会特別会議のためのすべての民間治安部隊(pengamanan swakarsa)に対し、すぐに解散し、事態を不穏にしないように各自の自宅に戻るよう強く要請する。

(出所)Kompas, 1998年11月11日。

資料2-2 MPR 内規の改正に関する MPR 決定 1998 年第7号
(1998 年 11 月 13 日)

「何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号に対する改正・追加に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第7号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor VII/MPR/1998 Tentang Perubahan dan Tambahan atas Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor I/MPR/1983 Tentang Peraturan Tata Tertib Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Sebagaimana Telah Beberapa Kali Diubah dan Ditambah Terakhir Dengan Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor I/MPR/1998

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国国民協議会は、

- a. インドネシア共和国国民協議会の構成および運営方法の強化のために、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定が、何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号によって改正・追加されたインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号で決定されたこと、
 - b. 状況の展開に留意し、インドネシア共和国国民協議会の役割を向上させるため、何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号のいくつかの規定が改正・追加される必要があると考えられること、
 - c. したがって、何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号に対する改正・追加に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、
- を考慮し、
1. 1945 年憲法第1条第2項、第2条、および第3条、
 2. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関

するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号第 119 条および第 120 条、

に鑑み、

1. 国民協議会特別会議開催に関するインドネシア共和国国民協議会議長団決定 1998 年第 10 号、
2. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号に対する改正・追加案に関する国民協議会作業部会の考察に関する 1998 年 10 月 12 日付国民協議会作業部会文書第 MJ.110/05/1998 号、
3. 国民協議会作業部会によって準備されたインドネシア共和国国民協議会決定のいくつかの規定に対する改正・追加提案を討議した 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における協議、
4. 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における 1998 年 11 月 13 日の第4回全体会議による決定、

に留意し、

何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号に対する改正・追加に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第1条

何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号の規定は、次のように改正・追加される。

1. 第8条第3項の第 b 号および第c号の規定を削除し、第d号の規定を「b. 法規に従って決定された諸組織代表」に変更する結果、全体は次のようになる。
「(3) 第1項に規定される任期中に辞職した追加的議員は、次の者によって補充される。
 - a. 当該第1級地方議会が選出した地方代表。
 - b. 法規に従って決定された諸組織代表。」
2. 第13条の項目番号「(1)」を削除し、第2項の規定を削除し、全体を次のようにする。

「協議会会派(**fraksi**)は、政治的構成と社会における機能上の集合体を反映する議員集団である。」

3. 第21条は、「と」の後を「会派の議員数の順位に基づき会派を代表する最大5人の副議長から成る」に変え、全体を次のようにする。

「協議会議長団(**Pimpinan**)は、1人の議長(**ketua**)と、会派の議員数の多い順に基づき各会派を代表する最大5人の副議長(**wakil ketua**)から成る。」

4. 第24条は、「第21条の規定に従って、当該会派」を追加し、全体を次のようにする。

「協議会議長団は、第21条の規定に従って、当該会派議員が当該会派の議員の中からこれを選出する。」

5. 第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条を削除する。

6. 第34条第1項と第2項を削除し、次のように変更する。

「(1) 協議会議長団議員が恒久的に職務の遂行ができなくなった場合は、当該議員は、当該会派議員によって替えられる。

(2) 第1項で規定される補充は、協議会議長団決定でこれを決定し、各会派を通じて議員に通知する。

(3) 総会(**Sidang Umum**)/特別会議(**Sidang Istimewa**)が開催された時、その補充は報告される。」

7. 第35条を改正し、全体を次のようにする。

「協議会議長団が兼任してはならない職務は、次のものである。

- a. 大統領。
- b. 副大統領。
- c. 国民議会の議長、副議長。
- d. 最高裁判所の長官、副長官(**Wakil Ketua**)、長官補佐(**Ketua Muda**)、裁判官。
- e. 最高諮問会議の議長、副議長、および委員。
- f. 会計検査院の長官、副長官、および委員。
- g. 大臣。
- h. 検事総長。
- i. 法規の定めるところにより兼任することができない他の職務。」

8. 第36条第1項第c号および第d号を削除する。

9. 第40条第d号の「協議会議長団の職務」の後に「法規に従って」を追加し、全体を次のようにする。

「d. 協議会議長団の職務の遂行にあたって、法規に従って協議会議長団を補佐する。」

10. 第 42 条の前に「協議会作業部会議長団」という副題を追加する。
11. 第 42 条第 1 項を次のように改正する。
 「(1) 協議会作業部会は、地方代表会派代表の者が長を務め、第 21 条に規定される各会派を代表する協議会作業部会常任委員が同委員の中から選挙した最大 5 人の副議長がこれを補佐する。」
12. 第 46 条第 1 項の「できる限り」を削除し、全体を次のようにする。
 「(1) 特別委員会 (Panitia Ad Hoc) の委員構成は、協議会の各会派を反映する。」
13. 第 104 条を次のように変更する。
 「憲法の改正は、1945 年憲法第 37 条の規定に従ってこれを実施する。」
14. 第 105 条、第 106 条、第 107 条、第 108 条、第 109 条を削除する。
15. 第 111 条第 3 項の後に第 4 項を追加し、次のようにする。
 「(4) 大統領/権限受託者 (Mandataris) は、大統領/権限受託者の責務報告に対する協議会各会派による協議会全体会議での一般見解と最終意見の表明に出席する義務がある。」

第 2 条

本決定は、第 1 条第 13 号および第 14 号が制定の日から施行するのを除き、1999 年総選挙の結果としての協議会総会から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1998 年 11 月 13 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

H.ハルモコ(署名)

副議長

ハリ・サバルノ S.I.P., M.B.A., M.M. (署名)

副議長

dr.アブドゥル・ガフル(署名)

副議長

H.イスマイル・ハサン・メタレウム S.H. (署名) Hj.ファティマ・アフマッド S.H. (署名)

副議長

副議長

プジョノ・プラニョト(署名)

資料 2-3 憲法改正のための国民投票 (MPR 決定 1983 年第 4 号) の 破棄に関する MPR 決定 1998 年第 8 号

「国民投票に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第 4 号の破棄に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 8 号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor VIII/MPR/1998 Tentang Pencabutan Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor IV/MPR/1983 Tentang Referendum

唯一至高なる神の恩恵を受けて
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 国民投票に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第4号は、1945 年憲法に述べられた代議制の精神、魂、原則に適合しないこと、
 - b. 1945 年独立宣言の理想を包含し国家の基礎パンチャシラを記載した 1945 年憲法前文は、1945 年8月 17 日独立宣言と一体をなしており、したがって 1945 年憲法前文の内容を変更することは国民主権であるインドネシア共和国単一国家の解体を意味すること、
 - c. 主権は国民の手にあり、国民協議会がこれを全面的に行使すること、
 - d. 第 37 条にあるような 1945 年憲法の改正は、完全に国民協議会の権限となること、
 - e. したがって、国民投票に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第4 号を破棄するためのインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、
- を考慮し、
1. 1945 年憲法第1条、第2条、第3条、および第 37 条、
 2. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1 号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第 1 号、
- に鑑み、
1. 国民協議会特別会議開催に関する国民協議会議長団決定 1998 年第 10 号、
 2. 国民協議会作業部会によって準備された国民投票に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第4号の破棄に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における協議、
 3. 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における 1998 年 11 月 13 日の第4回全体会議による決定、
- に留意し、
- 国民投票に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第4号の破棄に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、
- と決定する。

第1条

国民投票に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 第4号を破棄し、もはや有効でないことを宣言する。

第2条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1998 年 11 月 13 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

H.ハルモコ(署名)

副議長

ハリ・サバルノ S.IP.,M.B.A.,M.M.(署名)

副議長

dr.アブドゥル・ガフル(署名)

副議長

H.イスマイル・ハサン・メタレウム S.H.(署名) Hj.ファティマ・アフマッド S.H.(署名)

副議長

副議長

プジョノ・プラニョト(署名)

資料2-4 国策大綱(MPR 決定 1998 年第2号)の破棄に関する MPR 決定 1998 年第9号

「国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 第2号の破棄に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第9号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor IX/MPR/1998 Tentang Pencabutan Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor II/MPR/1998 Tentang Garis-Garis Besar Haluan Negara

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 国策の大綱は、1945 年憲法前文に述べられているようなインドネシア国民の理想を実現するために、望ましい状況のある一定期間に創出することができるよう、インドネシア国民と国家の闘争および開発に明確な方向性を与えることができないなければならないこと、
- b. インドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第2号によって定められた国策大

綱の草稿と内容は、すでに今日の社会、国民、および国家の条件と状況に合致しておらず、理想を実現するための国民の闘争と開発に方向性を与える機能を果たし得ないこと、

c. したがって、国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第2号を破棄するためのインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、を考慮し、

1. 1945年憲法第1条第2項、および第3条、
2. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定1998年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定1983年第1号、

に鑑み、

1. 国民協議会特別会議開催に関する国民協議会議長団決定1998年第10号、
2. 国民協議会作業部会によって準備された国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第2号の破棄に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した1998年11月10日から13日までの国民協議会特別会議における協議、

3. 1998年11月10日から13日までの国民協議会特別会議における1998年11月13日の第4回全体会議による決定、

に留意し、

国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第2号の破棄に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第1条

国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第2号を破棄し、もはや有効でないことを宣言する。

第2条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1998年11月13日

インドネシア共和国国民協議会

議長

H.ハルモコ(署名)

副議長

ハリ・サバルノ S.IP.,M.B.A.,M.M.(署名)

副議長

dr.アブドゥル・ガフル(署名)

副議長

H.イスマイル・ハサン・メタレウム S.H.(署名) Hj.ファティマ・アフマツド S.H.(署名)

副議長

副議長

プジョノ・プラニョト(署名)

資料2-5 開発改革の要点に関する MPR 決定 1998 年第 10 号

「国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 10 号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor X/MPR/1998 Tentang Pokok-Pokok Reformasi Pembangunan Dalam Rangka Penyelamatan dan Normalisasi Kehidupan Nasional Sebagai Haluan Negara

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 1945 年憲法前文に述べられているような国家目標を実現するため、すべての分野において間断なく進められる一連の開発計画をなしている国策大綱を定めることが、インドネシア共和国国民協議会の憲法上の任務になっていること、
- b. 国民協議会は、インドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号とともに、国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第2号をすでに破棄したこと、
- c. したがって、国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、

を考慮し、

1. 1945 年憲法第1条第2項、第3条、および第8条、
2. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号、

に鑑み、

1. 国民協議会特別会議開催に関する国民協議会議長団決定 1998 年第 10 号、
2. 国民協議会作業部会によって準備された国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を

討議した 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における協議、

3. 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における 1998 年 11 月 13 日の第4回全体会議による決定、

に留意し、

国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第1条

全体的な関係を知ることができるように、国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点体系は次のように構成される。

第I章	序文
第II章	一般的状況
第III章	開発改革の目的
第IV章	開発改革の政策
第V章	実施
第VI章	結語

第2条

第1条の内容および詳細な解説は、本決定と切り離すことのできない部分である、国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点草稿に掲載される。

第3条

国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点に盛り込まれていないが相反しない内容については、法規によってこれを定めることができる。

第4条

インドネシア共和国大統領 Prof.Dr.Ing.バハルディン・ユスフ・ハビビ氏に対し、現在進行中の開発を引き続き続行し安定化し、本決定第2条にいうような国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点を実行し、任期の最後において 1999 年のインドネシア共和国国民協議会総会に対して責任を負うことを課す。

第5条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1998 年 11 月 13 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

H.ハルモコ(署名)

副議長

ハリ・サバルノ S.IP.,M.B.A.,M.M.(署名)

副議長

dr.アブドゥル・ガフル(署名)

副議長

H.イスマイル・ハサン・メタレウム S.H.(署名) Hj.ファティマ・アフマッド S.H.(署名)

副議長

副議長

プジョノ・プラニョト(署名)

第I章

序文

A. 序言

インドネシア共和国の国家目標は、1945年憲法前文に言明されているように、インドネシアの全民族と全祖国を護り、福祉全般を向上させ、国民生活を育成し、独立、恒久平和、社会的公正に基づく世界秩序とともに実践することである。

このような国家目標を実現するために、インドネシア国民は計画的、段階的に開発を実行してきた。1997年半ばまでの第1次長期開発は、国民の大半が感じることのできる成果を挙げた。しかし今日、インドネシア国民は深刻な危機を経験している。その兆候は通貨危機、経済危機から始まった。危機はその後、政治、経済、社会といったあらゆる生活の側面を覆う危機に発展し、経済・金融秩序の崩壊、拡大する失業、社会を弱体化させる貧困を引き起こし、政府に対する社会の信認危機が現出するにいたった。

このような状況の下で、インドネシア国民はこれまでの国家開発の決定や措置の見直しを迫られた。このため、新秩序の開発構想を修正し、改革の基本政策と目標にする必要がある。この措置は、合意された約束に基づいて一丸となって危機を乗り切るようインドネシア全国民を束ねる働きを持つ。

こうした目的のために、国策として機能し、大統領/国民協議会権限受託者によって実行される、国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点が作成された。この改革の要点はまた、国民生活を回復させ全面的な刷新を行う上での国家運営の手引きにもなる。さらに、改革の要点は、国家の運営者たちが統合的で計測された計画や法律を策定する際の基礎を提供する。

B. 意義

国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点は、国家開発のすべての分野、特に経済、政治、法、宗教と社会文化の各分野において、刷新を実

現するための国民の意志の表明である。

C. 意図と目的

国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点は、開発改革内閣が危機を乗り越え全面的改革を実行するにあたっての方向性を示すことを意図し、社会秩序を実現するために法を堅持し尊重する民主的な国家システムを構築することを目的にして定められる。

D. 根拠

国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点は、パンチャシラという理念上の根拠と、1945年憲法という憲法上の根拠に基づいて構成される。

E. 対象範囲

国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点は、一般的状況、目的、政策、1999年総選挙の成果としてのインドネシア共和国国民協議会総会開催までの期間内に有効な改革の実施、という順序で構成される。

第Ⅱ章

一般的状況

A. 経済

新秩序の32年間に達成された開発の成功は、1997年半ばの通貨危機の発生とその後のより広範な経済危機によって、悲しむべき凋落を経験した。強固だと思われていた経済的基盤は、外的な金融の動乱やマクロ・ミクロ経済の困難に直面して無力を露呈した。

その原因は、国民経済運営が1945年憲法第33条を志向しておらず、非常に独占的な傾向を示していたからである。権力エリートに近い企業家たちは特権を獲得し、それが社会格差を生じさせた。その根本的欠陥はまた、本来ならば比較優位、競争優位を持つ天然資源と人的資源に依拠した人民経済をなおざりにした結果でもあった。

真の企業家精神を持たないコングロマリットや一握りの強力な企業家が出現し、経済的耐久性は非常に脆弱になり競争力は弱まった。その結果、インドネシアを襲った通貨危機をうまく克服できず、再起のために懸命の勤労を要することになった。

インドネシア経済の感染は、ルピア相場の暴落が引き金になった。政府は、通貨危機の克服のために具体的で明確な措置を講じなかった。工業開発は、社会や地方の潜在的優位性に基礎を置かず、大、中、小企業間に適切な連携がなく、川上産業と川下産業の関係が弱い産業構造であった。加えて、肥沃な農業用地の大部分が産業用地へとその機能を変え、当初の米の自給条件は米の輸入国のそれになってしまった。

中央銀行に対する強力な政府介入があるために自立的でない銀行システムは、国民経済を弱体化させた。企業家と民間銀行所有者との密接な関係が、非公開の形で便宜の供与を引き起こし、社会と国家に損失をもたらした。加えて、資金管理における銀行界の不注意や不正が経済状況を一層悪化させた。

B. 政治

32年間に構築された政治秩序は、政治と治安の安定をもたらした。しかし、新封建主義的な文化や家父長制の色濃い社会文化の影響により、国家政治システムへの参加プロセスや政治文化の発展はしかるべく進まなかった。

大統領府の管理下での閉鎖的で集中した行政権力は、構造的なシステム危機をもたらし、様々な国家機関、政治・社会機関の機能が均衡して適切に発展することを妨げた。過去の汚職、癒着、身内びいきの慣行は、権力の集中と閉鎖性の一つの帰結であった。

中央・地方関係のメカニズムは、権力と意思決定の中央集中にしたがう傾向があり、人口や地理的条件に適合していなかった。この状況は、開発成果における公正・平等の創出や広範で明確にして責任ある地方自治の実行を妨げた。

人的資源の質と精神的態度の向上、国民の指導者層の育成はしかるべく進まなかった。中央集権と新封建主義が良質の人的資源を中央に向かわせ、地方における人的資源の発展の機会は限られていた。その結果、指導者層の集中 (*kaderisasi*) と受容能力や正統性に対する配慮を欠く指導者層の傾向を生み出した。

C. 法

新秩序政権の32年間、法の開発、とりわけ大統領権力の制限に関する機構法規 (*peraturan perundang-undangan organik*) の開発は充分でなかった。こうした状況は、汚職、癒着、身内びいき慣行の機会を生み、権力者の意のままの解釈による逸脱によって頂点に達した。権限の誤用、法の蔑視、公正感の軽視、社会における法の保護や確実性の欠如が生じた。

行政府が裁判機構を指導したため、権力者が裁判過程に介入する余地が生まれ、裁判過程に癒着や悪弊がはびこった。司法は、政府または国民に対して強い立場にある側を裁く案件において公正感や法の確実性を与えることをせず、結果として国民を弱い立場に追い込んでいる。

D. 宗教と社会文化

最近低下する傾向にある、唯一至高なる神への信仰の質、社会の道徳、モラル、倫理感を望ましい形で実現すべく、宗教と社会文化の開発はまだ進められる必要がある。

新秩序時代には、経済開発は貧困人口の減少や社会の一人当たり所得の増加に成功した。我が国民を襲った経済危機はこの状況を逆戻りさせ、貧困人口や解雇

による失業人口の増加をもたらした。

国民の社会経済生活の状況はますます悲しむべきものとなり、必需9品目や医薬品の価格は社会の購買力では手が届かなくなった。国民の生活水準は急激に低下し、教育の質は希望を与えるものではなく、学校中退者の数は増加した。

規律正しく誠実で高い勤労意欲と道徳心を持った国民の精髓は、まだ実現されていないどころか低下しつつある。最近の社会の一部の者による略奪や強盗などの暴力行為や、法や宗教を逸脱したその他の賞賛できない行動は、宗教の戒めや規律に基づく崇高な道徳や知性、民族の文化的価値にまっこうから反するものである。しかも、法を尊重せず重視しない行動でもある。不公平、嫉妬、緊張、その他の社会的疾病の兆候がますます強まり、一方で社会のいたわり合いや友睦は少なくなっている。さらに今日の経済危機は、インドネシア国民は自力で問題を解決できるという意欲と楽観をますます失わせている。

第 III 章 開発改革の目的

1. 経済危機をできるだけ短期間に克服する。特にグローバルな影響を受けやすい金融の安定化と、国内産業活動の回復を図る。
2. 国家の安定を創出するために、国民の政治参加の秩序立った拡大と向上を通じて、社会、国民、国家のあらゆる側面において国民主権を実現する。
3. 公共秩序の創出と精神的態度の改善を目指して、正義、公正、基本的人権といった価値に基づいて法を堅持する。
4. 市民社会の実現のために、宗教と社会文化を開発改革の基本課題に据える。

第 IV 章 開発改革の政策

A. 経済

1. 経済分野における危機対策は、できる限り短期間に経済危機を克服することを目的とし、ルピア相場を適正な水準に制御すること、必需9品目と医薬品を手の届く価格で供給すること、国民経済の車輪を回すことを狙いとする。

実行すべき課題は次のとおりである。

- a. 為替変動を制御するための為替制度を選択・採用し、安定的で適正なルピア相場を実現する。そこで、従来の政策とは異なる措置を講ずる必要がある。通貨当局は、現状に最も適した外貨管理・活用メカニズムについて定めた中央銀行法によって強化された、強固で独立した機構システムを構築しなければならない。

- b. 生産活動を再生し社会の購買力を回復させるために、利子率を管理し、インフレ率を抑制する。
 - c. 新銀行法とその施行令にしたがい、銀行の再構築と健全化を実行する。
 - d. 国内事業への対外的な信頼性とイメージを回復するために、民間債務解決メカニズムを創る。同時に、対外債務に対する政府および民間の監視・監督システムを創る。
 - e. 国内での増産あるいは輸入によって、充分な量の必需品9品目と医薬品を国民の手の届く価格で供給する。貧困層、とくに購買力を持たない層を、対象を設定した補助金政策によって最優先する。食糧の多様化政策・計画を拡大し、国民の米への食糧依存度を減らせるようにする。
 - f. 生産活動、とくに強靱な経済的基礎を作るための基本となる、人民経済に立脚した輸出指向の活動を再活性化する。
 - g. 輸出増進のため、天然資源、とくに海洋資源の経済的潜在力をその資源の保全を含めて強化する。
 - h. 国家の外貨稼得源である観光の潜在力を強化する。
2. 経済分野における改革の実行は、危機を切り抜ける努力を支援する。
実行すべき課題は次のとおりである。
- a. 透明なマクロ・ミクロ経済政策を実現する。
 - b. 金融機関、とくに銀行部門を整理する。
 - c. 様々な独占慣行を除去し、効率化や革新を促すインセンティブ・システムを発達させることにより、経済をより効率的で競争力のあるものにする。
 - d. 汚職、癒着、身内びいきや国家と国民に損失を与えるその他の経済慣行を除去するために、事業運営における行政の情報開示を進める。
 - e. 投資、生産、流通、貿易を妨げる諸規定を緩和する。
 - f. 地方自治、国家資源の公正な管理・分配・利用、中央と地方の財政均衡を、法律の制定・改正により即時実行する。
 - g. 対外債務に対する政府および民間による監視・管理システムを作る。

B. 政治

1. 政治分野の危機対策は、民主的で安定した政治を構築することを目的とし、政府の権威と正統性を早期に確立し直すこと、国民の参加と信認に支えられること、都市・村落を問わず社会の平静、平穏、秩序の保障に貢献する雰囲気を作り出すことを狙いとする。
実行すべき課題は次のとおりである。
- a. 民主化過程に適合しそれを支援する政治法を制定する。
 - b. 1999年5月または遅くとも6月に公正、公平、直接、普通、自由、秘密であ

る総選挙を実施する。その総選挙のプロセスに民主主義の実行を保証するため、次のような規定を定める。

- 1) 総選挙実施委員会は、自由で自立した総選挙実施機関であり、総選挙参加政党と政府からなり、大統領に対して責任を持つ。
 - 2) 総選挙の実施は、休日または休日と宣言された日になされる。
 - 3) 総選挙の監督は、自立した1つの監督機関によって行われる。社会のイニシアティブで育った独立した諸機関は監視を行うことができる。
- c. 国民の政府に対する信頼性をより高めるために、法律に基づいて行動し社会に奉仕する清廉な政府を育成する。
- d. 改革を行うために治安の安定と社会秩序を実現する。
2. 政治分野の改革は、国家の危機を解決する手段として、すべての分野において優先的に国民主権を確立することを目指す。

実行すべき課題は次のとおりである。

- a. 国家機関、政治機関、社会機関による監督の役割を強化することによって、国民主権を確立する。
- b. 自発的に組織された社会の政治グループや要望の多様性を尊重する。
(未決)
- c. 行政、立法、司法の間で権力権限を明確に分割する。
- d. 国軍の二重機能の履行の方法を、社会、国民、国家における国軍の役割に関する新しいパラダイムに適合させる。

C. 法

1. 法分野における危機対策は、法の堅持と実行を目的とし、社会の秩序、平静、平穏の実現を狙いとする。

実行すべき課題は次のとおりである。

- a. 均衡、専門性、高潔さを達成するために、司法機構の機能と権限を明確に分離する。
- b. 国民生活の規律づけとしての法がその役割を円滑に果たし続けることを保証する法の道具立て、設備と施設への支援を向上させる。
- c. 全社会における法の堅持と覚醒を向上させることによって、基本的人権に対する尊重と尊敬を根付かせる。
- d. 撤廃予定である国家転覆刑事犯罪の撲滅に関する法律第 11/PNPS/1963号に代わる、国家安全治安法を制定する。

2. 法分野における改革の実行は、法分野での危機の克服に役立つ。

実行すべき課題は次のとおりである。

- a. 司法と行政の機能を明確に分離する。

- b. 統合的な国家立法プログラムを通じて、国家法体系を実現する。
- c. 社会、国民、国家における法の優越(supremasi hukum)を確立する。
- d. 社会構成員、とくに国家運営者の現行法を尊重する姿勢と行動を形成する。

D. 宗教と社会文化

1. 社会文化の分野での危機対策は、唯一至高なる神への信仰を向上させ、市民社会の実現の基礎を築くために国家の危機は自らの力によって克服できるというインドネシア社会の楽観的な意欲と確信を起こさせることを目的とする。

実行すべき課題は次のとおりである。

- a. 唯一至高なる神への信仰の質の向上は、宗教教育機関の質の向上によって行われる。そこでは宗教教育は、家族、教育、社会の環境の中で、段階的、継続的に現行法に従って行われ、すべての流派、種類、段階の教育と学校前教育において、教育参加者の宗教に合わせ、教員は教える宗教に合致した宗教を持っていなければならない。
- b. 礼拝設備・施設を整備、増強し、法律に定める巡礼の運営を向上させる。
- c. 対象を設定した、とくに食糧と衛生の分野での社会安全網プログラムを実施する。
- d. 中退の恐れのある生徒・学生への救済策と一般的な教育訓練プログラムを実施する。
- e. 失業中または事業に支障を生じた者を対象とする特別プログラムにより社会的救済を行い、完全失業と貧困の増加を防ぐ。
- f. 学校での知能教育を通じて崇高な道徳心と理性を養う。

2. 社会文化の分野における改革の実行は、社会文化の分野での危機の克服に役立つ。

実行すべき課題は次のとおりである。

- a. 事業倫理、職業倫理、政府倫理を養い確立するための手段・設備、行動プログラムや法律を整備する。
- b. 汚職、癒着、身内びいきのない健全な雰囲気を養成するための手段・設備、行動プログラムを整備する。
- c. インドネシアの将来像に関する共通のビジョンを形成するための手段・設備を整備し、キャンペーンを行う。
- d. 開発課題の実行に関わる混乱を避けるために、各地方の成長センターに拡散し各社会グループや各セクター間に横断的な国民作業チームネットワークを創出する。
- e. 国民の問題に関する見識を持ち、国民の統一と単一性を反映し、法を堅

持し尊重する文化団体のネットワークを構築することにより、国民の精神的態度を改革する。

- f. 高齢者の力量と尊厳を護りその経験を活用するために高齢住民団体を設立する。
- g. 信徒間の親和を図り、信徒間の作業ネットワークを構築し強化する。
- h. 社会においてまたはマスメディアを通じて、賞賛できない道徳を広め得る活動を防止するための真剣な努力と社会に対する真の宗教教育を通じて、社会の崇高な道徳とモラルの発展を促進する。

第 V 章

実施

国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点は、インドネシア共和国国民協議会によって決定され、インドネシア共和国国民協議会決定がなされてから 1999 年総選挙の成果としての国民協議会総会が開催されるまでの期間に、大統領/国民協議会権限受託者によって実施される。本決定の実施は、国民議会によって監督される。

国民協議会権限受託者として、大統領は、国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点の実施に関する責務報告を、1999 年総選挙の成果としての国民協議会に対して行う。

第 VI 章

結語

国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点は、すべての分野において改革を行うための戦略的政策の基本を定めたものであり、決定がなされてから 1999 年総選挙の成果としての国民協議会総会が開催されるまでの短期間に、国民の積極的な参加を得て実施される。

このことは、社会の全構成員の建設的な理念と行動に適合した条件の下で、国家開発を継続し国家の目的を実現しようとする国民の確信を回復させるであろう。ここに述べた条件は、1945 年憲法に述べられている、独立し単一で主権を持ち公平で繁栄したインドネシア共和国単一国家の独立宣言の理想に合致した、民主的でダイナミックで開かれた社会、国民、国家の秩序を発展させるために必要とされる。

そのすべてはまた、危機を乗り越え、全面的な改革、とくに経済、政治、法、宗教と社会文化における改革を実行するためである。危機の克服と改革の実行には社会の秩序と安定がもっとも必要とされる。

資料2-6 汚職・癒着・身内びいきのない清廉な政府に関する MPR 決定 1998 年第 11 号

「汚職、癒着、身内びいきのない清廉な国家運営者に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 11 号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor XI/MPR/1998 Tentang Penyelenggara Negara Yang Bersih dan Bebas Korupsi, Kolusi, dan Nepotisme

唯一至高なる神の恩恵を受けて インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 1945 年憲法に基づき、国家運営は行政府、立法府、司法府により実行されること、
 - b. インドネシア共和国大統領/国民協議会権限受託者への権力、権限、責任の集中が起きた国家運営においては、国家最高機関(lembaga tertinggi negara)およびその他の国家高等機関(lembaga tinggi negara)がうまく機能せず、社会、国民、国家における社会的管理の面で社会参加が発達しなかったという結果が生じたこと、
 - c. 国民は、開発改革が効率的、効果的に行われるよう、真剣に責任を持ってその機能と任務を遂行することのできる国家運営者を衷心から望んでいること、
 - d. 公職者や企業家を巻き込んで汚職、癒着、身内びいきを肥大させ特定のグループを利する事業慣行が起きた国家運営においては、国民生活の様々な側面において国家運営の土台が損なわれたこと、
 - e. 公平な国民生活をすべての面において復興するために、汚職、癒着、身内びいきの慣行に由来すると推定される公職者、元公職者とその家族の財産に対する調査を行うことによって、信頼され得る、かつ汚職、癒着、身内びいきの慣行から自らを解放することのできる国家運営者が必要とされること、
 - f. したがって、汚職、癒着、身内びいきのない清廉な国家運営者を定めるインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、
- を考慮し、
1. 1945 年憲法第 1 条第 2 項、第 2 条第 2 項、第 4 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 23 条、第 24 条、および第 33 条、
 2. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 1 号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第 1 号、

3. 国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 第2号の破棄に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第9号、

に鑑み、

1. 国民協議会特別会議開催に関する国民協議会議長団決定 1998 年第 10 号、
2. 国民協議会作業部会によって準備された汚職、癒着、身内びいきのない清廉な国家運営者に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における協議、

3. 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における 1998 年 11 月 13 日の第4回全体会議による決定、

に留意し、

汚職、癒着、身内びいきのない清廉な国家運営者に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第1条

インドネシア共和国国民協議会は、1945 年憲法に従って国家運営が行われるよう、国家最高機関、大統領府、その他の国家高等機関を、均衡のとれた形で正常に機能させるために決定を下す。

第2条

- (1) 行政府、立法府、司法府における国家運営者は、うまくその機能と任務を履行し、社会、国民、国家に対し責任を持たなければならない。
- (2) その機能と任務を履行するにあたって、国家運営者は、誠実、公平で、開かれ、信頼され、汚職、癒着、身内びいきの慣行から自らを解放することができなければならない。

第3条

- (1) 汚職、癒着、身内びいきの慣行を回避するため、ある国家運営上の職務に任ぜられる者はその宗教にしたがって宣誓を行わなければならない、奉職前と後にその資産を公開し調査される用意がなければならない。
- (2) 第1項にいう資産の調査は、国家元首により設置されその構成員が政府と社会から成る1つの機関によって実施される。
- (3) 汚職刑事犯罪を撲滅する努力は、汚職刑事犯罪に関わる法規を一貫して施行することにより明確に実行される。

第4条

汚職、癒着、身内びいきを撲滅する努力は、無罪の推定 (*praduga tak bersalah*) の原則と基本的人権に常に留意しながら、スハルト元大統領を含む、公職者、元公職

者、その家族とクローニー、民間人ロンゴロマリットなど、いかなる者に対しても明確に実行されなければならない。

第5条

本決定にいう規定は、より詳細に法律でこれを定める。

第6条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1998年11月13日

インドネシア共和国国民協議会

議長

H.ハルモコ(署名)

副議長

ハリ・サバルノ S.IP., M.B.A., M.M. (署名)

副議長

dr.アブドウル・ガフル(署名)

副議長

H.イスマイル・ハサン・メタレウム S.H. (署名) Hj.ファティマ・アフマッド S.H. (署名)

副議長

副議長

プジョノ・プラニョト(署名)

資料2-7 大統領非常大権(MPR 決定 1998 年第5号)の破棄に関する MPR 決定 1998 年第 12 号

「パンチャシラの実践としての国家開発の成功と保全のための大統領/インドネシア共和国国民協議会権限受託者に対する特別任務・権限の付与に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第5号の破棄に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 12 号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor XII/MPR/1998
Tentang Pencabutan Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia
Nomor V/MPR/1998 Tentang Pemberian Tugas dan Wewenang Khusus Kepada
Presiden/Mandataris Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Dalam
Rangka Penyuksesan dan Pengamanan Pembangunan Nasional Sebagai Pengamalan
Pancasila

**唯一至高なる神の恩恵を受けて
インドネシア共和国国民協議会は、**

- a. 国家開発は、パンチャシラと 1945 年憲法に基づいた、物質的、精神的に平等で、公平で繁栄した社会を実現することを目的としていること、
- b. 大統領は、1945 年憲法に定められたとおり、国民協議会の下での最高の国家行政の運営者であり、したがって大統領は国家行政と開発を実行するための十分に大きな権力をすでに有していること、
- c. 大統領/権限受託者に対する特別任務・権限の付与に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第5号の適用は、法の限界を超え得るものであり、ますます民主的になりつつある国家秩序の発展に適合しないこと、
- d. スハルト氏のインドネシア共和国大統領からの辞任により、インドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第5号第3条に示されるようにインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第5号の有効期間は終わったこと、
- e. したがって、パンチャシラの実践としての国家開発の成功と保全のための大統領/インドネシア共和国国民協議会権限受託者に対する特別任務・権限の付与に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第5号を破棄するためのインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、

を考慮し、

- 1. 1945 年憲法第1条第2項、第3条、第4条、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第17条、および第22条、
- 2. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号、

に鑑み、

- 1. 国民協議会特別会議開催に関する国民協議会議長団決定 1998 年第10号、
- 2. パンチャシラの実践としての国家開発の成功と保全のための大統領/インドネシア共和国国民協議会権限受託者に対する特別任務・権限の付与に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第5号の破棄に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における協議、
- 3. 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における 1998 年 11 月 13 日の第4回全体会議による決定、

に留意し、

パンチャシラの実践としての国家開発の成功と保全のための大統領/インドネシア

共和国国民協議会権限受託者に対する特別任務・権限の付与に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 第5号の破棄に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第1条

パンチャシラの実践としての国家開発の成功と保全のための大統領/インドネシア共和国国民協議会権限受託者に対する特別任務・権限の付与に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 第5号を破棄し、もはや有効でないことを宣言する。

第2条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1998年11月13日

インドネシア共和国国民協議会

議長

H.ハルモコ(署名)

副議長

ハリ・サバルノ S.IP.,M.B.A.,M.M.(署名)

副議長

dr.アブドウル・ガフル(署名)

副議長

H.イスマイル・ハサン・メタレウム S.H.(署名) Hj.ファティマ・アフマッド S.H.(署名)

副議長

副議長

プジョノ・プラニョト(署名)

資料2-8 正副大統領の任期制限に関する MPR 決定 1998 年第 13 号

「インドネシア共和国の大統領と副大統領の任期の制限に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 13 号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor XIII/MPR/1998 Tentang Pembatasan Masa Jabatan Presiden dan Wakil Presiden Republik Indonesia

唯一至高なる神の恩恵を受けて
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 1945年8月17日に宣言したインドネシア共和国の国家憲法である1945年憲法は、インドネシアの国民と国家にとって最も基本的な、インドネシアの固有性（kepribadian Indonesia）に適合した規定を盛り込んでいること、
- b. 1945年憲法第7条に基づき、大統領と副大統領は5年の任期を持ち、その後も再選が可能であること、
- c. インドネシア共和国の過去の国家行政において、大統領と副大統領が同職に何回まで再選可能なのかについての制限がなかったことが、国民主権と民主主義を損なう様々な解釈を引き起こしたこと、
- d. 1945年憲法によると1人の大統領、副大統領が何回まで再選可能なのかについて様々な解釈が生じるのを避けるためには、インドネシア共和国の大統領と副大統領の任期の制限に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、

を考慮し、

1. 1945年憲法第1条第2項、第2条第1項、第3条、第6条第2項、第7条、および第8条、
2. 大統領と副大統領の選出方法に関するインドネシア共和国国民協議会決定1973年第2号、
3. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定1998年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定1983年第1号、

に鑑み、

1. 国民協議会特別会議開催に関する国民協議会議長団決定1998年第10号、
2. 国民協議会作業部会によって準備されたインドネシア共和国大統領と副大統領の任期の制限に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した1998年11月10日から13日までの国民協議会特別会議における協議、
3. 1998年11月10日から13日までの国民協議会特別会議における1998年11月13日の第4回全体会議による決定、

に留意し、

インドネシア共和国の大統領と副大統領の任期の制限に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第1条

インドネシア共和国の大統領と副大統領は5年の任期を有し、その後もう1回だけの任期について再選されることができる。

第2条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1998年11月13日

インドネシア共和国国民協議会

議長

H.ハルモコ(署名)

副議長

ハリ・サバルノ S.IP.,M.B.A.,M.M.(署名)

副議長

dr.アブドゥル・ガフル(署名)

副議長

H.イスマイル・ハサン・メタレウム S.H.(署名) Hj.ファティマ・アフマッド S.H.(署名)

副議長

副議長

プジョノ・プラニョト(署名)

資料2-9 総選挙に関する決定(MPR 決定 1998年第3号)の改正・追加に関するMPR 決定 1998年第14号

「総選挙に関するインドネシア共和国国民協議会決定1988年第3号に対する改正と追加に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第14号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor XIV/MPR/1998 Tentang Perubahan dan Tambahan Atas Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor III/MPR/1988 Tentang Pemilihan Umum

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国国民協議会は、

- a. パンチャシラを基礎とするインドネシア共和国単一国家においては、主権は国民に存し、インドネシア共和国国民協議会によって全面的に行使されること、
- b. 国民と国家において国民主権が明確に実現されるためには、直接、普通、自由、秘密に(secara langsung, umum, bebas, dan rahasia)投票を行うことによって、民主的、誠実、公平に(secara demokratis, jujur dan adil)総選挙を実施する必要があること、
- c. パンチャシラ民主主義の実行において、動力源および安定化装置として

(selaku dinamisator dan stabilisator)行動する社会政治勢力としてのインドネシア共和国国軍は総選挙において選挙権を行使しないため、彼らの資格はインドネシア共和国の国民協議/代表機関において任命により決定されること、

- d. したがって、総選挙に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1988 年第3号に対する改正と追加に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、

を考慮し、

1. 1945年憲法第1条第2項、第2条第1項、第19条第1項、および第27条第1項、
2. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定1998年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定1983年第1号、

に鑑み、

1. 国民協議会特別会議開催に関する国民協議会議長団決定1998年第10号、
2. 国民協議会作業部会によって準備された総選挙に関するインドネシア共和国国民協議会決定1988年第3号に対する改正と追加に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した1998年11月10日から13日までの国民協議会特別会議における協議、
3. 1998年11月10日から13日までの国民協議会特別会議における1998年11月13日の第4回全体会議による決定、

に留意し、

総選挙に関するインドネシア共和国国民協議会決定1988年第3号に対する改正と追加に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、
と決定する。

第1条

総選挙に関するインドネシア共和国国民協議会決定1988年第3号は、次のように改正される。

1. 第1条第1項を次のように改正する。
「(1) 総選挙は、パンチャシラと1945年憲法を基礎とするインドネシア共和国単一国家において国民主権を行使する手段である。」
2. 第1条第2項を次のように置き換える。
「(2) 総選挙は、直接、普通、自由、秘密に投票を行うことによって民主的、誠実、公平にこれを実施する。」
3. 第1条第3項の「国家(Negara)」の後に「単一(Kesatuan)」を追加し、次のようにする。

「本条第2項にいう投票は、インドネシア共和国単一国家の全領域において一斉にこれを実施する。」

4. 第2条を次のように置き換える。

「本決定にいう総選挙は、1999年5月または遅くとも6月にこれを実施し、その後の総選挙は5年に1度実施する。ここにいう総選挙は、休日または休日にされた日に行う。」

5. 第3条第1項と第2項を次のように改正し、第3項を追加する。

- 「(1) 本決定にいう総選挙には、現行の法規に従った要件を満たし、同等の立場、権利、義務を有する政党が参加する。
- (2) 総選挙は、総選挙参加政党と政府から成り、大統領に対して責任を持つ、自由で自立した (*bebas dan mandiri*) 総選挙実施機関がこれを実施する。
- (3) 総選挙の監督 (*pengawasan*) は、自立した1つの監督機関がこれを行う。社会のイニシアティブで育った独立した諸機関は監視 (*pemantauan*) を行うことができる。」

6. 第5条を次のように改正する。

- 「(1) インドネシア共和国国民協議会議員は、1945年憲法のいうように、インドネシア共和国国民議会議員に加えて地方代表議員、諸組織代表議員から成る。
- (2) 地方代表と諸組織代表の議員資格は、より詳細に法律でこれを定める。」

7. 第6条を次のように変える。

- 「(1) インドネシア共和国国民議会と地方議会の議員は、総選挙の結果としての政党議員と、任命されたインドネシア共和国国軍議員から成る。
- (2) インドネシア共和国国民議会と地方議会における国軍議員の任命は、段階的にその数を減らし、その後は法律でこれを定める。」

第2条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1998年11月13日

インドネシア共和国国民協議会

議長 H.ハルモコ(署名)

副議長

ハリ・サバルノ S.I.P.,M.B.A.,M.M.(署名)

副議長

dr.アブドゥル・ガフル(署名)

副議長

H.イスマイル・ハサン・メタレウム S.H.(署名) Hj.ファティマ・アフマッド S.H.(署名)

副議長

副議長

プジョノ・プラニョト(署名)

資料2-10 地方自治と中央地方財政の均衡に関する MPR 決定 1998 年第 15 号

「インドネシア共和国単一国家の枠組みの中における地方自治の実施、国家資源の公正な管理・分配・利用、および中央と地方の財政均衡に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 15 号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor XV/MPR/1998 Tentang Penyelenggaraan Otonomi Daerah; Pengaturan, Pembagian, dan Pemanfaatan Sumber Daya Nasional yang Berkeadilan; serta Perimbangan Keuangan Pusat dan Daerah Dalam Kerangka Negara Kesatuan Republik Indonesia

唯一至高なる神の恩恵を受けて、インドネシア共和国国民協議会は、

- a. インドネシア共和国単一国家は、国民の繁栄のために最大限に活用されるべき国家資源を保有していること、
- b. 国家開発の不可欠な部分である地方開発は、地方自治、国家資源の公正な管理、および中央と地方の財政均衡を通じて実行されること、
- c. 地方自治の実施、国家資源の公正な管理・分配・利用、および中央と地方の財政均衡は、民主主義、公正、平等の原則に適合し均衡のとれた形でまだ実行されていないこと、
- d. したがって、インドネシア共和国単一国家の枠組みの中における地方自治の実施、国家資源の公正な管理・分配・利用、および中央と地方の財政均衡に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、

を考慮し、

1. 1945 年憲法第 1 条第 2 項、第 3 条、第 18 条、第 23 条、および第 33 条、
2. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 1 号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第 1 号、

に鑑み、

1. 国民協議会特別会議開催に関する国民協議会議長団決定 1998 年第 10 号、
2. 国民協議会作業部会によって準備されたインドネシア共和国単一国家の枠組みの中における地方自治の実施、国家資源の公正な管理・分配・利用、および中央と地方の財政均衡に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における協議、
3. 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における 1998 年 11

月 13 日の第 4 回全体会議による決定、
に留意し、
インドネシア共和国単一国家の枠組みの中における地方自治の実施、国家資源の
公正な管理・分配・利用、および中央と地方の財政均衡に関するインドネシア共和
国国民協議会決定を制定する、
と決定する。

第 1 条

地方に広範、明確、かつ責任を伴う権限を均衡のとれた形で付与することによる
地方自治の実施は、国家資源の公正な管理・分配・利用、および中央と地方の財政
均衡によって実現される。

第 2 条

地方自治の実施は、民主主義の原則に基づき地方の多様性 (*keanekaragaman daerah*) に留意しながらこれを行う。

第 3 条

- (1) 中央と地方の間の国家資源の管理・分配・利用は、地方社会と国民全体の繁栄
のためにこれを公平に行う。
- (2) 天然資源の管理は、効果的、効率的に、責任を持ち、透明で、公開された形で
これを行い、小・中企業と協同組合に広く機会を提供しながら実施する。

第 4 条

中央と地方の財政均衡は、地方の潜在力、地方の面積、地理的条件、人口、社
会の所得水準に留意しながらこれを実施する。

第 5 条

地方政府は、国家資源を管理する権限を有し、環境の保全に責任を有する。

第 6 条

インドネシア共和国単一国家を維持し強固なものにする目的での地方自治の実
施、国家資源の公正な管理・分配・利用、中央と地方の財政均衡は、民主主義 (*asas kerakyatan*) と、地方議会と社会の監督によって強化された融和性に基づいてこれ
を実施する。

第 7 条

本決定にいう規定は、追って法律により定められる。

第 8 条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定
1998 年 11 月 13 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

H.ハルモコ(署名)

副議長

ハリ・サバルノ S.IP.,M.B.A.,M.M.(署名)

副議長

dr.アブドウル・ガフル(署名)

副議長

H.イスマイル・ハサン・メタレウム S.H.(署名) Hj.ファティマ・アフマッド S.H.(署名)

副議長

副議長

プジョノ・プラニョト(署名)

資料2-11 経済民主主義に関する MPR 決定 1998 年第 16 号

「経済民主主義における経済政治に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 16 号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor XVI/MPR/1998 Tentang Politik Ekonomi Dalam Rangka Demokrasi Ekonomi

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 1945 年憲法第 33 条にいう経済民主主義の実施は、まだ実現していないこと、
- b. 国家開発の進展、必要性、挑戦課題に沿って、国家経済開発の支柱としての協同組合、小・中企業を含む人民経済(ekonomi rakyat)に機会、支援、発展をより多くもたらす経済政治上の重点姿勢が必要とされること、
- c. したがって、経済民主主義における経済政治に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、

を考慮し、

1. 1945 年憲法第 1 条第 2 項、第 3 条、第 11 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条、および第 33 条、
2. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 1 号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第 1 号、

に鑑み、

1. 国民協議会特別会議開催に関する国民協議会議長団決定 1998 年第 10 号、

2. 国民協議会作業部会によって準備された経済民主主義における経済政治に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した1998年11月10日から13日までの国民協議会特別会議における協議、
 3. 1998年11月10日から13日の国民協議会特別会議における1998年11月13日までの第4回全体会議による決定、
- に留意し、
経済民主主義における経済政治に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第1条

本決定における経済政治とは、1945年憲法第33条にいう、国民の最大限の繁栄のために大衆の利益を優先する経済民主主義の基本原則の実現手段としての政策、戦略、国家経済開発の実施のことをいう。

第2条

国家の経済政治は、強くて数の多い中企業者が生まれ、小・中企業、協同組合、民間大企業、国営企業などの経済主体の間で相互に利益を得る連携と提携 (*keterkaitan dan kemitraan*) が形成され、経済民主主義と高い競争力を伴う効率性を実現するためにそれらの経済主体が相互に強化し合うような国家経済構造の創出へと向けられる。

第3条

経済民主主義の実施にあたっては、公正と平等の原則に合致しない1人または1つの人や企業のグループへの経済力集中や資産蓄積が起きてはならないし、なくさなければならない。

第4条

経済的に弱い企業者 (*pengusaha ekonomi lemah*) は、特に天然資源の活用と資金源へのアクセスにおいて自立できるように、優先権を与えられ、事業およびすべての経済的利害の拡大において助力されなければならない。

第5条

国家経済の支柱としての小・中企業、協同組合は、大企業と国営企業の役割を軽んずることなしに、人民経済の企業群に対する確固たる重点姿勢の表れとしてできる限り広範な機会、支援、保護、発展を獲得しなければならない。

第6条

大企業と国営企業は、事業を行い、健全な方法で天然資源を管理し、小・中企業者、協同組合と提携する権利を有する。

第7条

- (1) 土地とその他の天然資源の管理と活用は、小・中企業、協同組合および広く社会の経済的能力の発展のために、あらゆる形の権力と所有の集中を排除しながら公平に行わなければならない。
- (2) 農業事業の基盤としての土地は、小・中企業、協同組合の農業事業を取り込んでそれらに最大限の繁栄をもたらすことのできる人民農業(pertanian rakyat)の成長のために利用されることを優先しなければならない。

第8条

銀行と金融機関は、健全な事業運営の原則の限度いっぱいまで、小・中企業者、協同組合に対して最大限の機会をできる限り公平かつ透明に開放する義務がある。

第9条

健全な国家の金融経済の運営のために、中央銀行であるインドネシア銀行は、政府やその他の外的介入から自立的で自由でなければならず、その実績は監督され責任を持たされる。

第10条

すべての政府対外借入は、国家経済を強化するものでなければならず、国民議会の承認を得て政府がこれを実行し、年次予算の中に組み込まなければならない。

第11条

民間対外借入は、完全に債務者である当事者の責任となり、国家経済の安全のために政府がこれを機能的、透明にモニタリングする。

第12条

国家経済の回復と成長を加速するためには、外国投資が必要であり、その外国投資は同時に人民経済の主体との事業連携を形成することができると期待される。

第13条

就業者にとっての経済民主化は、組合を作る自由、生産性や就業者福利を促進する様々な活動に参加する自由、会社の株式を所有する機会を得る自由という形で実現されなければならない。

第14条

政府と国民議会は、大衆にその効用が感得され享受される経済的公正が実現されるように、本決定の定める経済政治の実行を促進し監督する。

第15条

目的と時間に留意しながら、本決定に定める経済民主主義における経済政治の実施としてより詳細に様々な法律を定めることを、インドネシア共和国国民協議会権

限受託者である大統領と国民議会に課す。

第 16 条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1998 年 11 月 13 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

H.ハルモコ(署名)

副議長

ハリ・サバルノ S.IP.,M.B.A.,M.M.(署名)

副議長

dr.アブドウル・ガフル(署名)

副議長

H.イスマイル・ハサン・メタレウム S.H.(署名) Hj.ファティマ・アフマッド S.H.(署名)

副議長

副議長

ブジョノ・プラニョト(署名)

資料2-12 基本的人権に関する MPR 決定 1998 年第 17 号

「基本的人権(hak asasi manusia)に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 17 号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor XVII/MPR/1998 Tentang Hak Asasi Manusia

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 唯一至高なる神の創造物である人間は、基本的な権利、すなわち人間の生活福祉への役割と貢献、そして自分自身を高めることのできる基本的権利を恵与されていること、
- b. 1945 年憲法前文は、社会、国民、国家の生活における基本的人権の履行への認識、敬意、意志を信託していたこと、
- c. 国際社会の一員であるインドネシア国民は、国際連合の世界人権宣言および基本的人権に関するその他の国際的規約に書かれた基本的人権を尊重すべきであること、
- d. したがって、基本的人権に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要

であること、
を考慮し、

1. 1945年憲法第1条、第2条、第3条、第18条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、および第34条、
2. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定1998年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定1983年第1号、

に鑑み、

1. 国民協議会特別会議開催に関する国民協議会議長団決定1998年10号、
2. 国民協議会作業部会によって準備された基本的人権に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した1998年11月10日から13日までの国民協議会特別会議における協議、
3. 1998年11月10日から13日までの国民協議会特別会議における1998年11月13日の第4回全体会議による決定、

に留意し、

**基本的人権に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、
と決定する。**

第1条

国家高等機関とすべての政府機関に対し、基本的人権に関する理解を尊重し、堅持し、全社会に広く広めることを課す。

第2条

インドネシア共和国大統領と国民議会に対し、パンチャシラと1945年憲法に反しない限りにおいて、基本的人権に関する国際連合の様々な法規を批准することを課す。

第3条

社会による基本的人権の尊重、堅持、普及は、社会、国民、国家の生活における国民としての覚醒と責任に基づいた社会的運動を通じてこれを実行する。

第4条

基本的人権に関する調査、吟味、監視、研究、調停は、法律の定める1つの国家基本的人権委員会がこれを実施する。

第5条

全体的な関係を知ることができるように、基本的人権の草稿体系は次のように構成される。

- I. 基本的人権に対するインドネシア国民の見解と姿勢
- II. 基本的人権憲章

第6条

第5条の内容および解説は、本決定から切り離すことのできない部分である基本的人権草稿に掲載される。

第7条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1998年11月13日

インドネシア共和国国民協議会

議長

H.ハルモコ(署名)

副議長

ハリ・サバルノ S.IP.,M.B.A.,M.M.(署名)

副議長

dr.アブドゥル・ガフル(署名)

副議長

H.イスマイル・ハサン・メタレウム S.H.(署名)

副議長

Hj.ファティマ・アフマッド S.H.(署名)

副議長

プジョノ・プラニョト(署名)

I. 基本的人権に対するインドネシア国民の見解と姿勢

A. 序文

唯一至高なる神の創造物である人間は、基本的人権と呼ばれる基礎的な権利を、神が予め定めたとおりに(secara kodrati)差別なく恵与されている。その基本的人権によって、人間は人類の繁栄のために自分自身を、また自身の役割と貢献を高めることができる。

人間は、個人としてであれ国民としてであれ、人類の繁栄のために自身を高め役割を果たし貢献するにあたって、人生観と国民の個性に左右される。

インドネシア国民の崇高な価値観の結晶であるインドネシア国民の人生観と個性は、1945年憲法前文に謳われているように、個人的生物また社会的生物としてその素質を高めようとする意識を持った、唯一至高神の創造物としての尊厳と威信の中に人間を据える。

インドネシア国民は、ある国民がその国民の価値観や人生観に合わせて基本的人権を解釈し規定しようとする努力を尊重する。インドネシア国民は、国民の人生観としてのパンチャシラに適合した基本的人権を重んじ採用する。

世界の歴史は、民族、種族、肌の色、文化、言葉、宗教、集団、性別、社会的地

位などに基づく不公平で差別的な行動に由来する様々な苦難、苦悩、社会的格差を記録してきた。世界の平和と繁栄は人類の大望であることを考えると、苦難、苦悩、格差を引き起こし人間の尊厳と価値を貶め得ることをすべての民族は自制しなければならぬ。

インドネシア国民は、その歴史において占領に由来する苦悩と苦難を経験した。それゆえに、1945年憲法前文は、独立はすべての民族の権利であり、地球上における占領は人間性と公正さに適合しないので廃止すべきであることを命令している。インドネシア国民は、本来はすべての民族にとっての義務である独立、恒久的平和、および社会的公正に基づいた世界秩序をともに実現する決意を持っており、基本的人権はその義務と切り離すことはできないとの見解を持っている。

B. 根拠

1. インドネシア国民は、宗教の教義、普遍的な倫理上の価値観、民族の文化的価値観を源とし、パンチャシラと1945年憲法に基づいた、基本的人権に対する見解と姿勢を持っている。
2. 国際連合の一員であるインドネシア国民は、世界人権宣言および基本的人権に関するその他の国際的規約を尊重する責任を有している。

C. 歴史、接近法、および内容

1. 歴史

歴史的経緯において、インドネシア国民はインドネシア独立闘争の開始以来、基本的人権が尊重されるべきであると主張してきた。このことは、占領に対する次のようなインドネシア独立闘争の歴史に明確に表れている。

- a. 20世紀初頭の様々な独立運動の誕生のきっかけとなった1908年5月20日の民族の覚醒は、他の民族による占領から自らを解放しようとするインドネシア民族の覚醒を示している。
- b. 1928年10月28日の青年の誓いは、インドネシア民族が一つの祖国を持ち、一つの統一言語を重んじる、一つの民族としての権利に目覚めたことを証拠づけている。
- c. 1945年8月17日のインドネシア独立宣言は、1945年8月18日の1945年憲法制定とともに、インドネシア独立闘争の頂点をなしている。その憲法前文では「独立は、本来すべての民族の権利である。したがって、地球上における占領は、人間性と公正さに適合しないので廃止すべきである」と命令している。1945年憲法は、基本的人権を含む非常に根本的な規定を定めている。

- d. インドネシア行政史における明確な基本的人権の定則化は、インドネシア連邦共和国憲法と1950年暫定憲法に記載されている。この2つの憲法は、基本的人権に関する詳細な規定を記載している。制憲議会においても基本的人権に関する草案策定の努力がなされた。
- e. 純粋で必然たる1945年憲法の履行のために、1966年暫定国民協議会総会において基本的人権憲章と国民の権利と義務に関する草案を準備するための特別委員会の設置に関する暫定国民協議会決定1966年14号(Nomor XIV/MPRS/1966 tentang Pembentukan Panitia Ad Hoc untuk menyiapkan Dokumen Rancangan Piagam Hak Asasi Manusia dan Hak-hak serta Kewajiban Warga Negara)が制定された。1967年3月6日付暫定国民協議会議長団決定1967年第24/B号により、特別委員会の成果は次の会議で討議されることで承諾された。ところが、1968年暫定国民協議会総会では、その憲章の草案は討議されなかった。なぜならば、総会は、1965年の9月30日運動/インドネシア共産党(G-30-S/PKI)の反逆という悲劇の後の国家の復興と確立、パンチャシラと1945年憲法に基づく国民生活の再生に関わる緊急問題の討議をより優先したからである。
- f. 社会の肯定的な評価を得た、大統領決定1993年第50号に基づく国家人権委員会(Komisi Nasional Hak Asasi Manusia)の設立は、インドネシア国民の人権問題に対する大きな関心の表れであり、インドネシア国民の視点に立った基本的人権を早期に定則化するようインドネシア国民を促した。
- g. 基本的人権の定則化は、1998年国民協議会総会で国策大綱の中により詳細に記載されたことにより進展をみた。

2. 接近法と内容

基本的人権の内容の定則化は、次に示すように、規範的、経験主義的、叙事的、分析的な接近法を採用した。

- a. 基本的人権は、唯一至高なる神の賜物としての普遍的で素質を持った人間自身に付随した基本的な権利であり、いかなる者によっても軽視、剥奪、提訴されてはならない生存の持続、独立、人間と社会の発展を保障する機能を持つ。
- b. 非常に素朴な段階から近代的な段階まで発展してきたインドネシア社会は、基本的には家族主義的社会(masyarakat kekeluargaan)である。家族主義的社会は、社会の構成員の権利と義務に関わる社会秩序(pranata social)を承知している。その社会秩序は、次の要素から成る。人間はあらゆる権利と義務を伴う唯一至高神の創造物であることを認める宗教秩序、

存在を存続させるために子孫を残す共同生活の器としての家族秩序、福祉向上のための人間の営為である経済秩序、人間の知性と個性を伸ばすための教育育成秩序、洞察と開放性を拡大するための情報通信秩序、秩序と和合を保障するための法と公正の秩序、すべての人間の安全を保障する治安秩序、である。したがって、基本的人権の内容は、生きる権利、家族を持ち子孫を残す権利、自分自身を成長させる権利、公正の権利、独立の権利、意思伝達の権利、治安の権利、福祉の権利を含む。

- c. すべての個人は社会の一部であり、反対に社会は基本的権利を持ち生活資源である環境の中で生きている個人個人から成り立っていることを、インドネシア国民は自覚し認知する。したがって、すべての個人は、基本的権利を有するだけでなく、他の個人の基本的権利、社会の秩序および機能の保全、生活環境の質の向上と制度改善を尊重する義務と責任を負う。

D. インドネシア国民の基本的人権に対する理解

1. 基本的権利は、差別なく全人類に与えられた基本的な権利である。基本的な権利は唯一至高なる神からの賜物であることを考慮すると、基本的人権の意味は、人間自身に付随した唯一至高神からの賜物としての権利であり、神によって定められ普遍的で恒久的な性質を持ち、人間の尊厳と威信に関わる権利である。
2. すべての人間は、性別、肌の色、民族、宗教、年齢、政治思想、社会的地位、言語、その他の地位に関わりなく基本的権利を有すると認知され、尊重される。その軽視と剥奪は人間としての尊厳と威信の喪失をもたらし、自己の役割と自分自身を完全な形で成長させられなくなる。
3. インドネシア国民は、基本的人権が歴史的でダイナミックな性質を持ち、社会、国民、国家の中でその実践の仕方が発展していくものと理解する。

II. 基本的人権憲章 (Piagam Hak Asasi Manusia)

前文

人間は、唯一至高なる神の創造物であり、神への忠誠において釣り合いのとれた相性のよい自然の管理者、養護者としての役割を持っている。人間は、基本的権利を恵与され、存在、威信、人間性の尊厳を保障し、生活の調和を護るための責任と義務を持つ。

基本的人権は、唯一至高なる神の賜物として予め定められ普遍的、恒久的で、人間自身に付随した基本的な諸権利であり、生きる権利、家族を持つ権利、自分自身

を成長させる権利、公正の権利、独立の権利、意思伝達する権利、治安の権利、福祉の権利を含み、いかなる者にも軽視されたり剥奪されたりしてはならないものである。そして人間はまた、社会生活の発展の結果として生じる権利と責任をも持っている。

インドネシア共和国独立宣言の精神と意欲に促されて、インドネシア国民は、宗教の教義、普遍的な倫理上の価値観、民族の文化的価値観を源とし、パンチャシラと1945年憲法に基づいた、基本的人権に対する見解を持っている。

国際連合は1948年に世界人権宣言を発表した。そこで、国際連合に加盟しているインドネシア国民は、この宣言に記載された規定を尊重する責任がある。

基本的人権の定則化は、基本的には、ある国民の理想、威信、人間自身の尊厳に対する見解に基づくものである。インドネシア国民は、生物は神と切り離せないものであり、人間も環境もまた同じだと考える。

インドネシア国民は、他人の基本的人権を一つの義務として意識し、認知し、保障し、尊重している。したがって、人間の基本的権利と義務は一体であり、個人、家族の一員、社会の一員、一つの民族および国民の一員、そして国際社会の一員としての人間自身に付随するものである。

唯一至高なる神の恩恵を受けて、基本的人権を尊重するインドネシア社会の実現のために、インドネシア国民は基本的人権憲章を宣言する。

第I章

生存の権利 (Hak untuk hidup)

第1条

何人も生きる権利を有するとともに、生命および生存保持の権利を有する。

第II章

家族を持ち子孫を残す権利

第2条

何人も合法的な婚姻によって家族を形成し、子孫を残す権利を有する。

第III章

自身を成長させる権利 (Hak mengembangkan diri)

第3条

何人も、適切に成育し成長するために基本的な必要を満たす権利を有する。

第4条

何人も、個人の成長のために保護と愛情を受ける権利を有し、生活の質の向上

のために教育を受け教育を発展させる権利を有する。

第5条

何人も、人類の繁栄のために科学技術、芸術、および文化を発展させ、その恩恵にあずかる権利を有する。

第6条

何人も、共同して諸権利を獲得するために闘争し、社会、国民、および国家を開発することにより自らを増進させる権利を有する。

第IV章

公正である権利 (Hak keadilan)

第7条

何人も、公平な法の承認、保障、保護、および取り扱いを受ける権利を有する。

第8条

何人も、法の確実性を得る権利を有し、法の前で平等に扱われる権利を有する。

第9条

何人も、労働関係において公平で適切な報酬と取り扱いを受ける権利を有する。

第10条

何人も、国民 (kewarganegaraan) の身分を持つ権利を有する。

第11条

何人も、平等な勤労の機会を得る権利を有する。

第12条

何人も、行政において平等の機会を得る権利を有する。

第V章

独立である権利

第13条

何人も、自由にそれぞれの宗教に帰依しその宗教と信仰に従って宗教上の行為を行う権利を有する。

第14条

何人も、良心に従って、思想および態度を表明する自由の権利を有する。

第15条

何人も、教育と教義を選ぶ自由を有する。

第16条

何人も、職業を選ぶ自由を有する。

第 17 条

何人も、国籍を選ぶ自由を有する。

第 18 条

何人も、国家の領域の中で自由に居住および移転し、また戻ってくる権利を有する。

第 19 条

何人も、結社、集会および意見表出の自由の権利を有する。

第 VI 章

情報の自由に対する権利

第 20 条

何人も、個人およびその社会環境の発展のために意思伝達し情報を取得する権利を有する。

第 21 条

何人も、利用可能なすべての手段を使って情報を探し、取得し、所有し、保管し、加工し、伝達する権利を有する。

第 VII 章

安全である権利 (Hak Keamanan)

第 22 条

何人も、基本的権利を成す行為をする、あるいはしないために脅迫から保護され安心感を得る権利を有する。

第 23 条

何人も、自己、家族、名誉、尊厳、および所有権を保護する権利を有する。

第 24 条

何人も、他国から政治的保護を得る避難場を探す権利を有する。

第 25 条

何人も、拷問および人間の尊厳を傷つけるような扱いから自由である権利を有する。

第 26 条

何人も、国家を擁護する活動に参加する権利を有する。

第 VIII 章

安寧である権利 (Hak kesejahteraan)

第 27 条

何人も、肉体的精神的に安寧に生きる権利を有する。

第 28 条

何人も、良好で健康的な生活環境を得る権利を有する。

第 29 条

何人も、適切な居住地と生活を得る権利を有する。

第 30 条

何人も、幼少期、老齢期、そして障害を負った場合に便宜と特別な取り扱いを得る権利を有する。

第 31 条

何人も、尊厳ある人間として自己の総体の発展を可能にする社会保障を受ける権利を有する。

第 32 条

何人も、私的所有権を有し、当該所有権は何人によっても恣意的に移転されてはならない。

第 33 条

何人も、人間性に適した職業と生計を得る権利を有する。

第 IX 章

義務

第 34 条

何人も、社会、国民および国家を形成する秩序のなかで、他人の基本的人権を尊重しなければならない。

第 35 条

何人も、国家を擁護する活動に参加しなければならない。

第 36 条

権利および自由を行使するために、何人も、他人の権利および自由を認め、尊重することを保障すること、および民主的社会における倫理、安全、および公共の秩序を考慮した公平な要求に応えることを目的とした、法律に定められた制限に従わなければならない。

第 X 章 保護と進歩

第 37 条

生存の権利、拷問を受けない権利、思想および良心の自由の権利、信仰の権利、奴隷的拘束を受けない権利、法の前で個人として認められる権利、および過去の法によって訴追されない権利は、いかなる状況においても制限されることのない基本的人権である。

第 38 条

何人も、差別的な取り扱いから自由であり、そのような取り扱いから保護を受ける権利を有する。

第 39 条

基本的人権を充足するにあたり、男性と女性は等しい取り扱いと保護を受ける権利を有する。

第 40 条

子供、貧困者のような脆弱な (rentan) 社会グループは、基本的権利に対し一層の保護を得る権利を有する。

第 41 条

慣習共同体処分権地 (tanah ulayat) に対する権利を含む伝統的社会的文化的アイデンティティは、時代の変化に合わせてこれを保護する。

第 42 条

意思伝達し情報を得る国民の権利は、これを保障し保護する。

第 43 条

基本的人権の保護、発展、確立、および充足は、特に政府の義務となる。

第 44 条

民主的法治国家の原則にふさわしい基本的人権を確立し保護するために、基本的人権の実施は、これを法律により保障し、規定し、法規の中に規定する。

資料2-13 パンチャシラ講習義務づけ(MPR決定1978年第2号)の破棄 に関する MPR 決定 1998 年第 18 号

「パンチャシラの理解と実践(五つの意志への唯一の忠誠(ekaprasetia pancakarsa))
に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1978 第2号の破棄と国家の基礎
(dasar negara)としてパンチャシラを確定する決定に関するインドネシア共和国国民
協議会決定 1998 年第 18 号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor XVIII/MPR/1998 Tentang Pencabutan Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor II/MPR/1978 Tentang Pedoman Penghayatan dan Pengamalan Pancasila (Ekaprasetya Pancakarsa) dan Penetapan Tentang Penegasan Pancasila Sebagai Dasar Negara

唯一至高なる神の恩恵を受けて
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 1945 年憲法前文に述べられたパンチャシラは、国家において位置づけと役割を確定される必要があること、
- b. パンチャシラの理解と実践(五つの意志への唯一の忠誠(ekaprasetya pancakarsa))に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1978 第2号の内容とその実施は、国家の発展に適合しておらず、破棄する必要があること、
- c. したがって、パンチャシラの理解と実践(五つの意志への唯一の忠誠)に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1978 第2号を破棄し、国家の基礎としてパンチャシラを確定するためのインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、

を考慮し、

1. 1945 年憲法第1条、第2条、および第3条、
2. 何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会の秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号、

に鑑み、

1. 国民協議会特別会議開催に関する国民協議会議長団決定 1998 年第 10 号、
2. 国民協議会作業部会によって準備されたパンチャシラの理解と実践(五つの意志への唯一の忠誠)に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1978 第2号の破棄に関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における協議、
3. 1998 年 11 月 10 日から 13 日までの国民協議会特別会議における 1998 年 11 月 13 日の第4回全体会議による決定、

に留意し、

パンチャシラの理解と実践(五つの意志への唯一の忠誠)に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1978 第2号の破棄と国家の基礎としてパンチャシラを確定する決定に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第1条

1945年憲法前文に述べられたパンチャシラは、インドネシア共和国単一国家の国家の基礎であり、国家において首尾一貫して実行されなければならない。

第2条

本決定により、パンチャシラの理解と実践(五つの意志への唯一の忠誠)に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1978 第2号を破棄し、もはや有効でないことを宣言する。

第2条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1998年11月13日

インドネシア共和国国民協議会

議長

H.ハルモコ(署名)

副議長

ハリ・サバルノ S.IP.,M.B.A.,M.M.(署名)

副議長

dr.アブドウル・ガフル(署名)

副議長

H.イスマイル・ハサン・メタレウム S.H.(署名) Hj.ファティマ・アフマッド S.H.(署名)

副議長

副議長

プジョノ・プラニョト(署名)

(資料2-2~13 の出所) *Ketetapan-Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Hasil Sidang Istimewa Tahun 1998*[インドネシア共和国国民協議会決定 1998年特別会議の成果], CV.Eko Jaya, Jakarta, 1998.

2. 政治法の制定

民主主義体制の確立にとって、国民の政治過程への参加と政治権力をめぐる自由な競争を保証する制度の整備は重要な要件の一つである。ハビビ大統領は、1998年5月28日に政治改革スケジュールを発表した後、内務省内に大学・研究機関などに所属する7人の政治学者(Afan Gaffar, Andi Mallarangeng, Ryaas Rasyidら)からなる法案準備チームを設置した。9月17日には、政党法、総選挙法、議会構成法の政治関連3法案が国会に上程され、特別委員会で審議が開始された。1999年1月28日、3法は国会で可決され、総選挙の準備が整ったのである。ここに収録されたのは、上記政治3法と公務員の政治活動に関する2つの政令の全訳である。

政党法(資料2-14)の主な内容は、スハルト体制下で選挙に参加できる政治団体として認められたゴルカル(Golongan Karya)、開発統一党(PPP)、民主党(PDI)の「2政党1団体」以外の政党も総選挙に参加することができると正式に規定されたところである。ただし、総選挙に参加するための条件として、全州の半分以上に政党支部あり、かつそれらの州内の過半数の県市に支部が設置されていることが定められている。

総選挙法(資料2-15)については、政府案の小選挙区制は採用されず、比例代表制が採用された。しかし、選挙区をどのレベルに設定するかでは政党間で意見が対立し、公務員や国軍を通じて地方の末端レベルに強固な支持基盤を持つゴルカル党が県市レベルでの選挙区割りを主張したのに対して、これまで県都までにしか支部を設置することを許されなかった他の2党は州レベルでの選挙区割りを主張した。結局、両者の主張を折衷した変則的な制度が採用され、選挙区は州を基準とすることになったが、立候補者の当選の条件として、立候補した県市で最高得票をしていなければならないとされた。また、政府から独立した選挙実施機関としての総選挙委員会(KPU)と監督委員会(PP)が設置されることが規定されたことも重要である。

議会構成法(資料2-16)の制定作業での最大の焦点は、国民協議会(MPR)、国会(DPR)、地方議会(DPRD)の各議会における国軍議席の廃止・削減問題であった。民主化の流れの中で国軍の二重機能見直しが議論され、議会における国軍議席の全廃が提案されていた。しかし、国軍が議席全廃に強く反対したため、国軍議席をこれまでのおよそ半分にすることで妥協が成立した。一方、地方代表と組織代表については、前者については各州議会が、後者については国会が実質的な任命権を持つことに変更され、大統領が恣意的に議員を任命することができなくなった。

資料2-17と資料2-18の政令も、公務員の政党活動についてゴルカル党と他党の間で意見対立が続いたため、政党法とは切り離して定められたという経緯がある。それでも、これによって、かつては自動的にゴルカルに加入させられていた公務員の政治的中立性が定められ、兼職が禁止された意義はある。ただし、一度制定された政令があまりに公務員に対して優遇的であるとしてすぐに改正が行われたため、公務員の中立性を定めた2つの政令が存在することになったのである。

資料2-14 政党法(法律 1999 年第 2 号)

「政党に関する法律 1999 年第 2 号」

Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 2 Tahun 1999 Tentang Partai Politik

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国大統領は、

- a. 1945 年憲法によって認められ保障されている結社、集会、および思想表明の自由(kemerdekaan berserikat, berkumpul, dan mengeluarkan pikiran)は、基本的人権の一部であること、
- b. 結社、集会、および思想表明の自由を育成し堅固なものにしようとする努力は、独立し、単一で、主権を持ち、民主的で、法に基づいたインドネシア共和国単一国家における強固な国民生活を実現しようとする努力の一部をなすこと、
- c. インドネシア共和国単一国家において国民主権を尊重する民主主義を發展させ、結社、集会、および思想表明の自由を実現するために、政党は非常に重要な意味と機能と役割を持つ手段であること、
- d. 政党とゴロンガン・カルヤに関する法律 1975 年第 3 号の改正に関する法律 1985 年第 3 号によってすでに修正された、政党とゴロンガン・カルヤに関する法律 1975 年第 3 号は、もはや拡大する政治的要望を受けとめることができず、インドネシアの民主主義をうまく發展させることができないこと、
- e. 上記の事項を受けて、そして政党の成長にとってより良い法的根拠を与え、パンチャシラと 1945 年憲法に基づく国民と国家におけるインドネシア国民と政党の役割とをより良く保障するために、政党とゴロンガン・カルヤに関する法律 1975 年第 3 号の改正に関する法律 1985 年第 3 号によってすでに修正された、政党とゴロンガン・カルヤに関する法律 1975 年第 3 号を、新しい政党法に置き換える必要があると考えられること、

を考慮し、

1945 年憲法第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 27 条第 1 項、および第 28 条、に鑑み、

インドネシア共和国国民議会の同意を得て、

政党に関する法律を制定する、

と決定する。

第I章

総則

第1条

- (1) この法律における政党は、総選挙を通じてその構成員の利害や国民と国家の利害について闘争するため、共通の意志に基づいて自発的にインドネシア共和国国民によって設立された組織のことをいう。
- (2) 政党の主権は、その構成員に存する。
- (3) 各政党は、同一で同等の立場、機能、権利、および義務を有する。
- (4) 政党は、組織の運営を規定するにあたって自立的である。

第II章

設立の要件

第2条

- (1) 50人以上の21歳以上のインドネシア共和国国民は、政党を設立できる。
- (2) 第1項にいう政党の設立は、次の要件を満たさなければならない。
 - a. インドネシア共和国単一国家の国家の基礎としてのパンチャシラを党の定款に掲げること、
 - b. 政党の原則、特徴、要望、計画がパンチャシラに反しないこと、
 - c. 政党の構成員の要件が、選挙権を持つすべてのインドネシア共和国国民に対して開かれた性格を持つこと、
 - d. 政党は、外国の国章と同じ名称または党章、インドネシア共和国単一国家紅白旗、外国の国旗、個人の肖像、既存の政党の名称と党章を使用してはならないこと。

第3条

政党の設立は、国民の統一と単一性を脅かしてはならない。

第4条

- (1) 政党は、公証人証書(akte notaris)によって設立され、インドネシア共和国司法省に登録される。
- (2) インドネシア共和国司法省は、本法律第2条と第3条の要件を満たしていれば政党の設立登録を受理するだけである。
- (3) 法人としての政党の設立は、インドネシア共和国司法大臣によるインドネシア共和国官報への公告によって合法化される。

第III章

目的

第5条

- (1) 政党の一般的目的は、
 - a. 1945年憲法前文に述べられているインドネシア国民にとっての国家の理想を実現すること、
 - b. インドネシア共和国単一国家における国民主権を尊重し、パンチャシラを基礎とした民主主義を発展させること、にある。
- (2) 政党の特定の目的は、社会、国民、国家における構成員の理想に向けて闘争することにある。

第6条

すべての政党は、その定款に本法律第5条にいう一般的目的と特定の目的を記載しなければならない。

第IV章

機能、権利、および義務

第7条

- (1) 政党は、次の機能を持つ。
 - a. 国民と国家の生活において国民の政治的権利と政治的義務に対する覚醒を養い発展させることにより政治的教育を実践する。
 - b. 国民協議/代表諸機関のメカニズムを通じた国家政策の策定において、社会の利害を吸収し、伝達し、闘争する。
 - c. 民主主義のメカニズムにしたがって社会の構成員が政治的職務に就くための準備をする。
- (2) 民主主義的機関としての政党は、政治過程における支持と要求を表明するための手段となる。

第8条

政党は、次の権利を有する。

- a. 総選挙法に従い総選挙に参加する。
- b. 国家から同一、同等、公平な扱いを受ける。

第9条

政党は、次の義務を持つ。

- a. パンチャシラと1945年憲法を堅持し、実践する。
- b. インドネシア共和国単一国家の完全性を維持する。
- c. 国民の統一と単一性を護る。

- d. 国家開発を成功させる。
- e. 直接、普通、自由、秘密の投票による民主的、誠実、公平な総選挙の実施を成功させる。

第 V 章 構成員と執行部

第 10 条

- (1) 政党の構成員は、次の要件を満たしたインドネシア共和国国民である。
 - a. 満 17 歳以上、もしくは既婚者/結婚経験者。
 - b. 読み書きができる者。
 - c. 政党の定める規定を満たした者。
- (2) 政党は、構成員を登録し、構成員名簿を保管する。

第 11 条

政党は、次の場所に執行部を置くことができる。

- a. インドネシア共和国首都に中央執行部。
- b. 州都に第 I 級地方執行部。
- c. 県都/市に第 II 級地方執行部。
- d. 郡に郡執行部。
- e. 村/町に村/町執行部。

第 VI 章

財務

第 12 条

- (1) 政党の財源は次のとおり。
 - a. 構成員からの徴収。
 - b. 寄付。
 - c. その他の合法的な事業。
- (2) 政党は、前回の総選挙における得票に基づいて定められた国家予算からの年次助成金を受け取る。
- (3) 第 2 項にいう年次助成金に関する規定は、政令でこれを定める。
- (4) 政党は、外国から寄付や援助を受け取ってはならない。

第 13 条

- (1) 政党は、非営利団体である。
- (2) 第 1 項を実行するため、政党は、事業体を設立し、および/または、ある事業体の株を所有することを禁じられる。

第14条

- (1) 政党が受け取ることのできる1人からの寄付金の金額は、年間最大15,000,000.00ルピア(1500万ルピア)である。
- (2) 政党が受け取ることのできる1企業、1団体からの寄付金の金額は、年間最大150,000,000.00ルピア(1億5000万ルピア)である。
- (3) 物品による寄付は、現行の市場価格によって評価し、現金による寄付と同等に扱う。
- (4) 政党は、寄付提供者と寄付金額の名簿を保管し、公認会計士による監査に対して公開する。

第15条

- (1) 政党は、第14条第4項にいう名簿と財務報告書を、毎年末と総選挙の15日前および30日後に、インドネシア共和国最高裁判所に報告しなければならない。
- (2) 第1項にいう報告は、インドネシア共和国最高裁判所が指名する公認会計士によっていつでも監査されることができる。

第VII章

監督と制裁

第16条

政党は、次の行為を禁じられる。

- a. 共産主義/マルクス主義/レーニン主義の教義と理解、パンチャシラに反するその他の教義を信奉し、発展させ、広めること。
- b. 直接にしろ間接にしろ、いかなる形であれ、外国から寄付、および/または、援助を受け取ること、
- c. 直接にしろ間接にしろ、いかなる形であれ、国民と国家の利害を損ね得る外国に対する寄付、および/または、援助を与えること。
- d. 他国との友好を維持するためのインドネシア共和国政府の政策に反する活動を行うこと。

第17条

- (1) 本法律の諸規定に対する監督は、インドネシア共和国最高裁判所が行う。
- (2) 本法律第2条、第3条、第5条、第9条、および第16条に明らかに違反した場合は、インドネシア共和国最高裁判所は、その持てる権限によって、ある政党を凍結し解散することができる。
- (3) 第2項にいう権限は、事前に当該政党の中央執行部から説明を聴取して考慮

し、訴訟過程を経た後にこれを行行使する。

- (4) 政党の凍結と解散は、裁判所の確定判決(*putusan pengadilan yang telah memperoleh kekuatan hukum tetap*)の後に、インドネシア共和国司法大臣によるインドネシア共和国官報での公告をもってこれを実行する。

第 18 条

- (1) ある政党が本法律第 15 条に明らかに違反した場合、インドネシア共和国最高裁判所は、国家予算からの助成を停止することをもって行政的な制裁を下すことができる。
- (2) ある政党が本法律第 13 条、第 14 条に違反した場合、インドネシア共和国最高裁判所は、その政党の総選挙への参加権を撤回することができる。
- (3) 第 2 項にいう権利の撤回は、事前に当該政党の中央執行部の判断を聴取し、訴訟過程を経た後にこれを行行使する。

第 19 条

- (1) 本法律第 14 条第 1 項、第 2 項の規定を越えて意図的に政党に寄付を与えた者は、30 日以下の禁錮または 100,000,000.00 ルピア(1億ルピア)以下の罰金に処す。
- (2) 他の者が本法律第 14 条第 1 項、第 2 項の規定を越える寄付をするように意図的にその者に現金または物品を与えた者は、30 日以下の禁錮または 100,000,000.00 ルピア(1億ルピア)以下の罰金に処す。
- (3) ある者が本法律第 14 条第 1 項、第 2 項の規定を越える寄付をするようにその者から政党への寄付として意図的に現金または物品を受け取った者は、30 日以下の禁錮または 100,000,000.00 ルピア(1億ルピア)以下の罰金に処す。
- (4) いかなる形であれ政党に寄付を与えるようある者または団体を意図的に強制した者は、30 日以下の禁錮または 100,000,000.00 ルピア(1億ルピア)以下の罰金に処す。

第 VIII 章 経過規定

第 20 条

本法律の施行に伴い、1997 年総選挙の参加組織、すなわち、政党とゴロンガン・カルヤに関する法律 1975 年第 3 号の改正に関する法律 1985 年第 3 号によってすでに修正された、政党とゴロンガン・カルヤに関する法律 1975 年第 3 号に基づく社会政治勢力組織である開発統一党、ゴロンガン・カルヤ、インドネシア民主党は、本法律第 2 条、第 4 条に規定される要件をすでに満たしていると見なされ、本法律の規定に適應しなければならない。

第 IX 章
最終規定
第 21 条

- (1) 本法律の施行に伴い、政党とゴロンガン・カルヤに関する法律 1975 年第3号の改正に関する法律 1985 年第3号によってすでに修正された、政党とゴロンガン・カルヤに関する法律 1975 年第3号は無効となる。
- (2) 本法律に反するすべての法規は無効となる。

第 22 条

本法律は、成立の日から施行する。

各人に周知させるため、本法律をインドネシア共和国官報に掲載することを命ずる。

ジャカルタにおいて認証

1999 年2月1日

インドネシア共和国大統領
(署名)

バハルディン・ユスフ・ハビビ

ジャカルタにおいて成立

1999 年2月1日

インドネシア共和国國務大臣/国家官房長官
(署名)

アクバル・タンジュン

インドネシア共和国官報 1999 年第 22 号

資料2-15 総選挙法(法律 1999 年第 3 号)

「総選挙に関する法律 1999 年第 3 号」

Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 3 Tahun 1999 Tentang Pemilihan Umum

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国大統領は、

- a. 1945 年憲法に基づき、インドネシア共和国は国民主権の国家であること、
- b. 総選挙は、国民を国家行政に参加させることによって国民主権を実現する手段であること、
- c. 総選挙は、単に協議/代表機関に座る国民代表の選出を目的とするだけでなく、

インドネシア共和国単一国家におけるパンチャシラと1945年憲法の精神を宿した国家秩序の構成を実現するための手段であること、

- d. 政治分野の法律整備によって国民の手にある主権をより実現するために、直接、普通、自由、秘密の投票による、民主的、透明、誠実、公平な総選挙の実施を再構成する必要があること、
- e. 法律1975年第4号、法律1980年第2号、法律1985年第1号によって改正された、国民協議/代表機関議員の総選挙に関する法律1969年第15号は、もはや政治の展開と要求に適合せず、破棄される必要があること、
- f. 第a、b、c、d、およびe号に述べた事項により、総選挙に関する法律を制定する必要があること、

を考慮し、

1. 1945年憲法第1条第2項、第5条第1項、第20条第1項、および第27条第1項、
2. 総選挙に関するインドネシア共和国国民協議会インドネシア共和国国民協議会決定1998年第3号に対する改正と追加に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第14号、
3. 政党に関する法律1999年第2号(官報1999年第22号、官報付録第3809号)、
4. 国民協議会、国民議会、および地方議会の構成と地位に関する法律1999年第4号(官報1999年第24号、官報付録第3811号)

に鑑み、

インドネシア共和国国民議会の同意を得て、

総選挙に関する法律を制定する、

と決定する。

第I章

総則

第1条

- (1) 総選挙は、パンチャシラと1945年憲法に基づくインドネシア共和国単一国家における国民主権行使の手段である。
- (2) 総選挙は、直接、普通、自由、秘密に投票を行うことによって、民主的、透明、誠実、公平にこれを実施する。
- (3) 総選挙は、5年に1度、休日または休日にされた日に、インドネシア共和国単一国家のすべての領域において一斉にこれを実施する。
- (4) 総選挙は、以後 DPR、DPRDI、DPRDII と記する国民議会、第1級地方議会、第2級地方議会の議員を選出するためにこれを実施する。ただし、インドネシ

ア共和国国軍(ABRI)からの DPR、DPRDI、DPRDII 議員を除く。

- (5) 第4項にいう総選挙は、以後 MPR と記する国民協議会の構成員を充填するためでもある。
- (6) 総選挙における投票は、選挙要件を満たしたすべての国民の権利である。
- (7) 総選挙は、拘束名簿に基づく比例制によって実施される。

第2条

総選挙の立案、実施、監督は、パンチャシラと1945年憲法の精神にのっとった民主主義の諸原則に基づく。

第II章

選挙区と議席

第3条

- (1) DPR、DPRDI、DPRDII 議員の選挙では、その段階に応じてそれぞれ選挙区を定める。
- (2)
 - a. DPR 議員の選挙では、選挙区は第1級地方自治体である。
 - b. DPRDI 議員の選挙では、第1級地方自治体が1選挙区となる。
 - c. DPRDII 議員の選挙では、第2級地方自治体が1選挙区となる。

第4条

- (1) 各選挙区の DPR 議員の定数は、第1級地方自治体の人口に基づいて定められ、各第2級地方自治体が少なくとも1議席を有するという規定を伴う。
- (2) 各選挙区の DPR 議員の定数は、KPU がこれを定める。

第5条

- (1) DPRDI 議員の定数は、45 人以上 100 人以下に定められる。
- (2) 第1項にいう DPRDI 議員の定数は、第1級地方自治体の人口に基づいて定められ、次の規定にしたがう。
 - a. 人口が 3,000,000 人までの第1級地方自治体は、45 議席を有する。
 - b. 人口が 3,000,001 人から 5,000,000 人までの第1級地方自治体は、55 議席を有する。
 - c. 人口が 5,000,001 人から 7,000,000 人までの第1級地方自治体は、65 議席を有する。
 - d. 人口が 7,000,001 人から 9,000,000 人までの第1級地方自治体は、75 議席を有する。
 - e. 人口が 9,000,001 人から 12,000,000 人までの第1級地方自治体は、85 議席を有する。

- f. 人口が 12,000,000 人より多い第1級地方自治体は、100 議席を有する。
- (3) 各第2級地方自治体は、少なくとも1議席の DPRDII 議員の議席を有する。
- (4) 各選挙区の DPRDI 議員の定数は、KPU がこれを定める。

第6条

- (1) DPRDII 議員の定数は、20 人以上 45 人以下に定められる。
- (2) 第1項にいう DPRDII 議員の定数は、第2級地方自治体の人口に基づいて定められ、次の規定にしたがう。
 - a. 人口が 100,000 人までの第2級地方自治体は、20 議席を有する。
 - b. 人口が 100,001 人から 200,000 人までの第2級地方自治体は、25 議席を有する。
 - c. 人口が 200,001 人から 300,000 人までの第2級地方自治体は、30 議席を有する。
 - d. 人口が 300,001 人から 400,000 人までの第2級地方自治体は、35 議席を有する。
 - e. 人口が 400,001 人から 500,000 人までの第2級地方自治体は、40 議席を有する。
 - f. 人口が 500,000 人より多い第2級地方自治体は、45 議席を有する。
- (3) 各郡は、少なくとも1議席の DPRDII 議員の議席を有する。
- (4) 各選挙区の DPRDII 議員の定数は、KPU がこれを定める。

第7条

DPR、DPRDI、DPRDII の定数は、国民協議会、国民議会、および地方議会の構成と地位に関する法律 1999 年第4号の規定に基づいてこれを定める。

第 III 章

実施および組織

第8条

- (1) 総選挙の責任者は、大統領である。
- (2) 総選挙の実施は、自由で独立し、総選挙参加政党と政府の要素から成り、大統領に責任を負う総選挙委員会(Komisi Pemilihan Umum)がこれを行う。
- (3) 第2項にいう、以後 KPU と記する総選挙委員会は、国家の首都に設置する。
- (4) KPU の設置は、大統領決定によって公式なものとなる。

第9条

- (1) KPU の構成員は、総選挙参加政党からそれぞれ1人ずつの代表と5人の政府代表から成る。
- (2) 政府代表と総選挙参加政党代表との議決権は同等に定められる。

- (3) 総選挙参加政党代表は各政党の幹部により、政府代表は大統領により決定される。
- (4) KPU は、1人の委員長、2人の副委員長、および委員から成る。
- (5) 委員長と副委員長は、KPU 本会議において、KPU 委員の中から KPU 委員により民主的にこれを選出する。
- (6) KPU 委員の任期は、5年である。
- (7) 業務規則は、KPU がこれを作成し、決定する。
- (8) 職務遂行にあたって、KPU は、1人の事務局長に率いられ、1人の副事務局長に補佐される事務局(Sekretariat Umum)がこれを補佐する。
- (9) KPU 事務局の組織と業務規則は、大統領がこれを決定する。
- (10) 第8項にいう事務局長と副事務局長は、大統領が任命し、罷免する。
- (11) 職務遂行にあたって、第8項にいう事務局長は、業務上の技術面では KPU に責任を負い、行政上の技術面では大統領に責任を負う。

第 10 条

総選挙の施行において、KPU は次のような任務と権限を有する。

- a. 総選挙の施行を立案し、準備する。
- b. 総選挙参加者としての権利を有する政党を受け付け、調査し、決定する。
- c. 以後 PPI と記す、インドネシア選挙委員会(Panitia Pemilihan Indonesia)を設置し、中央の段階から、以後 TPS と記す投票所(Tempat Pemungutan Suara)の段階にいたる総選挙の活動を調整する。
- d. 各選挙区における DPR、DPRDI、DPRDII 議員の定数を確定する。
- e. DPR、DPRDI、DPRDII の全選挙区について総選挙の全結果を確定する。
- f. 総選挙結果の材料とデータを収集し体系的に整理する。
- g. 総選挙活動の段階を指導する。

第 11 条

第 10 条に述べた KPU の任務と権限のほか、KPU は、総選挙の実施後3年以内に、総選挙システムの評価を行う。

第 12 条

- (1) 第 10 条第 c 号に述べたとおり設置される PPI は、首都に置かれ、総選挙の実施にあたり KPU の実施者として機能する。
- (2) PPI の構成員は、総選挙参加政党と政府の代表から成り、1人の委員長、数人の副委員長、1人の書記官、数人の副書記官、および数人の委員がこれを構成する。
- (3) PPI の委員長、副委員長、書記官、副書記官は、KPU の構成員が、KPU の役員ではない KPU 委員の中から民主的にこれを選出する。

- (4) PPI の構成と構成員は、KPU 決定でこれを定める。

第 13 条

PPI は、次のような任務と権限を有する。

- a. 以後 PPD I と記す第 1 級地方選挙委員会(Panitia Pemilihan Daerah Tingkat I)を、インドネシア全国に設置し、その活動を調整する。
- b. 各選挙区について、DPR 議員候補名を確定する。
- c. DPR 議員選出のための総選挙を実施する。
- d. 総選挙後に票を集計し、DPR 議員を決定する。

第 14 条

- (1) 第 13 条第 a 号にいうように PPI が設置する PPD I は、州都に置かれ、総選挙の実施にあたり PPI の実施者として機能する。
- (2) PPD I の構成員は、総選挙参加政党と政府の代表から成り、1 人の委員長、数人の副委員長、1 人の書記官、数人の副書記官、および数人の委員がこれを構成する。
- (3) 委員長、副委員長、書記官、副書記官は、PPD I の構成員がその中から民主的にこれを選出する。
- (4) PPD I の構成と構成員は、PPI 決定でこれを定める。

第 15 条

PPD II は、次のような任務と権限を有する。

- a. 以後 PPD II と記す第 2 級地方選挙委員会(Panitia Pemilihan Daerah Tingkat II)を、各選挙区に設置し、その活動を調整する。
- b. 各選挙区について、DPRD I 議員候補名を確定する。
- c. DPR 議員と DPRD I 議員選出のための総選挙を実施する。
- d. DPR と DPRD I の各選挙区で総選挙の票を集計する。
- e. PPI の任務を補佐する。

第 16 条

- (1) 第 15 条第 a 号にいうように PPD II が設置する PPD II は、県都/市に置かれ、総選挙の実施にあたり PPD II の実施者として機能する。
- (2) PPD II の構成員は、総選挙参加政党と政府の代表から成り、1 人の委員長、数人の副委員長、1 人の書記官、数人の副書記官、および数人の委員でこれを構成する。
- (3) 委員長、副委員長、書記官、副書記官は、PPD II の構成員によってその中から民主的にこれを選出する。
- (4) PPD II の構成と構成員は、PPD I 決定でこれを定める。

第 17 条

PPDII は、次のような任務と権限を有する。

- a. 以後 PPK と記す郡選挙委員会(Panitia Pemilihan Kecamatan)を設置し、その活動を調整する。
- b. 各選挙区について、DPRDII 議員候補名を確定する。
- c. その選挙区で、DPR 議員、DPRDI 議員、DPRDII 議員選出のための総選挙を実施する。
- d. DPR、DPRDI、DPRDII の各選挙区で総選挙の票を集計する。
- e. PPDII の任務を補佐する。

第 18 条

- (1) 第 17 条第 a 号にいうように PPDII が設置する PPK は、当該郡に置かれ、総選挙の実施にあたり PPDII の実施者として機能する。
- (2) PPK の構成員は、総選挙参加政党と政府の代表から成り、委員長、副委員長、書記官、副書記官、および数人の委員がこれを構成する。
- (3) 委員長、副委員長、書記官、副書記官は、PPK の構成員がその中から民民主的にこれを選出する。
- (4) PPK の構成と構成員は、PPDII 決定でこれを定める。

第 19 条

PPK は、次のような任務と権限を有する。

- a. 以後 PPS と記す投票委員会(Panitia Pemungutan Suara)を設置し、その活動を調整する。
- b. 郡レベルで DPR、DPRDI、DPRDII の総選挙の票を集計する。
- c. PPDII の任務を補佐する。

第 20 条

- (1) 任務遂行にあたり、PPI、PPDI、PPDII および PPK は、1人の事務局長(Kepala Sekretariat)に率いられる1つの事務局(Sekretariat)に補佐される。
- (2) 第1項にいう委員会事務局の構成、組織、作業規則は、内務大臣決定でこれを定める。
- (3) PPI 事務局の人員は、内務大臣が任命し、罷免する。
- (4) PPDI 事務局の人員は、州知事が任命し、罷免する。
- (5) PPDII 事務局の人員は、県知事/市長が任命し、罷免する。

第 21 条

- (1) 第 19 条第 a 号にいうように PPK が設置する PPS は、当該村/町/移住住居区(Unit Pemukiman Transmigrasi: UPT)に置かれ、総選挙の実施にあたり PPK の実施者として機能する。

- (2) PPS の構成員は、総選挙参加政党と政府の代表から成り、委員長、副委員長、書記官、副書記官、および数人の委員がこれを構成する。
- (3) 委員長、副委員長、書記官、副書記官は、PPS の構成員がその中から民主的にこれを選出する。
- (4) PPS の構成と構成員は、PPK 決定でこれを定める。

第 22 条

PPS は、次のような任務と権限を有する。

- a. 選挙人登録担当者を置き、選挙人登録を実施する。
- b. 以後 KPPS と記す投票実施グループ(Kelompok Pelaksana Pemungutan Suara)を、投票所の数に合わせて設置する。
- c. PPK の任務を補佐する。

第 23 条

- (1) KPPS の構成員は、総選挙参加政党の代表、および/あるいは、社会の代表から成る。
- (2) KPPS の構成は次のとおりである。
 - a. 委員を兼ねた1人のグループ長。
 - b. 委員を兼ねた1人の副グループ長。
 - c. 複数の委員。
- (3) KPPS のグループ長、副グループ長は、KPPS の構成員がその中からこれを選出する。
- (4) KPPS の構成と構成員は、PPS 決定でこれを定める。
- (5) 第1項にいう KPPS 構成員の総数、それぞれの職務と権限は、KPU がこれを定める。
- (6) KPPS は、村長または町長の推薦に基づき KPPS が決定する、治安担当者としての2人の民間防衛委員(anggota Pertahanan Sipil)がこれを補充する。
- (7) 当該選挙区の各総選挙参加政党は、各投票所における投票準備、投票実施、票の集計に1人の立会人を派遣することができる。
- (8) 投票所に派遣された各総選挙参加政党の立会人は、当該地の政党執行部からの委任状を KPPS に見せなければならない。

第 IV 章

総選挙の監督と監視

第 24 条

- (1) 総選挙の運営を監督するために、監督委員会(Panitia Pengawas)が設置される。

- (2) 第1項にいう監督委員会は、中央、州、県/市、郡の段階に設置される。
- (3) 中央、第1級、第2級段階の監督委員会の構成員は、裁判官、高等教育機関、社会からの要素から成る。
- (4) 郡の段階の監督委員会の構成員は、高等教育機関と社会からの要素から成る。
- (5) 第3項と第4項にいう監督委員会の構成は、中央については最高裁判所長官、第1級については高等裁判所長官、第2級と郡については地方裁判所長官がこれを定める。

第 25 条

監督委員会と KPU および中央から投票所にいたる実施委員会との間の関係や業務規定は、最高裁判所が KPU と相談の上、より詳細にこれを定める。

第 26 条

第 24 条にいう監督委員会は、次のような任務と権限を有する。

- a. 総選挙実施のすべての過程を監督する。
- b. 総選挙実施において生じた対立をめぐる紛争を解決する。
- c. 解決できなかった紛争、対立を法律擁護機関に報告し、解決を図る。

第 27 条

- (1) 国内または外国の総選挙監視諸機関は、KPU に登録することにより、総選挙実施に対する監視を行うことができる。
- (2) 第1項にいう諸機関による総選挙監視の作業規則は、KPU がこれを定める。

第 V 章

選挙権

第 28 条

総選挙の投票時に、満 17 歳に達しているか、または、すでに結婚している/結婚経験のあるインドネシア共和国国民は、選挙権を有する。

第 29 条

- (1) 選挙権を行使するためには、インドネシア共和国国民は、選挙人として登録しなければならない。
- (2) 選挙人として登録されるためには、次の要件を満たさなければならない。
 - a. 精神/記憶に障害がないことが明らかなこと。
 - b. 5年以上の懲役に相当する刑事犯罪を犯し、確定判決となった裁判所の判決に基づいて懲役または禁錮に服していないこと。
 - c. 確定判決となった裁判所の判決に基づき選挙権を取り消されていないこと。

- (3) 選挙人名簿に登録された後、第2項にいう要件を満たさなくなったインドネシア共和国国民は、選挙権を行使できない。

第 30 条

インドネシア共和国国軍の構成員は、選挙権を行使しない。

第 31 条

司法大臣は、ある者の選挙権の取消しを伴う確定判決が下された裁判所の判決をすべて KPU に通知する。

第 VI 章

選挙人登録

第 32 条

- (1) 投票は、選挙権を有するインドネシア共和国国民の権利である。
- (2) 定められた場所における選挙人登録は、住民証明書(Kartu Tanda Penduduk :KTP)または他の合法的な自己証明を示すことにより、選挙人がこれを積極的に行う。
- (3) 地理的に選挙人が到達困難な村/町/移住住居区、および/あるいは、自発的な自己登録が困難な社会条件の場合には、投票委員会が対象となる選挙人の登録を積極的に行わなければならない。
- (4) 選挙人登録の開始と終了の日程は、KPU によって定められる。

第 33 条

- (1) 第 32 条にいう選挙人登録は、選挙人名簿に選挙人に関するデータを記録することによって行われる。
- (2) 第1項にいう選挙人名簿の体裁は、KPU がこれを定める。

第 34 条

- (1) 第 33 条にいう選挙人名簿に名前を記録した選挙人は、招集状として機能する登録証を与えられる。
- (2) 招集状の体裁は、KPU がこれを定める。

第 35 条

- (1) 選挙権を有し外国に居住するインドネシア共和国国民は、居住地で、以後 PPLN と記する外国選挙委員会(Panitia Pemilihan Luar Negeri)に自己登録する。
- (2) PPLN は、当該地のインドネシア共和国在外公館に置かれる。
- (3) PPLN は、当該地のインドネシア共和国在外公館長が総選挙参加政党の幹部からの提案を考慮して決定した、インドネシア社会の代表者から成る。
- (4) PPLN の構成員は、1人の委員長、1人の副委員長、1人の書記官、少なくとも3

人の委員から成り、それ以上の場合は PPI に提案し決定書を得る。

第 36 条

- (1) 1人の選挙人は、1つの選挙人名簿にしか登録できない。
- (2) 1人の選挙人が1カ所以上の居住地を持つ場合には、その選挙人はそのうちの1カ所を定住地として定めなければならない。
- (3) その選挙人が意図的に1つより多い選挙人名簿に登録した場合は、当該選挙人は選挙権を失う。

第 37 条

- (1) 1人の選挙人が、第 33 条にいう選挙人名簿に登録した後に転居した場合には、その選挙人はその地域の投票委員会に通知する。
- (2) 転居を通知した登録済みの選挙人は、新しい居住地の投票委員会から登録証を受け取る。
- (3) 選挙人名簿に記録された地域で選挙権をやむなく行使できなかった登録済みの選挙人は、KPU が詳細について定める規定に従って、他の地域で選挙権を行使できる。

第 38 条

- (1) 投票委員会が発表する暫定選挙人名簿(Daftar Pemilih Sementara)は、選挙人がその暫定選挙人名簿を完全なものにする機会を与えた後、郡選挙委員会がこれを承認する。
- (2) 完成され承認された暫定選挙人名簿は、郡選挙委員会によって確定選挙人名簿(Daftar Pemilih Tetap)となり、投票委員会によって発表される。
- (3) 確定選挙人名簿に登録されなかった選挙人は、追加選挙人名簿(Daftar Pemilih Tambahan)に登録することができる。
- (4) 第1項、第2項、第3項にいう活動の日程と期間は、KPU がこれを定める。
- (5) 暫定選挙人名簿、確定選挙人名簿、追加選挙人名簿は、総選挙参加政党にその写しが供与されなければならない。

第 VII 章

総選挙への参加要件

第 39 条

- (1) 政党は、次の要件を満たしていれば、総選挙参加政党となることができる。
 - a. 政党法に合致した存在であることが認められること。
 - b. インドネシアの全州の2分の1以上に執行部を有すること。
 - c. 第 b 号にいう州の全県/市の2分の1以上に執行部を有すること。
 - d. 政党の名称とマーク(tanda gambar)を届け出ること。

- (2) 登録済みであっても第1項にいう要件を満たしていない政党は、総選挙参加政党となることはできないが、政党法に定める義務を実行している限り、その政党の存在は認められる。
- (3) 次の総選挙に参加できるためには、政党は、総選挙の結果に基づいて、DPRの全議席の2%、またはインドネシアの全州の少なくとも2分の1の DPRDI、または全県/市の少なくとも2分の1の DPRDIIにおいて全議席の最低3%を保持していなければならない。
- (4) 第3項にいう規定を満たしていない総選挙参加政党は、他の政党と統合しない限り、次の総選挙に参加してはならない。
- (5) 総選挙参加政党となるための政党の登録については、より詳細に KPU がこれを定める。

第40条

総選挙参加政党は、次のものと同一または類似した名称およびマークを使用してはならない。

- a. インドネシア共和国の国章。
- b. 外国の国章。
- c. インドネシア共和国の国旗である紅白旗。
- d. 外国の国旗。
- e. 肖像画。
- f. 既存の政党のマーク。

第VIII章

被選挙権と立候補

第41条

- (1) 各総選挙参加政党は、各選挙区に DPR、DPRDI、DPRDII 議員立候補者を出すことができる。
- (2) 総選挙参加政党は、DPR、DPRDI、DPRDII 議員立候補者名を既定議席数の2倍まで出すことができる。
- (3) 1人の立候補者は、1つの国民代表機関にだけ立候補することができる。
- (4) 各政党が提出した立候補者は、同等の地位、権利、および義務を有する。
- (5) DPR、DPRDI、DPRDII 議員立候補者名簿の作成は、第2級地方の政党執行部の書面による提案に充分留意しながら、各政党の中央執行部が民主的にこれを行う。
- (6)
 - a. DPR 議員立候補者名簿は、当該立候補者が立候補する第2級地方を明

記し、総選挙参加政党の中央執行部がこれを提出する。

- b. DPRDI 議員立候補者名簿は、当該立候補者が立候補する第2級地方を明記し、総選挙参加政党の第1級地方執行部がこれを提出する。
- c. DPRDII 議員立候補者名簿は、当該立候補者が立候補する郡を明記し、総選挙参加政党の第2級地方執行部がこれを提出する。

第 42 条

インドネシア共和国国軍の構成員は、被選挙権を行使しない。

第 43 条

- (1) DPR、DPRDI、DPRDII 議員立候補者は、次の要件を満たさなければならない。
 - a. 唯一至高神を信仰する、満 21 歳以上のインドネシア国民。
 - b. 住民証明書(KTP)または町長/村長の証明書により定住所を証明された、インドネシア共和国領域内に居住する者。
 - c. インドネシア語が話せ、読み書きができる者。
 - d. 少なくとも高校の教育を受けるか、または社会的分野で同程度の知識と経験を有する者。
 - e. 国家の基礎としてのパンチャシラ、1945 年憲法、および 1945 年 8 月 17 日独立宣言の理想に忠実な者。
 - f. 禁止されたインドネシア共産党(PKI)とその大衆組織の元構成員、または 9 月 30 日運動/共産党(G30S/PKI)に直接間接に関与した者、またはその他の禁止された組織の構成員ではないこと。
 - g. 確定判決となった裁判所の判決に基づき、選挙権を取り消されていないこと。
 - h. 5年以上の懲役に相当する刑事犯罪を犯し、確定判決となった裁判所の判決に基づいて懲役に服していないこと。
 - i. 精神/記憶に障害がないことが明らかなこと。
 - j. 選挙人名簿に登録されていること。
- (2) 第1項fに述べられた者の子孫は、現行の法規に異なる規定がある場合を除き、DPR、DPRDI、DPRDII 議員立候補者になることができる。

第 44 条

- (1) DPR、DPRDI、DPRDII 議員への立候補者のためには、総選挙参加政党事務局により次のデータが提出されなければならない。
 - a. それぞれの段階の政党執行部によって署名された立候補証明書。
 - b. DPR/DPRDI/DPRDII 議員立候補となる用意がある旨の声明書。
 - c. 完全な履歴書。

- d. 個人資産リスト。
 - e. 定住所証明書。
 - f. 第 43 条にいう要件の証明書。
- (2) 第1項にいうデータ記入の体裁は、KPU がこれを定める。
- (3) 立候補者名簿と添付書類は、次の機関に提出する。
- a. DPR 議員立候補者については、インドネシア選挙委員会(PPI)。
 - b. DPRDI 議員立候補者については、第1級地方選挙委員会(PPDI)。
 - c. DPRDII 議員立候補者については、第2級地方選挙委員会(PPDII)。
- (4) 第1項にいうデータの完備と確定に対する調査は、次の機関が行う。
- a. DPR 議員立候補者については、PPI。
 - b. DPRDI 議員立候補者については、PPDI。
 - c. DPRDII 議員立候補者については、PPDII。
- (5) 第1項にいう立候補要件を満たしていないためにある立候補者が拒否された場合、その拒否は書状をもって立候補者を提出した総選挙参加政党と当該立候補者に明確な理由を付して通知される。当該立候補者には、立候補要件を完備および/または改善する機会が与えられる。立候補者を提出した総選挙参加政党には、PPI/PPDI/PPDII によって定められた期間内に他の立候補者を提出する機会が与えられる。

第 45 条

- (1) 第 43 条と第 44 条にいう要件を満たした立候補者名は、DPR/DPRDI/DPRDII 議員立候補名簿に掲載され、PPI/PPDI/PPDII 会議がこれを承認する。
- (2) 第1項にいう承認済みの DPR/DPRDI/DPRDII 議員立候補名簿は、官報/地方官報、および他の広報メディアを通じて広範に効果的に公表される。
- (3) DPR/DPRDI/DPRDII 議員立候補の方法と日程は、KPU がこれを定める。

第 IX 章

総選挙運動

第 46 条

- (1) 総選挙の実施において、総選挙運動(kampanye Pemilihan Umum)を行うことができる。
- (2) 第1項にいう総選挙運動に、国民は参加する機会と自由を有する。
- (3) 総選挙運動は、第 45 条にいう DPR/DPRDI/DPRDII 議員の確定立候補名簿の公表完了時から投票日の2日前まで行うことができる。
- (4) 総選挙運動のテーマは、DPR/DPRDI/DPRDII 議員立候補者および/または総選挙参加政党の総選挙運動担当者および/または幹部によって提出された

各総選挙参加政党のプログラムである。

- (5) 総選挙参加政党は、総選挙運動の実施期間中、同等の地位、権利、および義務を有する。
- (6) 総選挙運動の方法と日程は、KPU がこれを定める。

第 47 条

- (1) 総選挙運動において、次の事項は禁止される。
 - a. パンチャシラ国家のイデオロギーと 1945 年憲法を問題にすること。
 - b. 個人、宗教、種族(suku)、人種、集団、および他の政党を中傷すること。
 - c. 社会の諸集団を煽動し、仲間割れさせること。
 - d. 公共の秩序を妨害すること。
 - e. ある個人または社会構成員のあるグループ、および/または他の政党に対して暴力の行使を脅迫したり勧誘したりすること。
 - f. 合法的な政府からの権力奪取のために、暴力の利用を脅迫または勧誘すること。
 - g. 政府の設備および礼拝施設を利用すること。
 - h. 選挙運動への参加のために大衆を一地域から他地域へと移動させること。
- (2) 第1項にいう総選挙運動の実施に際する禁止規定に違反した場合は、権限者はその運動を解散させ中止させることができる。

第 48 条

- (1) 各総選挙参加政党は、総選挙運動の資金を次から得ることができる。
 - a. 当該総選挙参加政党。
 - b. 国家予算および地方予算に由来する政府資金。
 - c. 民間団体、企業、財団、または個人を含む、拘束のない他の勢力。
- (2) 総選挙参加政党が受け取ることのできる選挙運動資金の上限は、KPU がこれを定める。
- (3) 各政党の選挙運動に対する資金とその他の援助は、外国勢力に由来してはならない。
- (4) 第1項、第2項にいう選挙運動資金に関する規定を違反した場合は、政党に関する法律 1999 年第2号の第 17 条第2項および第 18 条第2項に定められた制裁を受ける。

第 49 条

- (1) 第 50 条にいう総選挙運動資金は、公認会計士により監査され、その結果は投票日の 15 日前と 25 日後に総選挙参加政党により KPU へ報告される。
- (2) 第1項の規定に違反した場合は、国家/地方予算からの資金援助の中止という形で行政的制裁を受ける。

- (3) 選挙運動資金の上限に違反した総選挙参加政党は、次の総選挙に参加してはならないという行政的制裁を受ける。

第 X 章 投票と開票

第 50 条

- (1) DPR/DPRDI/DPRDII 議員の総選挙の投票は、投票所において、KPU が定めた日にインドネシア共和国の全領域において一斉に実施される。
- (2) 外国に居住する国民による投票は、DPR 議員の総選挙についてのみであり、各インドネシア共和国在外公館において、KPU が定めた DPR/DPRDI/DPRDII 議員の総選挙の投票の時間と同時に実施される。

第 51 条

- (1) 投票委員会(PPS)は、投票が容易に円滑に実施できるように投票所の数と位置を定める。
- (2) 第1項にいう投票所は、容易に到達でき、選挙人が自由に投票できることを保証する、戦略的な場所に定められる。

第 52 条

- (1) DPR/DPRDI/DPRDII 議員総選挙の投票用に、KPU が投票用紙を作成する。
- (2) 各選挙区の DPR/DPRDI/DPRDII 議員総選挙の投票用紙の数は、当該選挙区に登録された選挙人の数に3%を足した数とする。
- (3) 第2項にいう3%の投票用紙の追加分は、投票所における投票の前または投票時に破損した投票用紙の代替、および他の場所で選挙権を行使する登録選挙人のためにこれを使用する。
- (4) 第3項にいう追加投票用紙の受領と使用は、KPU の定めた体裁に従い、投票実施グループ(KPPS)長が署名した議定書(berita acara)に記載され、参加した立会人がこれを認知する。

第 53 条

投票は、KPU の定める方法にしたがって実施される。

第 54 条

- (1) 票は、KPPS グループ長が署名した投票用紙を使用した場合に正式とされる。
- (2) 投票用紙における票の正否に関する規定は、より詳細に KPU がこれを定める。

第 55 条

- (1) 投票所で投票を終えた選挙人には、KPPS が特別な印章を付す。
- (2) 第1項にいう特別な印章は、KPU がこれを定める。

第 56 条

- (1) 投票終了後、速やかに投票所で **KPPS** が開票を行う。
- (2) 総選挙参加政党の代表立会人、選挙人、および参加権のある様々な勢力が、**KPPS** による開票作業に立ち合い観察する。
- (3) 総選挙参加政党の代表立会人は、当該地の政党執行部からの委任状を持参し、**KPPS** グループ長にそれを提出しなければならない。
- (4) 総選挙参加政党の代表立会人と、総選挙参加政党の代表立会人を通じて社会の構成員は、**KPPS** による開票作業の過程で法規に合わないことが起きた場合、異議を唱えることができる。
- (5) 第4項にいう総選挙参加政党の代表立会人および/または社会構成員によって提示された異議は受け入れられ、**KPPS** はその場で修正を行う。

第 57 条

- (1) 投票所での開票終了後、**KPPS** は速やかに議定書と開票結果証明書を作成し、**KPPS** グループ長、副グループ長、および参加した総選挙参加政党の代表立会人がこれに署名する。
- (2) **KPPS** は、議定書と開票結果証明書の1枚を、参加した総選挙参加政党の代表立会人と当該地の投票委員会(**PPS**)に対して投票所において手交しなければならない。

第 58 条

- (1) **PPS** は、当該 **PPS** の作業領域内の投票所の議定書と開票結果証明書を受領した後、速やかに、総選挙参加政党の代表立会人が立ち合い、地元の社会構成員が立ち合うことのできる、村/町レベルの開票集計を行う。
- (2) 総選挙参加政党の代表立会人は、当該地の政党執行部からの委任状を持参し、**PPS** 委員長にそれを提出しなければならない。
- (3) 総選挙参加政党の代表立会人と、総選挙参加政党の代表立会人を通じて社会の構成員は、**PPS** による集計作業の過程で法規に合わないことが起きた場合、異議を唱えることができる。
- (4) 第3項にいう総選挙参加政党の代表立会人および/または社会構成員によって提示された異議は受け入れられ、**PPS** はその場で修正を行う。
- (5) 当該村/町領域の全投票所の開票結果の作表を終えた後、**PPS** は議定書と開票結果作表証明書を作成し、**PPS** 委員長、同書記官、および参加した総選挙参加政党の代表立会人がこれに署名する。
- (6) **PPS** は、議定書と開票結果作表証明書の1枚を、参加した総選挙参加政党の代表立会人と当該地の郡選挙委員会(**PPK**)に対して **PPS** において手交しなければならない。

第 59 条

- (1) PPK は、当該 PPK の作業領域内の PPS 議定書と開票結果作表証明書を受領した後、速やかに、総選挙参加政党の代表立会人が立ち合い、地元の社会構成員が立ち合うことのできる、郡レベルの開票集計を行う。
- (2) 総選挙参加政党の代表立会人は、当該地の政党執行部からの委任状を持参し、PPK 委員長にそれを提出しなければならない。
- (3) 総選挙参加政党の代表立会人と、総選挙参加政党の代表立会人を通じて社会の構成員は、PPK による集計作業の過程で法規に合わないことが起きた場合、異議を唱えることができる。
- (4) 第3項にいう総選挙参加政党の代表立会人および/または社会構成員によって提示された異議は受け入れられ、PPK はその場で修正を行う。
- (5) 当該郡にある全村/町の開票結果の作表を終えた後、PPK は議定書と開票結果作表証明書を作成し、PPK 委員長、同書記官、および参加した総選挙参加政党の代表立会人がこれに署名する。
- (6) PPK は、議定書と開票結果作表証明書の1枚を、参加した総選挙参加政党の代表立会人と当該地の第2級地方選挙委員会(PPDII)に対して PPK において手交しなければならない。

第 60 条

- (1) PPDII は、当該 PPDII の作業領域内の PPK 議定書と開票結果作表証明書を受領後、速やかに、総選挙参加政党の代表立会人が立ち合い、地元の社会構成員が立ち合うことのできる、第2級地方県/市レベルの開票集計を行う。
- (2) 総選挙参加政党の代表立会人は、当該地の政党執行部からの委任状を持参し、PPDII 委員長にそれを提出しなければならない。
- (3) 総選挙参加政党の代表立会人と、総選挙参加政党の代表立会人を通じて社会の構成員は、PPDII による集計作業の過程で法規に合わないことが起きた場合、異議を唱えることができる。
- (4) 第3項にいう総選挙参加政党の代表立会人および/または社会構成員によって提示された異議は受け入れられ、PPDII はその場で修正を行う。
- (5) 当該県/市にある全郡の開票結果の作表を終えた後、PPDII は議定書と開票結果作表証明書を作成し、PPDII 委員長、同書記官、および参加した総選挙参加政党の代表立会人がこれに署名する。
- (6) PPDII は、議定書と開票結果作表証明書の1枚を、参加した総選挙参加政党の代表立会人と当該地の第1級地方選挙委員会(PPDI)に対して PPDII において手交しなければならない。

第 61 条

- (1) **PPDI** は、当該 **PPDI** の作業領域内の **PPDI** 議定書と開票結果作表証明書を受領した後、速やかに、総選挙参加政党の代表立会人が立ち合い、地元の社会構成員が立ち合うことのできる、州レベルの開票集計を行う。
- (2) 総選挙参加政党の代表立会人は、当該地の政党執行部からの委任状を持参し、**PPDI** 委員長にそれを提出しなければならない。
- (3) 総選挙参加政党の代表立会人と、総選挙参加政党の代表立会人を通じて社会の構成員は、**PPDI** による集計作業の過程で法規に合わないことが起きた場合、異議を唱えることができる。
- (4) 第3項にいう総選挙参加政党の代表立会人および/または社会構成員によって提示された異議は受け入れられ、**PPDI** はその場で修正を行う。
- (5) 当該第1級地方州にある全第2級地方の開票結果の作表を終えた後、**PPDI** は議定書と開票結果作表証明書を作成し、**PPDI** 委員長、同書記官、および参加した総選挙参加政党の代表立会人がこれに署名する。
- (6) **PPDI** は、議定書と開票結果作表証明書の1枚を、参加した総選挙参加政党の代表立会人とインドネシア選挙委員会(**PPI**)に対して**PPDI** おいて手交しなければならない。

第 62 条

- (1) **PPI** は、全インドネシアの **PPDI** 議定書と開票結果作表証明書を受領後、速やかに、総選挙参加政党の代表立会人が立ち合い、社会の構成員が立ち合うことのできる、国レベルの開票集計を行う。
- (2) 総選挙参加政党の代表立会人は、政党執行部からの委任状を持参し、**PPI** 委員長にそれを提出しなければならない。
- (3) 総選挙参加政党の代表立会人と、総選挙参加政党の代表立会人を通じて社会の構成員は、**PPI** による集計作業の過程で法規に合わないことが起きた場合、異議を唱えることができる。
- (4) 第3項にいう総選挙参加政党の代表立会人および/または社会構成員によって提示された異議は受け入れられ、**PPI** はその場で修正を行う。
- (5) 全第1級地方州の開票結果の作表を終えた後、**PPI** は議定書と開票結果作表証明書を作成し、**PPI** 委員長、同書記官、および参加した総選挙参加政党の代表立会人がこれに署名する。
- (6) **PPI** は、議定書と国レベル開票結果作表証明書の1枚を、参加した総選挙参加政党の代表立会人と **KPU** に対して手交しなければならない。

第 63 条

第 56 条第5項、第 58 条第4項、第 59 条第4項、第 60 条第4項、第 61 条第4項、

および第 62 条第4項に述べられた開票作業の過程に対する総選挙参加政党の代表立会人から提示された異議は、総選挙実施過程の障害となるものではない。

第 64 条

第 57 条第1項、第 58 条第5項、第 59 条第5項、第 61 条第5項、および第 62 条第5項に述べられた投票所の議定書と開票結果証明書、および PPS、PPK、PPDII、PPDI、PPI の議定書と開票結果作表証明書の体裁は、KPU がこれを定める。

第 65 条

- (1) PPI が提出した開票結果作表証明書に基づいて、KPU は全インドネシアの総選挙開票結果を確定する。
- (2) 第1項にいう全開票結果の確定は、議定書と開票結果作表証明書に盛り込まれ、KPU の少なくとも3分の2の委員がこれに署名する。
- (3) 第2項にいう議定書と開票結果作表証明書の体裁は、KPU がこれを定める。

第 XI 章

総選挙結果の確定

第 66 条

- (1) DPRDII 議員の開票結果の確定は、PPDII が行う。
- (2) DPRDI 議員の開票結果の確定は、PPDI が行う。
- (3) DPR 議員の開票結果の確定は、PPI が行う。
- (4) DPR、DPRDI、および DPRDII の開票結果全体の確定は、全国的に KPU が行う。

第 67 条

- (1) 総選挙参加政党の DPRDII における議席獲得数を確定するための票の集計は、第2級地方でその政党が獲得した全票数に基づく。
- (2) 総選挙参加政党の DPRDI における議席獲得数を確定するための票の集計は、第1級地方でその政党が獲得した全票数に基づく。
- (3) 総選挙参加政党の DPR における議席獲得数を確定するための票の集計は、第1級地方でその政党が獲得した全票数に基づく。

第 68 条

- (1) DPRDII 議員への各総選挙参加政党からの選出候補は、その政党が郡で獲得した最多/最大の票に留意しながら(dengan mengacu kepada)、第2級地方政党執行部の提案に基づいて、PPDII がこれを確定する。
- (2) DPRDI 議員への各総選挙参加政党からの選出候補は、その政党が第2級地方で獲得した最多/最大の票に留意しながら、第1級地方政党執行部の提案に基づいて、PPDI がこれを確定する。

- (3) DPR 議員への各総選挙参加政党からの選出候補は、その政党が第2級地方で獲得した最多/最大の票に留意しながら、政党中央執行部の提案に基づいて、PPI がこれを確定する。
- (4) DPR、DPRDI、DPRDII 議員への選出候補の全国的な合法化の方法は、KPU がこれを定める。

第 69 条

- (1) DPR 議員を確定した第1級地方での票の残りは、残りの議席を配分するために最後までこれを集計する。
- (2) 上記の残りの議席に対する選出候補の確定は、当該政党の中央執行部の権限となる。

第 XII 章

選挙結果の公表と選出候補への通知

第 70 条

- (1) DPRDII、DPRDI、および中央 DPR 議員の総選挙結果は、次の機関がこれを公表する。
 - a. DPRDII 議員については、PPDII。
 - b. DPRDI 議員については、PPDI。
 - c. DPR 議員については、PPI。
- (2) 第1項にいう DPRDII、DPRDI、および DPR 議員の総選挙結果の公表日程は、より詳細に KPU がこれを定める。

第 71 条

- (1) DPRDII、DPRDI、および DPR 議員選出候補への通知は、次の機関がこれを行う。
 - a. DPRDII 議員選出候補に対しては、PPDII。
 - b. DPRDI 議員選出候補に対しては、PPDI。
 - c. DPR 議員選出候補に対しては、PPI。
- (2) 第1項にいう DPRDII、DPRDI、および DPR 議員選出候補への通知日程は、より詳細に KPU がこれを定める。

第 XIII 章

罰則

第 72 条

- (1) 本人または第三者に関する選挙人名簿の記載事項について故意に虚偽の申告をした者は、1年以下の懲役に処する。

- (2) 本人または第三者が偽造ではない正式文書として使用する目的で、本法律で総選挙の実施に必要なと規定された文書を模造または偽造した者は、5年以下の懲役に処する。
- (3) 第2項にいう文書が正式でない、または偽造だと知りながら、偽造でない正式文書として故意にそれを使用したり、または第三者に使用を命じた者は、5年以下の懲役に処する。

第 73 条

- (1) 本法律によって実施される総選挙の進行を故意に混乱させ、阻害し、または妨害した者は、5年以下の懲役に処する。
- (2) 本法律による総選挙実施時に、選挙権を自由かつ妨害されることなく行使しようとする者を、故意に、暴力により、または暴力の脅迫により阻害した者は、5年以下の懲役に処する。
- (3) 本法律による総選挙実施時に、贈物または贈賄の約束により、選挙権を行使できなくしたり、または特定の方法で選挙権を行使させるようにした者は、3年以下の懲役に処する。この刑は、贈物または特定行為の約束の形で収賄した選挙人にも適用される。
- (4) 本法律による総選挙実施時に、選挙人の票を無効にしたり、特定の党が追加票を得るようにし向ける謀略行為を行った者は、3年以下の懲役に処する。
- (5) 故意に自己を他人と偽って本法律に基づく総選挙に参加した者は、5年以下の懲役に処する。
- (6) 第 43 条第1項第 f 号の規定に故意に違反した者は、5年以下の懲役に処する。
- (7) 1回の総選挙で本法律で定めたよりも多くの票を投じた者は、5年以下の懲役に処する。
- (8) 本法律による総選挙実施時に、すでに行われた投票を故意に失敗させたり、投票結果を正式な投票数と異なる数にする謀略行為を行った者は、5年以下の懲役に処する。
- (9) 仕事上、労働者が投票できないという理由がないにもかかわらず、労働者に投票の機会を与えなかった使用者/上司は、3年以下の懲役に処する。
- (10) 義務を怠った総選挙の実施者は、3ヶ月以下の禁錮または 10,000,000 ルピア以下の罰金に処する。
- (11) KPU の定めた上限を越えて総選挙運動に寄付金を与えた者は、3ヶ月以下の禁錮または 10,000,000 ルピア以下の罰金に処する。

第 74 条

- (1) 第 72 条および第 73 条第1項から第9項までの刑事犯罪は、犯罪(kejahatan)と

する。

(2) 第 73 条第 10 項から第 11 項の刑事犯罪は、違反(*pelanggaran*)とする。

第 75 条

第 72 条第 2 項と第 3 項の行為に対する刑の執行に際して、その刑事犯罪に使用された文書類、およびその文書類の模造または偽造のために使用された物品類は、それら文書類、物品類が犯罪者の所有物でない場合も含めて、これを没収し処分する。

第 XIV 章

雑則

第 76 条

ある選挙区のある地において調査と検査を行い、票の集計が阻害される過失、誤り、またはその他の事項が判明した場合は、当該 PPD I/PPD II は、規定の日程に留意し、当該地の監視委員会と地方政府の支援を得て、当該地で再投票を行うことができる。

第 77 条

ある選挙区のある地において、やむを得ない状況により、定められた日時に総選挙が実施できないか、または中断した場合、状況が可能となり次第、定められた期限規定に留意し、速やかに同一の場所で追選挙、再選挙を実施する。

第 78 条

第 76 条にいう再投票、および第 77 条にいう追選挙または再選挙は、遅くとも投票日から 30 日以内にこれを実施する。

第 XV 章

経過規定

第 79 条

- (1) KPU が設置されるまでは、何度か改正され最後に法律 1985 年第 1 号によって改正された国民協議/代表機関議員総選挙に関する法律 1969 年 15 号に定められた総選挙庁(*Lembaga Pemilihan Umum*)が、本法律の公布後遅くとも 30 日以内に、第 10 条第 b 号および第 39 条第 5 項の職務を実行する。
- (2) 第 1 項に延べられた期間に、KPU は設置されなければならないが、総選挙庁のすべての権利と義務は KPU の責任となる。

第 80 条

- (1) 1999 年総選挙については、1997 年総選挙における総選挙参加団体は本法律第 39 条の要件を満たしていると見なされる。

- (2) 第1項にいう1997年総選挙参加団体は、1999年総選挙の参加者として登録しなければならない。

第81条

1999年総選挙の結果としての国民協議会議員における組織代表(Utusan Golongan)の補充については、特別に次のように定める。

- a. KPUが各組織代表の種類と数を定める。
- b. 第a号にいう組織代表は、各組織からKPUに提案された後、国家元首である大統領により行政的に公式なものとされる。
- c. 第a号および第b号にいう組織代表からの国民協議会議員の決定方法は、追ってKPUにより定められる。

第82条

1999年総選挙については、第39条第1項第b号および第c号に定められた総選挙に参加できる政党の要件は、次のようになる。

- a. インドネシアの全州の3分の1に執行部を有すること。
- b. 第a号にいう州の全県/市の2分の1に執行部を有すること。

第83条

1999年総選挙のためのKPUの任期は、2004年総選挙の1年前に終了する。

第XVI章

最終規定

第84条

本法律で十分に規定されていないすべての事項については、必要に応じて政令でこれを定める。

第85条

本法律の施行に伴い、法律1975年第4号(官報1975年第38号、官報付録第3063号)、法律1980年第2号(官報1980年第24号、官報付録第3163号)、法律1985年第1号(官報1985年第1号、官報付録第3281号)によって改正された、国民協議/代表機関議員の総選挙に関する法律1969年第15号(官報1969年第58号、官報付録第2914号)は無効となる。

第86条

本法律は、成立の日から施行する。

各人に周知させるため、本法律をインドネシア共和国官報に掲載して公布することを命ずる。

ジャカルタにおいて認証

1999年2月1日

インドネシア共和国大統領

(署名)

バハルディン・ユスフ・ハビビ

ジャカルタにおいて成立

1999年2月1日

インドネシア共和国国務大臣/国家官房長官

(署名)

アクバル・タンジュン

インドネシア共和国官報 1999年第23号

**資料2-16 国民協議会・国会・地方議会構成法
(法律 1999年第4号)**

「国民協議会、国民議会、および地方議会の構成と地位に関する法律 1999年第4号」

Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 4 Tahun 1999 Tentang Susunan dan Kedudukan Majelis Permusyawaratan Rakyat, Dewan Perwakilan Rakyat, dan Dewan Perwakilan Rakyat Daerah

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国大統領は、

- a. 協議/代議制において叡智によって導かれる民主主義に基づく国民主権を実行するために、国民主権を反映することができ、政治的要求の進展にしたがって国民の要望を吸収し闘争することのできる国民協議機関と国民代表機関を実現する必要があること、
- b. 国民主権をより反映できる国民協議機関と国民代表機関を実現するために、国民協議会、国民議会、および地方議会の構成と地位の再編成が必要であること、
- c. その再編成は、政党に関する法律と総選挙に関する法律の改正により可能となったこと、
- d. したがって、国民協議機関と国民代表機関を通じた国家運営において国民の

役割を最適化するために、すでに何度か改正され最後に法律 1995 年第5号によって改正された国民協議会、国民議会、および地方議会の構成と地位に関する法律 1969 年第 16 号を破棄し、新しい法律に代える必要があると考えられること、

を考慮し、

1. 1945 年憲法第1条第2項、第2条第1項と第2項、第5条第1項、第 19 条第1項、および第 20 条第1項、
2. すでに何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第1号によって改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号の改正・追加に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第7号、
3. 総選挙に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第3号に対する改正・追加に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第 14 号、
4. 政党に関する法律 1999 年第2号(官報 1999 年第 22 号、官報付録第 3809 号)、
5. 総選挙に関する法律 1999 年第3号(官報 1999 年第 23 号、官報付録第 3801 号)

に鑑み、

**インドネシア共和国国民議会の同意を得て、
国民協議会、国民議会、および地方議会の構成と地位に関する法律を制定する、
と決定する。**

第 I 章

総則

第1条

本法律にいう

1. 以後 MPR と記する国民協議会とは、1945 年憲法にいう国民協議会である。
2. 以後 DPR と記する国民議会とは、1945 年憲法にいう国民議会である。
3. 以後 DPRD と記する地方議会とは、第1級地方議会と第2級地方議会であり、それぞれ以後 DPRDI、DPRDII と記する。
4. 地方代表とは、地方における国民の利害を伝え、国家問題一般について全体的な見識や考察を持つことができ、DPRDI 全体会議で選出されて地方を代表する MPR 議員となる社会の名士である。
5. 組織代表とは、ある政党の一部ではなく、DPR において比例的に代表されてい

ない全国的、自立的な組織または機関出身の者で、経済、宗教、社会、文化、学術上の組織や、その他の集团的機関から成る。

6. 以後 KPU と記する総選挙委員会とは、総選挙に関する法律 1999 年第3号第8条第2項にいう自由で自立した総選挙実施機関である。
7. ABRI とは、インドネシア共和国武装軍隊(Angkatan Bersenjata Republik Indonesia)の略語である。

第 II 章 国民協議会 第 1 節 構成 第 2 条

- (1) MPR は、DPR 議員に次の議員を加えて構成される。
 - a. 地方代表
 - b. 組織代表
- (2) MPR 議員数は 700 人で、詳細は次のとおりである。
 - a. DPR 議員 500 人
 - b. 地方代表 135 人、つまり各第1級地方から5人
 - c. 組織代表 65 人。
- (3) 地方代表は DPRDI で選出される。
- (4) 第3項にいう地方代表 MPR 議員の選出方法は、DPRDI 秩序規定でこれを定める。
- (5) DPR は、各組織の種類と代表の人数を決定する。
- (6) 第5項にいう組織代表は、各組織により DPR に提案され、DPR がこれを決定する。
- (7) 第5項、第6項にいう組織代表 MPR 議員の決定方法は、DPR 秩序規定でこれを定める。

第 2 節 議員資格 第 3 条

- (1) MPR 議員となるためには、次の資格を満たさなければならない。
 - a. 21 歳以上で、唯一至高なる神を信仰するインドネシア共和国国民。
 - b. インドネシア語が話せ、ローマ字の読み書きができ、少なくとも中学卒業、あるいは社会や国家機関で同程度の知識と経験を有すること。
 - c. 1945 年8月 17 日の独立宣言の理想、国家の基礎としてのパンチャシラ、

1945年憲法に忠実であること。

- d. 禁止されたインドネシア共産党とその大衆組織の元構成員、または9月30日運動/共産党(G-30-S/PKI)に直接間接に関与した者、またはその他の禁止された組織の構成員ではないこと。
 - e. 確定判決となった裁判所の判決に基づき選挙権を取り消されていないこと。
 - f. 5年以上の懲役刑に相当する刑事犯罪を犯し、確定判決となった裁判所の判決に基づき懲役刑に服している者ではないこと。
 - g. 精神/記憶力に障害がないことが明らかなこと。
- (2) MPR 議員は、インドネシア共和国単一国家の領域に居住しなければならない。
- (3) MPR 議員資格は、国家元首である大統領の決定により行政的に公式なものとなる。

第4条

MPR 議員の任期は5年であり、MPR 新議員が宣誓/誓約を行った時点で一斉に終了する。

第5条

- (1) MPR 議員は、議員としての任期中に、次の理由により辞職する。
- a. 死亡。
 - b. MPR 議長団宛ての書面による本人の辞任願い。
 - c. インドネシア共和国単一国家の領域外での居住。
 - d. DPR 議員としての辞任。
 - e. 責任ある者の説明に基づく第3条第1項の資格の喪失。
 - f. 国民代表としての宣誓/誓約に対する違反を MPR 決定で明確にされた場合。
 - g. 第41条第1項に規定された兼職禁止に抵触した場合。
- 第1項にいう任期中に辞職した DPR 議員である MPR 議員の議席は、第14条第2項の規定に従ってこれを補充する。
- (2) 第1項にいう任期中に辞職した MPR 追加議員の議席は、第2条第3項、第4項に定めた地方代表の決定方法と、第2条第5項、第6項、第7項に定めた組織代表の決定方法に従ってこれを補充する。
- (3) 任期中に交替した議員は、前任議員の任期を務める。
- (4) 第3条第1項第 c、d、e、および/または f 号にいう資格を満たさなくなった議員の辞職、および/または第8条にいう MPR 議員宣誓/誓約の違反に関わる議員の辞職は、敬意を伴わない辞職とする。

第6条

MPR 議員の辞職は、国家元首である大統領の決定により行政的に公式なものとされる。

第7条

- (1) MPR 議員は就任に先立ち、現行の法規に従って決定された議員が出席し、最年長および最年少議員が議長を務める議員就任のための全体会議において、最高裁判所長官がとり行う共同宣誓/誓約を行う。
- (2) MPR 議長または議長団の他の一員は、第1項にいう宣誓/誓約をまだ行っていない議員の宣誓/誓約をとり行う。
- (3) 宣誓/誓約を行う方法は、MPR 秩序規定でこれを定める。

第8条

第7条にいう宣誓/誓約の文言は次のとおりである。

「アッラー(神)にかけて私は宣誓/誓約します。私は、国民協議会議員(議長/副議長)としての私の義務を可能な限り公平に最善を尽くして果たします。私は、パンチャシラを堅持し、1945 年憲法と現行の法規を遵守します。私は、民主主義を護り、インドネシア共和国単一国家の国民と国家に忠誠を尽くします。」

第3節

MPR 議長団

第9条

- (1) MPR 議長団は、1名の議長と、会派の議席数の順位を反映した最大5名の副議長から成る。
- (2) MPR 議長団は、DPR 議長団とは別とする。
- (3) MPR 議長団が未決定の期間中は、暫定議長団と呼ばれる最年長議員と最年少議員が暫定的に会議を主宰する。
- (4) 第3項にいう最年長議員および/または最年少議員が出席できない場合は、当該会議への出席議員のうちの最年長議員および/または最年少議員がこれを代行する。
- (5) MPR 議長団の選出方法は、MPR 秩序規定でこれを定める。

第10条

- (1) MPR の職務および権限を行使するにあたり、MPR 議長団は MPR 作業部会 (Badan Kerja)を組織する。
- (2) MPR 作業部会の議員構成、職務、権限は、MPR 秩序規定でこれを定める。

第 III 章
国民議会
第 1 節
構成
第 11 条

- (1) DPR 議員の補充は、総選挙と任命によって行う。
- (2) DPR は、次の議員から成る。
 - a. 総選挙の結果である政党議員
 - b. 任命された ABRI 議員
- (3) DPR 議員の定数は500名とする。内訳は、次のとおり。
 - a. 総選挙の結果である政党議員462名
 - b. 任命された ABRI 議員38名

第 2 節
議員資格
第 12 条

- (1) DPR 議員となるためには、第3条第1項、第2項にいう資格を満たさなければならない。
- (2) DPR 議員資格は、国家元首である大統領の決定により行政的に公式なものとされる。

第 13 条

DPR 議員の任期は5年であり、DPR 新議員が宣誓/誓約を行った時点で一斉に終了する。

第 14 条

- (1) DPR 議員は、議員としての任期中に、次の理由により辞任する。
 - a. 死去。
 - b. DPR 議長団宛ての書面による本人の辞任願い。
 - c. インドネシア共和国単一国家の領域外での居住。
 - d. 責任ある者の説明に基づく第3条第1項の資格の喪失。
 - e. 国民代表としての宣誓/誓約に対する違反が DPR 決定で明確にされた場合。
 - f. 第 41 条第2項、第3項に規定された兼職禁止に抵触した場合。
 - g. 本法律第 42 条にもとづく交替。
- (2) 第 1 項にいう任期中に辞任した DPR 議員の議席は、次の者から補充される。
 - a. 辞任議員と同じ選挙区からの政党代表候補者名簿から当該政党の中央レベル執行部が提案した候補者。

- b. DPR 議員である ABRI 指導者によって提出された ABRI 出身の候補者。
- (3) 任期中に交替した議員は、前任議員の任期を務める。
 - (4) 第2項にいう補充方法は、KPU でこれを定める。
 - (5) 第3条第1項第c、d、e、および/またはf号にいう資格を満たさなくなった議員の辞職、および/または第16条にいうDPR 議員宣誓/誓約の違反に関わる議員の辞職は、敬意を伴わない辞職とする。

第15条

- (1) DPR 議員は就任に先立ち、現行の法規に従って決定された議員が出席し、最年長および最年少議員が議長を務める議員就任のための全体会議において、最高裁判所長官がとり行う共同宣誓/誓約を行う。
- (2) DPR 議長または議長団の他の一員は、第1項にいう宣誓/誓約をまだ行っていない議員の宣誓/誓約をとり行う。
- (3) 宣誓/誓約を行う方法は DPR 秩序規定でこれを定める。

第16条

第15条にいう宣誓/誓約の文言は次のとおりである。

「アッラー（神）の名において、私は宣誓/誓約する。私は、国民議会議員（議長/副議長）としての私の義務をできる限り最善かつ最も公平に果たす。私は、パンチャシラを堅持し、1945年憲法と現行の法規を遵守する。私は、民主主義を護り、インドネシア共和国単一国家の民族と国家に奉仕する。」

第3節

DPR 議長団

第17条

- (1) DPR 議長団は、集団的な性格を持ち、1名の議長と、会派の議席数の順位を反映した最大4名の副議長から成る。
- (2) DPR 議長団は、MPR 議長団とは別とする。
- (3) DPR 議長団が未決定の期間中は、暫定議長団と呼ばれる最年長議員と最年少議員が暫定的に会議を主宰する。
- (4) 第3項にいう最年長議員および/または最年少議員が出席できない場合は、当該会議への出席議員のうちの最年長議員および/または最年少議員がこれを代行する。
- (5) DPR 議長団の選出方法は、DPR 秩序規定でこれを定める。

者。

- (3) 任期中に交替した議員は、前任議員の任期を務める。
- (4) DPRDI 議員の辞職は、国家元首である大統領の名における内務大臣の決定により行政的に公式なものとされる。
- (5) 第3条第1項第 c、d、e、および/または f 号にいう資格を満たさなくなった議員の辞職、および/または第 23 条にいう DPRDI 議員宣誓/誓約の違反に関わる議員の辞職、および/または本法律第 42 条にもとづく辞職は、敬意を伴わない辞職とする。

第 22 条

- (1) DPRDI 議員は就任に先立ち、現行の法規に従って決定された議員が出席し、最年長および最年少議員が議長を務める議員就任のための全体会議において、高等裁判所長官がとり行う共同宣誓/誓約を行う。
- (2) DPRDI 議長または議長団の他の一員は、第1項にいう宣誓/誓約をまだ行っていない議員の宣誓/誓約をとり行う。
- (3) 宣誓/誓約を行う方法は、DPRDI 秩序規定でこれを定める。

第 23 条

第22条にいう宣誓/誓約の文言は次のとおりである。

「アッラー(神)の名において、私は宣誓/誓約する。私は、第1級地方議会議員(議長/副議長)としての私の義務をできる限り最善かつ最も公平に果たす。私は、パンチャシラを堅持し、1945年憲法と現行の法規を遵守する。私は、民主主義を護り、インドネシア共和国単一国家の民族と国家に奉仕する。」

第3節

DPRDI 議長団

第 24 条

- (1) DPRDI 議長団は、集団的な性格を持ち、1名の議長と、会派の議席数の順位を反映した最大3名の副議長から成る。
- (2) DPRDI 議長団が未決定の期間中は、暫定議長団と呼ばれる最年長議員と最年少議員が暫定的に会議を主宰する。
- (3) 第2項にいう最年長議員および/または最年少議員が出席できない場合は、当該会議への出席議員のうちの最年長議員および/または最年少議員がこれを代行する。
- (4) DPRDI 議長団の選出方法は、DPRDI 秩序規定でこれを定める。

第 V 章
第2級地方議会

第1節

構成

第 25 条

- (1) DPRDII 議員の補充は、総選挙と任命によって行う。
- (2) DPRDII は、次の議員から成る。
 - a. 総選挙の結果である政党議員
 - b. 任命された ABRI 議員
- (3) DPRDII 議員の定数は、20 名以上 45 名以下とし、議員の 10%を ABRI から任命する。

第2節

議員資格

第 26 条

- (1) DPRDII 議員となるためには、第3条第1項にいう資格を満たさなければならない。
- (2) DPRDII 議員は、当該第2級地方の領域に居住しなければならない。
- (3) DPRDII 議員資格は、国家元首である大統領の名において内務大臣の決定により行政的に公式なものとされる。

第 27 条

DPRDII 議員の任期は5年であり、DPRDII 新議員が宣誓/誓約を行った時点で一斉に終了する。

第 28 条

- (1) DPRDII 議員は、議員としての任期中に、次の理由により辞職する。
 - a. 死亡。
 - b. DPRDII 議長団宛ての書面による本人の辞任願い。
 - c. 当該第2級地方の領域外での居住。
 - d. 責任ある者の説明に基づく第3条第1項の資格の喪失。
 - e. DPRDII 議員としての宣誓/誓約に対する違反を明確にされた場合。
 - f. 第41条第2項、第3項、第4項に規定された兼職禁止に抵触した場合。
 - g. 本法律第42条にもとづく交替。
- (2) 第1項にいう任期中に辞任した DPRDII 議員の議席は、次の者から補充される。
 - a. 同じ選挙区からの政党代表候補者名簿から当該政党の第2級地方執行部が提案した候補者。

- b. DPRDII 議員である ABRI 指導者によって提出された ABRI 出身の候補者。
- (3) 任期中に交替した議員は、前任議員の任期を務める。
 - (4) DPRDII 議員の辞職は、国家元首である大統領の名における内務大臣の決定により行政的に公式なものとされる。
 - (5) 第3条第1項第 c、d、e および/または f 号にいう資格を満たさなくなった議員の辞職、および/または第23条にいう DPRDII 議員宣誓/誓約の違反に関わる議員の辞職、および/または本法律第42条にもとづく辞職は、敬意を伴わない辞職とする。

第29条

- (1) DPRDII 議員は就任に先立ち、現行の法規に従って決定された議員が出席し、最年長および最年少議員が議長を務める議員就任のための全体会議において、高等裁判所長官がとり行う共同宣誓/誓約を行う。
- (2) DPRDII 議長または議長団の他の一員は、第1項にいう宣誓/誓約をまだ行っていない議員の宣誓/誓約をとり行う。
- (3) 宣誓/誓約を行う方法は、DPRDII 秩序規定でこれを定める。

第30条

第29条にいう宣誓/誓約の文言は次のとおりである。

「アッラー(神)の名において、私は宣誓/誓約する。私は、第2級地方議会議員(議長/副議長)としての私の義務をできる限り最善かつ最も公平に果たす。私は、パンチャシラを堅持し、1945年憲法と現行の法規を遵守する。私は、民主主義を護り、インドネシア共和国単一国家の民族と国家に奉仕する。」

第3節

DPRDII 議長団

第31条

- (1) DPRDII 議長団は、集団的な性格を持ち、1名の議長と、会派の議席数の順位を反映した最大3名の副議長から成る。
- (2) DPRDII 議長団が未決定の期間中は、暫定議長団と呼ばれる最年長議員と最年少議員が暫定的に会議を主宰する。
- (3) 第2項にいう最年長議員および/または最年少議員が出席できない場合は、当該会議への出席議員のうちの最年長議員および/または最年少議員がこれを代行する。
- (4) DPRDII 議長団の選出方法は、DPRDII 秩序規定に定められる。

第 VI 章

MPR、DPR、DPRD の地位

第 1 節

MPR、DPR、DPRD の職務、権限、権利

第 32 条

- (1) インドネシア全国民の化身としての MPR は、国家最高機関(*lembaga tertinggi negara*)であり、国民主権の完全なる保持者および実行者である。
- (2) MPR は、1945 年憲法に規定される職務と権限を有する。
- (3) その職務と権限を行使するために、MPR は、MPR 秩序規定に定められる権利を有する。

第 33 条

- (1) DPR は、国家高等機関(*lembaga tinggi negara*)であり、パンチャシラに基づく民主主義を実行するための装備である。
- (2) DPR は、次の職務と権限を有する。
 - a. 大統領と共同で法律を制定する。
 - b. 大統領と共同で国家歳出・歳入予算を策定する。
 - c. 次に対する監視を行う。
 - 1) 法律の執行
 - 2) 国家歳出・歳入予算の執行
 - 3) 1945 年憲法と MPR 決定の精神に合致した政府の政策
 - d. DPR 全体会議において会計検査院から報告される国家財政責務に対する調査報告について、監視の材料として活用するために討議する。
 - e. 大統領による他国に対する宣戦の布告、講和および条約の締結に関して、批准および/または同意するかどうかを討議する。
 - f. 社会の要望と訴えを受け止め対処する。
 - g. MPR 決定および/または法律によって DPR に課せられた職務を遂行する。
- (3) 第 2 項にいう職務と権限を遂行するために、DPR は次の権利を有する。
 - a. 大統領に対する説明請求。
 - b. 調査。
 - c. 法律草案に対する改正。
 - d. 意見表明。
 - e. 法律草案提出。
 - f. 法律規定によって定められた場合、特定の職にある個人を提出/推薦する。

- g. DPR 予算の策定。
- (4) 本来は議員の諸権利でもある第3項にいう DPR の諸権利のほか、DPR 議員は次の権利を有する。
 - a. 質問提出。
 - b. 外交儀礼。
 - c. 財政/行政。
- (5) 第2項、第3項、第4項にいう権利の行使は、DPR 秩序規定でこれを定める。

第 34 条

- (1) DPRD は、地方における国民代表機関であり、パンチャシラに基づく民主主義を実行するための装備である。
- (2) DPRD は、次の職務と権限を有する。
 - a. 州知事/州副知事、県知事/県副知事、市長/副市長を選出する。
 - b. 州知事/州副知事、県知事/県副知事、市長/副市長の就任および辞任を大統領に提案する。
 - c. 州知事、県知事、市長と共同で地方歳出・歳入予算を策定する。
 - d. 州知事、県知事、市長と共同で地方政令を制定する。
 - e. 次に対する監視を行う。
 - 1) 地方政令や他の法規の執行。
 - 2) 州知事、県知事、市長の諸規定と決定の執行。
 - 3) 地方歳出・歳入予算の執行。
 - 4) 地方開発の方針に合致した地方政府の政策。
 - 5) 地方における国際協力の実行。
 - f. 地方の利害に結びついた国際協定計画に対する意見と判断を政府に提出すること。
 - g. 社会の要望を受け止め対処すること。
- (3) 第2項にいう職務と権限を行使するために、DPRD は次の権利を有する。
 - a. 州知事、県知事、市長に対する責務要求。
 - b. 地方政府に対する説明請求。
 - c. 調査。
 - d. 地方政令草案に対する改正。
 - e. 意見表明。
 - f. 地方政令草案提出。
 - g. DPRD 予算の策定。
- (4) 本来は議員の諸権利でもある第3項にいう DPRD の諸権利のほか、DPRD 議員は次の権利を有する。

- a. 質問提出。
- b. 外交儀礼。
- c. 財政/行政。

(5) 第2項、第3項、第4項にいう権利の行使は、DPRD 秩序規定でこれを定める。

第 35 条

- (1) DPR と DPRD は、それぞれの段階に合わせてその機能を行行使するにあたり、国家、国民、政府、開発の利害のために取り上げる必要のある案件について、国家官僚、政府官僚、または社会市民に説明を求める権利を有する。
- (2) 第1項にいう要請を拒否する国家官僚、政府官僚、または社会市民は、DPR と DPRD の威信と尊敬を軽んじたとして1年以下の禁錮に処す。
- (3) 第1項と第2項にいう権利の行使は、DPR と DPRD 秩序規定でこれを定める。

第 36 条

- (1) 政治、治安、社会文化、経済、財政分野における、大衆、国民、国家の生活必需上の利害に結びついた政府による国際協定については、現行の法律にしたがって DPR の合意を必要とする。
- (2) 地方の利害に関連する国際協力事項については、政府は、地方政府と DPRD からの声に誠意をもって配慮しなければならない。

第2節

MPR、DPR、DPRD の補助機関

第 37 条

- (1) MPR の補助機関は、次から成る。
 - a. 議長団。
 - b. 作業部会。
 - c. 委員会(komisi)。
 - d. 特別委員会(panitia ad hoc)。
- (2) DPR の補助機関は、次から成る。
 - a. 議長団。
 - b. 委員会、小委員会。
 - c. 協議局(Badan Musyawarah)、内政局(Badan Urusan Rumah Tangga)、議会間協力局(Badan Kerja Sama Antar-Parlemen)、その他必要と考えられる局。
 - d. 委員会(panitia)。
- (3) DPRD の補助機関は、次から成る。
 - a. 議長団。
 - b. 委員会(komisi)。

- c. 委員会(panitia)。
- (4) 第2項と第3項にいう補助機関の他に、DPR と DPRD は会派(fraksi)を形成する。
- (5) 第1項、第2項、第3項、第4項の実行は、MPR、DPR、DPRD の秩序規定でこれを定める。

第3節

MPR、DPR、DPRD 議員の刑事免責権

第 38 条

- (1) MPR、DPR、DPRD 議員は、非公開会議で機密と合意された事項を漏洩したか、あるいは刑法典第2巻第1章の国家機密漏洩に関する規定の事項である場合を除き、MPR、DPR、DPRD の会議における発言および/または意見について、公開非公開を問わず、口頭であれ書面であれ、法廷で訴追されることはない。
- (2) MPR、DPR、DPRD 議員は、MPR、DPR、DPRD の会議における発言および/または意見のゆえに任期中に交替させられることはできない。

第4節

外交儀礼と歳費の地位

第 39 条

MPR、DPR、DPRD の議長団および議員の外交儀礼と歳費の地位については、現行の法律規定にしたい各機関と政府が共同でこれを定める。

第5節

秩序規定

第 40 条

MPR、DPR、DPRD の秩序規定については、各機関が独自にこれを定める。

第 VII 章

MPR、DPR、DPRD 議員に対する禁止事項および捜査

第1節

禁止事項

第 41 条

- (1) MPR 議員は、次の職務を兼ねてはならない。
- 国家機関の公職者。
 - 行政府の機構上の公職者。
 - 裁判機関の公職者。
 - 現行の法規で定められる他の職務。

- (2) DPR、DPRD 議員は、すべての段階における行政府と裁判所のいかなる職をも兼ねてはならない。
- (3) DPR 議員は、DPRD 議員を兼ねてはならないし、DPRD 議員も DPR 議員を兼ねてはならない。
- (4) 一つの地方の DPRD 議員は、他の地方の DPRD 議員を兼ねてはならない。

第 42 条

- (1) DPR、DPRD 議員は、国家予算および/または地方予算から出費される職業/事業を行うことを禁じられる。
- (2) 第1項に対する違反は、DPR、DPRD 議員の辞職にいたる懲罰を科せられる。
- (3) 第1項の規定違反に対する懲罰は、そのために特設された局による判断と評価を聴取した後に、当該会派の提案と判断に基づいて、DPR、DPRD の議長団が行政的にこれを執行する。
- (4) 第1項、第2項、第3項にいう規定の実行は、DPR および DPRD の秩序規定でこれを定める。

第2節

捜査

第 43 条

MPR、DPR、DPRD 議員が刑事犯罪を犯したと疑われる場合においては、召喚、事情聴取、取り調べには、現行の法規に従って、MPR、DPR 議員の場合は大統領の書面による合意書、DPRDI 議員の場合には内務大臣の書面による合意書、DPRDII 議員の場合には州知事の書面による合意書を取得しなければならない。

第 VIII 章

経過規定

第 44 条

1997年から2002年の任期の MPR、DPR、DPRD 議員は、1999年総選挙の結果としての新しい MPR、DPR、DPRD 議員が宣誓/誓約を行った時点で一斉にその任期を終了する。

第 45 条

第2条第2項第 c 号、第5項、第6項にいう 1999年総選挙の結果としての組織代表の MPR 議員の決定については、特に次のように定める。

- a. KPU が各組織の種類と代表の人数を決定する。
- b. 第 a 号にいう組織代表は、各組織により KPU に提案され、国家元首である大統領の決定により行政的に公式なものとされる。
- c. 第 a 号および第 b 号にいう組織代表 MPR 議員の決定方法は、KPU がこれを

定める。

第 46 条

第34条に定める DPRD の職務、権限、権利の行使は、地方行政の基本に関する法律 1974 年第5号に代わる地方行政に関する新しい法律の施行と同時に施行する。

第 IX 章

最終規定

第 47 条

本法律の施行に伴い、すでに何度か改正され最後に法律 1995 年第5号によって改正された国民協議会、国民議会、および地方議会の構成と地位に関する法律 1969 年第 16 号は無効となる。

第 48 条

本法律は、MPR、DPR、および DPRD の構成と地位に関する法律と呼ぶことができる。

第 49 条

本決定は、成立の日から施行する。

各人に周知させるため、本法律をインドネシア共和国官報に掲載することを命ずる。

ジャカルタにおいて認証

1999 年2月1日

インドネシア共和国大統領

(署名)

バハルディン・ユスフ・ハビビ

ジャカルタにおいて成立

1999 年2月1日

インドネシア共和国国務大臣/国家官房長官

(署名)

アクバル・タンジュン

インドネシア共和国官報 1999 年第 24 号

**資料2-17 政党員となる公務員に関する政令
(政令 1999 年第5号)**

「政党構成員となる文民公務員に関する政令 1999 年第 5 号」

Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 5 Tahun 1999 Tentang Pegawai Negeri Sipil Yang Menjadi Anggota Partai Politik

インドネシア共和国大統領は、

文民公務員の指導、完全性、および一体性をより高めるため、またすべての政党に対する文民公務員の中立的な姿勢を保証するため、政党構成員となる公務員について規定する必要があると考えられること、
を考慮し、

1. 1945 年憲法第5条第2項、
2. 公務員の年金および公務員の寡婦/寡夫の年金に関する法律 1969 年第 11 号(官報 1969 年第 42 号、官報付録第 2906 号)、
3. 公務員の基本に関する法律 1974 年第8号(官報 1974 年第 55 号、官報付録第 3041 号)、
4. 政令 1994 年第1号(官報 1994 年第1号)で改正された、文民公務員の辞職に関する政令 1979 年第 32 号(官報 1979 年第 47 号、官報付録第 3149 号)、

に鑑み、

**政党構成員となる文民公務員に関する政令を制定する、
と決定する。**

第1条

本政令において、

1. 文民公務員(Pegawai Negeri Sipil)とは、公務員の基本に関する法律 1974 年第 8号に規定された文民公務員である。
2. 権限を有する官吏(pejabat)とは、現行の法規にしたがって文民公務員を任命および/または罷免する権限を有する官吏である。

第2条

文民公務員は、パンチャシラ、1945 年憲法、国家、および政府に対する忠誠と恭順をもって行政の職務と開発を実行する、国家の器官、国家の奉仕者、社会の奉仕者である。

第3条

第2条に述べられた位置づけにある文民公務員は、中立的な姿勢を持ち、特定の集団のために国家の設備を利用することを避けなければならない。

第4条

文民公務員は、第2条に述べられた行政の職務と開発を遂行するに際して、とくに社会に対するサービスの提供において差別をしない。

第5条

第3条と第4条にいう姿勢を保証するために、政党の構成員および/または役員(pengurus)となる文民公務員は、この政令に定める規定に服するものとする。

第6条

文民公務員は、総選挙において選挙権を行使する権利を有する。

第7条

- (1) 本政令の制定時にすでに政党の構成員および/または役員になっている文民公務員については、構成員および/または役員を離職したものと見なされる。
- (2) 第1項にいう文民公務員が、政党の構成員および/または役員にとどまる場合は、本政令の施行後遅くとも3カ月以内に権限を有する官吏に届け出なければならない。
- (3) 第2項にいう期限内に構成員および/または役員資格を届け出た文民公務員に対しては、第8条第1項の規定を適用する。
- (4) 第1項にいう文民公務員で、引き続き政党の構成員および/または役員でありながら第2項に定める期限内に権限を有する官吏に届け出なかった者に対しては、第8条第3項を適用する。

第8条

- (1) 政党の構成員および/または役員となる文民公務員は、公職から解職され、最終の基本給に相当する退職前手当(uang tunggu)を支給される。
- (2) 第1項にいう文民公務員は、正式に政党の構成員および/または役員になってから遅くとも3ヶ月以内に、権限を有する官吏に政党の構成員および/または役員であることを報告しなければならない。
- (3) 政党の構成員および/または役員であることを報告しない文民公務員は、敬意を払わずに文民公務員を解職される。

第9条

- (1) 政党の構成員および/または役員であるために公職を解職された文民公務員は、構成員および/または役員を離職した場合、公職に復帰することができる。
- (2) 第1項にいう復帰は、当該者が正式に政党の構成員および/または役員になってから1年以内の場合のみ可能である。

第10条

本政令の実施に必要な技術的規定は、より詳細に国家公務員行政庁(Badan Administrasi Kepegawaian Negara)長官がこれを定める。

第11条

本政令の施行に伴い、文民公務員の政党とゴロンガン・カルヤにおける構成員資格に関する政令、および本政令に反するその他の法規の実施規程は無効となる。

第12条

本政令は、成立の日から施行する。

各人に周知させるため、本政令をインドネシア共和国官報に掲載することを命ずる。

ジャカルタにおいて制定

1999年1月26日

インドネシア共和国大統領

(署名)

バハルディン・ユスフ・ハビビ

ジャカルタにおいて成立

1999年1月26日

インドネシア共和国国务大臣/国家官房長官

(署名)

アクバル・タンジュン

インドネシア共和国官報 1999年第11号

資料2-18 政党員となる公務員に関する政令の改正 (政令 1999年第12号)

「政党構成員となる文民公務員に関する政令 1999年第5号の改正に関する政令 1999年第12号」

Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 12 Tahun 1999 Tentang Perubahan Atas Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 5 Tahun 1999 Tentang Pegawai Negeri Sipil Yang Menjadi Anggota Partai Politik

インドネシア共和国大統領は、

国民議会の要望を受け入れるため、政令 1999年第5号第7条、第8条、および第9条の規定を改正する必要があると考えられること、

を考慮し、

1. 1945年憲法第5条第2項、
2. 公務員の年金および公務員の寡婦/寡夫の年金に関する法律1969年第11号(官報1969年第42号、官報付録第2906号)、
3. 公務員の基本に関する法律1974年第8号(官報1974年第55号、官報付録第3041号)、
5. 政令1994年第1号(官報1994年第1号)で改正された、文民公務員の辞職に関する政令1979年第32号(官報1979年第47号、官報付録第3149号)、
6. 政党構成員となる文民公務員に関する政令1999年第5号(官報1999年第11号、官報付録第3801号)

に鑑み、

政党構成員となる文民公務員に関する政令1999年第5号の改正に関する政令を制定する、

と決定する。

第1条

政党構成員となる文民公務員に関する政令1999年第5号第7条、第8条、および第9条の規定を変更し、全文を次のようにする。

第7条

- (1) 本政令の制定時にすでに政党の構成員および/または役員になっている文民公務員については、その構成員および/または役員資格は自動的に無効となる。
- (2) 第1項にいう文民公務員が、政党の構成員および/または役員にとどまる場合は、本政令の施行後遅くとも3カ月以内に直接の上司を通じて申請し、許可されれば当該者は公職を離職する。
- (3) 第2項にいう公職を離職した文民公務員には、第8条の規定を適用する。
- (4) 第1項にいう文民公務員で、引き続き政党の構成員および/または役員でありながら第2項に定める期限内に直接の上司を通じて申請しなかった者は、敬意を払わずに解職される。

第8条

政党の構成員および/または役員となる文民公務員は、公職から解職され、最終の基本給に相当する退職前手当(uang tunggu)を1年分支給される。

第9条

- (1) 政党の構成員および/または役員であるために公職を解職された文民公務員

- は、構成員および/または役員を離職した場合、公職に復帰することができる。
- (2) 第1項にいう復帰は、第8条に定める1年間が終了するまでの期間にのみ可能である。

第Ⅱ条

本政令は、成立の日から施行する。
各人に周知させるため、本政令をインドネシア共和国官報に掲載することを命ずる。

ジャカルタにおいて制定

1999年1月29日

インドネシア共和国大統領
(署名)

バハルディン・ユスフ・ハビビ

ジャカルタにおいて成立

1999年1月29日

インドネシア共和国国務大臣/国家官房長官
(署名)

アクバル・タンジュン

インドネシア共和国官報 1999年第20号

(資料2-14~18の出所) *Tiga Undang-Undang 1999* [1999年3法], CV.Eko Jaya, Jakarta, 1999.

3. 1999 年総選挙

スハルト政権崩壊からおよそ1年後の1999年6月7日、総選挙が実施された。「議会制民主主義」時代に実施された1955年の第1回総選挙以来、44年ぶりの自由で民主的な選挙であった。この選挙を無事に終えたことで、インドネシアの民主化は大きく前進したのである。

政治関連法が国会を通過して総選挙の制度的枠組みが整ったのをうけ、1999年2月1日には、総選挙庁(LPU)から6月7日の総選挙までの日程が発表された。2月からは、選挙参加を希望する政党に対する資格審査が政党法に従って開始された。今回は、総選挙委員会(KPU)設置前に作業が始まったため、できるだけ中立な立場から審査が行われるよう、高名なイスラーム学者であるヌルホリシユ・マジドを座長とする11人チームが結成された(資料2-19)。その審査の結果、総選挙参加を届け出た141の政党のうち、48政党が参加を認められた(資料2-21)。3月10日には、KPUが発足し、ルディニ元内相が委員長に選出された(資料2-20)。

4月5日から開始された有権者登録、5月19日から2週間にわたり繰り広げられた選挙運動と、選挙スケジュールは平穏に進行し、暴動の発生などの心配は杞憂に終わった。6月7日、朝8時から全国各地で投票が開始された。心配された大きな混乱もなく、午後2時には投票が締め切れ、直ちに各投票所で開票が行われた。開票の様子は周辺住民に見守られながら進められ、投票用紙が開けられて政党の番号が読み上げられる度に歓声が上がった。しかし、2~3日中に判明するはずだった最終結果は、開票・集計作業に手間取り、2カ月後の7月17日にインドネシア選挙委員会(PP)からようやく最終結果が発表された。

その結果、第1党に躍進したのがスカルノ初代大統領の長女メガワティ・スカルノプトリが率いる闘争民主党(PDI-P)であった(得票率34%、154議席)。1993年に民主党党首として彗星のごとく登場したメガワティが、スハルト政権によるさまざまな弾圧をくぐり抜け、反スハルトのシンボルとして国民の共感と支持を集めたのである。特に、有権者の6割を抱える大票田のジャワ島とバリ島での同党の強さは圧倒的であった。これに続いて第2党になったのが、スハルト時代の与党であるゴルカル党である(得票率22%、120議席)。長年培ってきたゴルカル党の組織力と資金力が、特に外島での支持を集め、同党が第2党にとどまることを可能にした。以下、開発統一党(PPP)、民族覚醒党(PKB)、国民信託党(PAN)、月星党(PBB)、公正党(PK)と続く。ゴルカル党に続いてスハルト時代以来の政党PPPが第3党に入る一方、改革派指導者として人気を集めたアミン・ライス率いるPANが第5党にとどまったところに、既成政党の優位さが現れている。総選挙の詳細な結果は、資料2-22と資料2-23にまとめた。

資料2-19 11人チーム(Tim 11)名簿

1999年総選挙参加申請政党の認証および総選挙委員会(KPU)設立の準備のため、総選挙庁(LPU)長官による1999年2月3日付1999年決定文書第6号によって、KPU設立チーム/KPU設立準備委員会、別名「11人チーム」が設立された。11人チームの名称は、委員総数が11人だったことから、マスコミによって名付けられた。

1	Prof. Dr. Nurcholish Madjid	委員長
2	Dr. Adnan Buyung Nasution	副委員長
3	Adi Andojo Soetjipto, SH	副委員長
4	Dr. Andi A. Mallarangeng	事務局長
5	Rama Pratama	副事務局長
6	Prof. Dr. Miriam Budiardjo, MA	委員
7	Dr. Afan Gaffar	委員
8	Drs. Mulyana W.Kusumah	委員
9	Dr. Kastorius Sinaga	委員
10	Drs. Eep Saefullah Fatah	委員
11	Drs. Anas Urbaningrum	委員

(出所) KPU資料より作成。

資料2-20 総選挙委員会(Komisi Pemilihan Umum)委員名簿

(1999年3月10日発足)

番号	氏名	出身組織	地位
1	Jenderal Purn. TNI. Rudini	相互扶助家族主義協議会党(MKGR)	委員長
2	DR.Adnan Buyung Nasution, SH	政府代表	副委員長
3	Prof. DR. H. Harun Alrasid	イスラーム信徒党(PUI)	副委員長
4	H. ST. Sukarnotomo, MBA	新インドネシア党(PIB)	委員
5	Ny. CML. Sitompul	インドネシア国民キリスト教徒党(KRISNA)	委員
6	IM. Sunarkha	インドネシア国民党スペニ派(PNI-Supeni)	委員
7	H. Moh. Bambang, SIP	インドネシア民主同盟党(PADI)	委員
8	Drs. H. Syamsahril, SH, MM	インドネシア・ムスリム覚醒党(KAMI)	委員
9	H. Abdy S. Kusumanegara, MBA	信徒覚醒党(PKU)	委員
10	Drs. Syarkawi Tjes	新マシュミ党	委員
11	H. Djuhad Mahja, SH, CN.	開発統一党(PPP)	委員
12	Ir. H. Amaruddin Djajasubita	イスラーム同盟党(PSII)	委員
13	Drs. Jacob Tobing, MPA	闘争インドネシア民主党(PDI-P)	委員
14	Ir. Musa Bintang	アブル・ヤタマ党(PAY)	委員
15	Shirato Syafei. S. TH.	独立民族党(PKM)	委員
16	Prof. DR. Midian Sirait	民族友愛民主党(PDKB)	委員
17	Hasballah M. Saad	国民信託党(PAN)	委員
18	Hedri Kuok, SH	民主人民党(PRD)	委員

資料2-20 総選挙委員会(Komisi Pemilihan Umum)委員名簿(続き)

番号	氏名	出身組織	地位
19	Drs. L. Heru Khuthami	インドネシア・イスラーム同盟党1905	委員
20	Kornelis Kopong Saran, SH	民主カトリック党(PKD)	委員
21	RO. Tambunan, SH	人民選択党(Pilar)	委員
22	KH. Agus Miftach	インドネシア人民党(Pari)	委員
23	Askodar, SH	マシュミ・イスラーム政治党(PPIM)	委員
24	Abdul Rahman Saleh, SH, MH	月星党(PBB)	委員
25	Dr. H. Dedi Hamid, SH	労働者連帯党(PSP)	委員
26	Mustaffa Kamal, SS	公正党(PK)	委員
27	H. M. Thohir Mumaydi	信徒連盟党(PNU)	委員
28	Bambang Suroso	国民党マルハエン前線(PNI-Front Marhaen)	委員
29	H. Rusly Dahlan, SH	独立擁護連盟党(IPKI)	委員
30	Mr. Lukman Syamra	共和党	委員
31	Mr. H. Masiga Bugis, SH	民主イスラーム党(PID)	委員
32	Drs. M. Hassan Potabuga, MM Phd	国民党大衆マルハエン派(PNI-Massa Marhaen)	委員
33	DR. Hadidjojo Nitimihardjo, MSc	大衆協議党(Murba)	委員
34	H. R. Bambang Mintoko MP	インドネシア民主党(PDI)	委員
35	Drs. Mahadi Sinambela	ゴロンガン・カルヤ党(Golkar)	委員
36	Drs. H. Mardin Syah	統一党(PP)	委員
37	Yahya C. Staguf	民族覚醒党(PKB)	委員
38	Dr. Ir. Sri Bintang Pamungkas	インドネシア民主連合党(PUDI)	委員
39	Bennie Akbar Fatah	国民労働者党(PBN)	委員
40	Umar Husein, SH	人民主権党(PDR)	委員
41	H. Sjafuddin Syah Nasution	平和愛好党	委員
42	Dr. Sutradara Gintings	公正統一党(PKP)	委員
43	Dr. H. Rasyidi	全インドネシア労働者連帯党(PSPSI)	委員
44	Drs. Soegito	インドネシア民族国民党(PNBI)	委員
45	Nurdin Purnomo	多様性の中の統一党(PBI)	委員
46	Drs. H. Nursyirwan Noer Datuk	インドネシア国民連合連帯党(Suni)	委員
47	Edwin Henawan Soekaowati	民主国民党(PND)	委員
48	KH. M. Amin Abdullah	インドネシア・ムスリム信徒党(PUMI)	委員
49	Saud H. Aritonang	インドネシア労働者党(PPI)	委員
50	Adi Andojo Soetjipto, SH	政府代表	委員
51	Oka Mahendra, SH	政府代表	委員
52	DR. Andi A. Mallarangeng	政府代表	委員
53	DR. Afan Gaffar	政府代表	委員

(出所) KPU資料より作成。

資料2-21 1999年総選挙参加48政党一覧

番号	政党名	党首	特徴
1	Partai Indonesia Baru (PIB; 新インドネシア党)	H.M. Syaiful Anwar	穆維イスラーム系政党。
2	Partai Kristen Nasional Indonesia (KRISNA; インドネシア国民キリスト教徒党)	C.M.L. Sitompul Pambunan	スカルノ期のキリスト教徒党 (Parkindo) の後継政党。
3	Partai Nasional Indonesia (PNI-Supeni; インドネシア国民党スベニ派)	Supeni	民族主義系政党。
4	Partai Aliansi Demokrat Indonesia (PADI; インドネシア民主同盟党)	Moh. Bambang Sulistomo	NGOの活動家、学生らが中心の政党。
5	Partai Kebangkitan Muslim Indonesia (PKMI; インドネシア・ムスリム覚醒党)	H. Syamsabril	イスラーム系政党。
6	Partai Ummat Islam (PU; イスラーム信徒党)	Dellar Noer	イスラーム系政党。党首は政治学者で、スハルト前大統領の元演説原稿執筆者。
7	Partai Kebangkitan Umat (PKU; 信徒覚醒党)	Yusuf Hasyim	アダトカケル・ウラマ(NU)系政党。党首はアダドカルアラフマン・ワヒドのおじ。幹部にはアダドカルアラフマン・ワヒドの弟もいる。
8	Partai Masyarakat Baru (PM; 新マッシュムア党)	H. Ridwan Saidi	イスラーム系政党 (スカルノ期のマッシュムア党とは無関係)。党首は元PPP党員。
9	Partai Persatuan Pembangunan (PPP; 開務統一党)	Hamzah Haz	スハルト時代の野党。スハルト体制崩壊後、再びイスラーム色を強める。
10	Partai Syarikat Islam Indonesia (PSII; イスラーム同盟党)	Taufiq R. Tjokroaminoto	1912年設立のイスラーム同盟の後継政党。党首はその創設者H.O.S.チョクロアミントの孫。
11	Partai Demokrasi Indonesia Perjuangan (PDI-P; 闘争インドネシア民主党)	Megawati Soekarnoputri	旧民主党メガワティ派。党首は初代大統領スカルノの長女。民族主義系政党。
12	Partai Abul Yatama (PAY; アブル・ヤタマ党)	Rusi Bintang	アブル・ヤタマは「孤児の父」の意。アチエが基盤。
13	Partai Kebangsaan Merdeka (PKM; 独立民族党)	Zaini Ahmad Noeh	民族主義系政党。
14	Partai Demokrasi Kasih Bangsa (PDKB; 民族友愛民主党)	Manasse Malo	元ゴカル構成員が設立。華人キリスト教徒が中心。
15	Partai Amanat Nasional (PAN; 国民信託党)	Amlen Rais	ムハマディヤが支持基盤。党首は元大学教授(政治学)で、民主化指導者。
16	Partai Rakyat Demokratik (PRD; 民主人民党)	Budiman Sudjatmiko	社会民主主義政党。党首は1996年以來政治犯として服役中。
17	Partai Syarikat Islam Indonesia 1905 (PSII-1905; インドネシア・イスラーム同盟党1905)	H. Ohan Sudjana	イスラーム同盟の後継政党。
18	Partai Katolik Demokrat (PKD; 民主カトリック党)	Marcus Mali	カトリック教徒系政党。スカルノ期のカトリック教徒党とは関係はない。
19	Partai Pilihan Rakyat (Pilar; 人民選択党)	R.O. Tambunan	民族主義系政党。
20	Partai Rakyat Indonesia (Pari; インドネシア人民党)	Agus Miftach	環境NGOが出发点の民族主義系政党。
21	Partai Politik Islam Indonesia Masyarakat (PPIM; マッシュムア・イスラーム政治党)	Abdullah Helhamahua	急進イスラーム系政党。党首はイスラーム学生同盟 (HMI) の元活動家。
22	Partai Bulan Bintang (PBB; 月星党)	Yusri Inza Mahendra	マッシュムア後継政党を名乗る。党首は憲法学者で、スハルト元大統領の演説原稿執筆者。
23	Partai Solidaritas Pekerja (PSP; 労働者連帯党)	Dedi Hamid	労働組合系政党。
24	Partai Keadilan (PK; 公正党)	Nur Mahmudi Ismail	ムスリム学生活動家フォーラムが基盤。エジプトのムスリム同胞団がモデル。
25	Partai Nahdlatul Ummat (PNU; 信徒連盟党)	Sukron Ma'mun	NU系政党。

資料2-21 1999年総選挙参加48政党一覧(続き)

番号	政党名	党首	特徴
26	Partai Nasional Indonesia-Front Marhaenis (PNI-Front Marhaenis: 国民党マルハエン前線)	Probotudjo	民族主義系政党。党首はスハルト元大統領の異父弟。
27	Partai Ikatan Pendukung Kemerdekaan Indonesia (IPKI: 独立権護連盟党)	R. Soepranto	1954年設立のIPKIが前身。1973年にPDIに吸収される。
28	Partai Republik (共和党)	Syarifuddin Harahap	保守系政党。スハルト家が支持。
29	Partai Islam Demokrat (PID: 民主イスラーム党)	H. Andi Rasyid Djaliil	穏健イスラーム系政党。
30	Partai Nasional Indonesia-Massa Marhaen (PNI-Massa Marhaen: 国民党大衆マルハエン派)	Bachtiar Oscha Chalik	民族主義系政党。
31	Partai Musyawarah Rakyat Banyak (Murbak: 大衆協議党)	Hadijojo Nitiimbardo	1973年にPDIに吸収されるが、1998年5月にPDIから分離。PDI-Pに近い。
32	Partai Demokrasi Indonesia (PDI: インドネシア民主党)	Budi Hardjono	1973年に国民党など民族主義・キリスト教系政党を合併して設立されたスハルト時代の野党。
33	Partai Golongan Karya (Golkar: ゴロンガン・カルヤ党)	Akbar Tandjung	スハルト時代以来の与党。
34	Partai Persatuan (PP: 統一党)	Jailani Naro	1999年1月にPPPから分離して設立されたイスラーム系政党。
35	Partai Kebangkitan Bangsa (PKB: 民族覚醒党)	Matori Abdul Djaliil	アブドゥルアラマン・ワヒドによって設立されたNU系最大政党。穏健イスラームで、民族主義系政党に近い。
36	Partai Uni Demokrasi Indonesia (PUDI: インドネシア民主連合党)	Sri Bintang Pamungkas	1996年、反政府活動家の現党首によって設立された政党。
37	Partai Buruh Nasional (PBN: 国民労働者党)	Tohah Simanungkalit	モータル・パシハ・シハ・シハ・シハ長年率いるインドネシア福祉労働組合 (SBSI) が支持基盤の労働組合系政党。
38	Partai Musyawarah Kekeluargaan Gotong Royong (MKGR: 相互扶助愛族主義協議会党)	Misen Sugandhi	ゴルカルの主要母団体のMKGRがゴルカルの影響下にある政党。
39	Partai Doulat Rakyat (PDR: 人民主権党)	Baharuddin	アディ・サンノ元協同組合・小企業相の影響下にある政党。
40	Partai Cinta Damai (平和愛好党)	Iskandar Zulkarnain	イスラーム系政党。
41	Partai Keadilan dan Persatuan (PKP: 公正統一党)	Edi Sudrajat	ゴルカルの内の退役軍人によって設立された民族主義系政党。党首は元国防治安相。
42	Partai Solidaritas Pekerja Seluruh Indonesia (PSPSI: 全インドネシア労働者連帯党)	Rasyidi	労働組合系政党。
43	Partai Nasional Bangsa Indonesia (PNBI: インドネシア民族国民党)	Endro	民族主義系政党。
44	Partai Bhinneka Tunggal Ika Indonesia (PBI: 多様性の中の統一党)	Nurdin Purnomo	華人系政党。
45	Partai Solidaritas Uni Nasional Indonesia (Suni: インドネシア国民連合連帯党)	H. Abu Hasan	NU系政党。党首はNU内部の反グス・ドゥラル派幹部。
46	Partai Nasional Demokrat (PND: 民主国民党)	Edwin Henawan Soekowati	PDI傘下の青年組織・学生組織によって設立された民族主義系政党。
47	Partai Ummat Muslimin Indonesia (PUMI: インドネシア・ムスリム信徒党)	Anwar Junus	穏健イスラーム系政党。
48	Partai Pekerja Indonesia (PPI: インドネシア労働者党)	Saleh Said Harahap	スハルト政権下で唯一公認の全インドネシア労働組合連合 (SPSI) を支持基盤とする労働組合系政党。

(出所) 総選挙委員会 (KPU) 資料、ジャカルタ・ポスト、ホームページ (<http://www.thejakartapost.com/>) およびコンパス・ホームページ (<http://www.kompas.com/>) などから作成。

資料2-22 1999年総選挙・州別投票結果

州	アチェ	北スマトラ	西スマトラ	リアウ	ジャンビ	南スマトラ	ベンクル	ランボン	ジャカルタ*	西ジャワ
人口	4,114,400	11,617,000	4,511,800	4,330,100	2,613,700	7,775,800	1,566,100	7,453,400	9,704,600	43,864,800
有権者数	2,326,432	6,392,267	2,592,619	2,643,622	1,418,512	4,357,950	865,512	3,972,926	5,375,210	26,344,147
投票登録者数	1,427,679	5,831,247	2,364,404	2,543,575	1,372,710	4,071,504	808,064	3,676,301	5,072,249	25,333,464
登録率(%)	61.37	91.22	91.20	96.22	96.77	93.43	93.36	92.53	94.36	96.16
有効票	988,622	5,167,988	1,944,583	2,127,809	1,155,140	3,533,962	660,693	3,285,317	4,893,449	23,067,009
無効票	51,509	122,062	97,579	99,412	85,198	178,326	56,307	90,823	184,220	862,052
投票率(%)	72.85	90.72	86.37	87.56	90.36	91.18	88.73	91.84	100.11	94.46
議席数	12	24	14	10	6	15	4	15	18	82
1議席あたり得票数	82,385	215,333	138,899	212,781	192,523	235,597	165,173	219,021	271,858	281,305
政党	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数
1 PIB	5,062	10,963	6,146	8,312	7,313	11,459	2,530	7,342	5,499	38,703
2 Krisna	1,414	56,450	2,284	6,276	2,105	4,698	1,697	5,721	10,724	25,054
3 PNI	2,446	36,814	4,816	8,587	5,230	21,289	7,436	19,511	4,424	55,498
4 PADI	1,163	4,868	2,836	2,851	2,535	4,894	1,575	3,185	2,151	19,608
5 Kami	6,267	11,946	20,617	7,255	5,114	16,329	3,545	9,713	7,783	48,403
6 PUI	12,714	24,650	20,928	7,494	2,870	14,686	1,934	9,186	7,303	75,188
7 PKU	9,728	3,179	2,254	3,451	2,313	5,530	2,090	11,497	4,806	52,142
8 New Masyumi	4,814	7,224	11,069	5,365	4,752	7,691	3,773	5,537	3,835	29,473
9 PPP	285,014	520,121	400,649	295,924	126,621	299,779	53,939	265,503	806,298	3,513,348
10 PSII	2,288	15,566	6,057	4,328	3,846	24,827	3,799	14,028	4,281	105,677
11 PDI-P	126,038	2,052,680	212,347	583,583	286,042	1,378,668	198,512	1,322,032	1,895,964	7,525,503
12 Abul Yatama	16,607	6,231	6,057	6,060	3,532	11,637	3,223	8,201	3,337	36,346
13 PKM	1,598	3,738	3,538	2,806	1,836	4,490	1,224	4,659	2,411	22,070
14 PDKB	4,285	134,896	7,194	5,244	2,021	6,259	1,145	5,360	5,539	25,823
15 PAN	177,069	465,542	430,880	216,688	88,721	279,104	51,794	173,491	797,766	1,707,252
16 PRD	611	2,926	1,358	1,269	543	2,648	507	2,483	8,274	14,995
17 PSII-1905	1,520	4,891	4,368	2,319	1,438	6,456	1,423	6,439	3,841	68,536
18 PKD	306	56,242	903	2,195	474	3,094	347	4,298	5,141	8,654
19 Pilar	346	6,084	774	546	690	8,269	434	1,139	916	6,162
20 Pari	627	5,842	2,198	1,715	1,562	3,380	500	2,049	1,438	9,536
21 PPIM	9,149	28,987	33,023	13,162	10,457	26,247	5,396	18,385	9,258	95,501
22 PBB	30,628	78,556	115,678	49,495	27,141	103,389	12,473	31,185	95,265	806,293
23 PSP	509	3,306	1,283	1,018	956	2,944	375	2,359	993	8,987
24 PK	16,251	43,674	56,020	26,496	9,773	54,501	17,173	61,887	231,545	537,897
25 PNU	21,131	19,179	5,083	27,950	8,442	25,940	5,793	64,346	20,573	152,641
26 PNI-FM	1,781	26,317	2,560	6,136	5,790	19,416	3,386	19,840	4,459	62,615
27 IPKI	1,364	13,958	8,514	6,224	4,636	13,448	2,765	11,385	4,210	51,558
28 Republik	2,705	18,199	6,016	2,825	3,605	7,942	4,296	5,417	3,655	36,310
29 PIO	1,367	2,357	971	4,537	696	5,276	1,895	2,986	1,376	11,718
30 PNI-M	1,854	19,925	2,357	4,831	3,831	20,930	3,990	24,307	3,454	60,231
31 Murba	727	4,533	2,566	830	1,220	2,462	416	2,594	2,342	9,217
32 PDI	8,007	39,846	9,418	15,022	8,248	34,021	7,538	21,278	16,583	79,169
33 Golkar	154,373	1,128,529	459,528	632,609	400,495	781,517	190,731	636,570	541,346	5,439,334
34 United	13,928	20,726	17,200	15,931	16,136	22,386	4,614	12,343	85,795	157,133
35 PKB	11,750	57,242	17,083	62,851	55,024	174,352	24,128	386,364	174,661	1,622,124
36 PUDI	7,346	6,684	4,167	2,595	1,163	8,892	3,431	5,518	10,602	28,325
37 PBN	1,433	15,352	4,209	3,364	3,308	6,243	1,520	3,716	2,175	13,177
38 MKGR	2,107	7,972	6,264	8,783	3,720	8,924	3,613	6,966	3,274	43,367
39 PDR	8,040	16,095	10,660	14,058	4,614	9,700	3,532	18,586	5,434	68,530
40 PCD	4,125	32,147	3,709	6,691	1,218	5,354	681	3,350	5,402	24,495
41 PKP	19,651	80,996	23,118	16,427	16,904	44,190	13,106	38,188	45,004	242,755
42 PSPSI	692	3,836	1,132	990	860	2,966	417	2,451	1,358	9,263
43 PNBI	721	3,402	2,821	3,636	2,027	6,214	1,641	5,305	1,741	27,133
44 PBI	1,771	47,511	979	23,672	1,376	13,935	2,008	6,236	34,746	34,223
45 Suni	2,642	1,549	1,051	1,211	10,726	3,983	1,479	6,454	1,095	20,352
46 PND	329	8,920	578	1,480	1,240	5,972	1,533	3,200	1,915	16,708
47 PUMI	1,088	999	676	840	682	1,577	392	1,034	1,524	8,859
48 PPI	3,236	6,338	646	1,877	1,294	6,054	944	1,693	1,933	11,123

*海外在住者252,324人の投票を含む

(注) 政党の略称は、資料2-21を参照。

(出所) Komisi Pemilihan Umum. *Pemilu 1999 Dalam Angka*, Jakarta, 1999 をもとに作成。

資料2-22 1999年総選挙・州別投票結果(続き)

州	中ジャワ	シヨグジャカルタ	東ジャワ	西カリマンタン	中カリマンタン	東カリマンタン	南カリマンタン	バリ	西ヌサタラ
人口	30,236,200	2,908,000	34,569,400	3,892,500	1,785,100	2,744,800	3,081,300	3,908,600	4,136,000
有権者数	20,683,441	2,075,097	23,949,944	2,216,224	1,085,388	1,524,151	1,901,684	2,113,503	2,166,437
投票登録者数	18,720,597	1,929,404	21,810,791	2,074,557	995,057	1,335,342	1,745,113	2,039,598	2,082,267
登録率(%)	90.51	92.98	91.07	93.61	91.68	87.61	91.77	96.50	96.11
有効票	17,231,911	1,804,082	19,828,663	1,742,526	799,084	1,134,214	1,486,031	1,898,665	1,744,339
無効票	620,750	56,811	722,620	108,270	43,874	49,854	86,641	106,959	162,186
投票率(%)	95.36	96.45	94.23	89.21	84.71	88.67	90.12	98.33	91.56
議席数	60	6	68	9	6	7	11	9	9
1議席あたり得票数	287,199	300,680	291,598	193,614	133,181	162,031	135,094	210,963	193,815
政党	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数
1 PIB	19,371	4,545	18,820	2,953	2,029	2,943	7,255	690	4,837
2 Krisna	25,901	3,559	30,989	5,298	7,315	7,731	2,233	952	1,500
3 PNI	67,898	8,556	52,696	10,483	3,661	4,576	4,336	19,689	10,260
4 PADI	7,451	1,311	9,261	2,037	695	900	956	698	4,372
5 Kami	53,334	15,714	42,697	3,447	2,195	1,757	5,722	873	5,899
6 PUI	22,841	3,280	30,255	2,439	2,244	2,581	8,199	445	5,441
7 PKU	48,850	5,355	109,033	2,881	2,812	2,162	7,288	634	3,840
8 New Masyumi	16,831	2,745	16,370	3,293	1,405	1,589	2,938	493	8,192
9 PPP	1,899,390	87,865	1,026,862	209,792	88,824	117,868	251,182	17,632	198,429
10 PSII	44,453	3,383	24,540	2,466	1,223	1,848	1,960	771	18,783
11 PDI-P	7,380,900	643,202	6,703,699	405,543	283,564	383,168	316,565	1,500,050	231,654
12 Abul Yatama	28,015	5,575	33,619	5,899	2,357	1,980	3,196	2,039	7,203
13 PKM	13,781	1,807	14,043	3,536	891	1,198	1,835	554	4,213
14 PDKB	30,341	6,938	26,718	56,699	3,433	2,789	1,354	3,456	6,214
15 PAN	1,197,643	311,619	940,342	47,734	38,198	75,424	137,110	25,012	71,520
16 PRD	16,964	3,429	13,038	896	458	567	639	900	1,210
17 PSII-1905	11,191	1,545	9,801	2,185	655	2,508	2,079	331	5,520
18 PKD	12,380	3,883	6,848	9,993	606	1,055	402	381	603
19 Pilar	2,682	504	3,151	1,197	168	774	1,473	251	433
20 Pari	6,512	1,416	6,555	2,148	468	365	928	414	1,256
21 PPIM	54,868	9,784	53,885	9,653	3,619	3,803	11,009	3,547	22,260
22 PBB	154,628	27,027	175,516	23,327	13,167	28,913	60,344	4,247	66,571
23 PSP	6,500	1,305	5,707	858	341	406	969	239	1,776
24 PK	133,886	27,808	84,517	10,250	2,407	18,433	17,732	1,753	17,498
25 PNU	59,355	4,572	103,587	11,172	13,346	6,847	64,286	1,622	34,375
26 PNI-FM	82,332	14,050	59,697	7,422	2,726	2,160	3,007	7,631	9,922
27 IPKI	42,169	10,704	42,534	9,255	2,680	2,064	4,645	4,071	13,541
28 Republik	18,544	2,733	14,248	6,138	1,111	1,581	2,879	17,535	5,275
29 PIO	7,052	1,176	9,287	588	587	290	1,232	380	1,536
30 PNI-M	85,345	7,200	59,580	6,509	4,977	2,122	3,205	7,673	7,803
31 Murba	6,995	1,173	10,107	621	994	794	1,616	260	642
32 PDI	57,512	5,544	48,749	131,909	8,037	8,734	9,798	5,966	21,666
33 Golkar	2,300,625	258,745	2,510,025	511,513	221,940	336,629	357,278	196,984	735,733
34 United	58,796	6,204	42,068	15,534	7,163	11,337	15,760	1,682	10,796
35 PKB	2,953,511	257,240	7,034,707	47,098	47,501	56,086	131,050	32,253	52,094
36 PUDI	15,816	1,700	15,678	4,380	1,674	1,971	1,495	716	5,815
37 PBN	13,966	3,219	13,314	1,944	1,732	1,532	1,197	688	2,697
38 MKGR	20,349	5,089	23,519	3,770	4,960	3,305	4,557	1,100	10,000
39 PDR	27,457	3,317	63,611	3,152	2,136	4,984	2,664	2,943	52,684
40 PCD	14,787	3,048	31,710	1,647	1,238	3,072	1,849	1,321	12,275
41 PKP	97,376	15,867	151,747	17,870	7,745	12,507	15,034	23,962	20,934
42 PSPSI	8,431	1,611	8,729	2,363	695	762	902	791	4,325
43 PNBI	21,559	5,953	25,566	5,798	970	981	1,927	1,327	9,488
44 PBI	15,858	1,383	30,673	121,950	1,432	2,831	2,411	1,277	4,056
45 Suni	36,070	4,025	59,063	1,645	886	470	5,784	321	14,499
46 PND	18,045	2,167	18,453	3,442	959	975	2,560	1,516	2,288
47 PUMI	4,361	927	5,311	484	663	222	2,698	194	10,831
48 PPI	8,789	4,280	7,738	1,315	197	620	493	401	1,580

資料2-22 1999年総選挙・州別投票結果(続き)

州	東スラバヤ	東ティモール	南スラウェシ	中スラウェシ	北スラウェシ	東南スラウェシ	マルク	イアノンジャヤ	全国	
人口	3,754,200	891,000	7,922,500	2,098,100	2,862,200	2,424,600	2,235,700	2,387,100	209,389,000	
有権者数	2,141,676	468,064	5,766,058	1,212,014	1,803,930	917,124	1,236,842	1,124,857	127,666,631	
投票登録者数	2,022,720	420,096	4,478,490	1,202,792	1,738,421	900,831	1,159,652	1,001,853	118,158,778	
登録率(%)	94.45	89.75	77.67	99.24	96.37	98.22	93.76	89.06	92.55	
有効票	1,859,134	346,454	3,732,399	1,073,517	1,640,928	801,223	1,070,777	827,418	105,845,937	
無効票	68,781	48,559	290,277	82,748	50,215	46,649	50,169	41,653	4,422,851	
投票率(%)	95.31	94.03	89.82	96.13	97.28	94.12	109.28	86.75	93.32	
議席数	13	4	24	5	7	5	6	13	462	
1議席あたり得票数	143,010	86,614	155,517	214,703	234,418	160,245	178,463	63,648		
政党	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票率(%)
1 PIB	1,469	644	10,552	3,420	2,567	1,137	5,486	733	192,780	0.18
2 Krisna	27,884	3,376	16,820	22,680	61,434	1,547	14,339	13,766	369,747	0.35
3 PNI	12,096	1,779	3,426	1,079	4,476	1,524	2,011	2,334	376,931	0.36
4 PADI	3,330	992	2,829	398	770	312	1,799	2,064	85,841	0.08
5 Kami	2,020	961	8,441	1,421	2,457	2,296	1,740	1,531	289,477	0.27
6 PUI	1,054	331	5,362	1,561	874	1,182	3,544	739	269,325	0.25
7 PKU	388	180	15,313	1,329	244	1,855	471	424	300,049	0.28
8 New Masyumi	905	394	4,950	2,302	502	706	4,827	444	152,419	0.14
9 PPP	43,100	2,211	313,903	115,140	122,567	53,765	191,014	23,647	11,330,387	10.70
10 PSII	3,770	773	29,022	22,768	28,303	781	5,708	1,162	376,411	0.36
11 PDI-P	714,312	119,908	247,112	154,185	364,043	109,708	296,793	270,843	35,706,618	33.73
12 Abul Yatama	3,717	2,976	7,762	1,817	1,241	2,350	1,732	1,173	213,882	0.20
13 PKM	1,517	1,067	4,730	1,270	3,154	1,073	1,034	570	104,643	0.10
14 PDKB	73,551	1,007	34,130	9,771	19,011	929	31,978	44,771	550,856	0.52
15 PAN	29,270	9,618	129,712	26,710	34,124	17,747	21,564	27,282	7,528,936	7.11
16 PRD	395	423	1,374	1,234	747	234	314	338	78,774	0.07
17 PSII-1905	856	271	7,832	3,122	2,257	401	741	308	152,834	0.14
18 PKD	26,439	1,842	9,845	3,585	19,741	280	11,054	26,072	216,663	0.20
19 Pilar	333	139	2,960	139	548	114	109	173	40,508	0.04
20 Pari	490	426	2,015	389	204	1,573	422	249	54,677	0.05
21 PPIM	2,559	1,619	12,957	4,340	1,874	3,507	6,696	1,205	456,750	0.43
22 PBB	8,118	1,078	52,099	20,464	10,984	29,183	19,649	4,621	2,050,039	1.94
23 PSP	422	76	2,889	269	783	534	1,963	1,804	49,571	0.05
24 PK	2,837	133	24,539	6,003	4,029	5,496	21,224	2,908	1,436,670	1.36
25 PNU	1,776	227	10,970	4,362	5,146	3,742	868	1,843	679,174	0.64
26 PNI-FM	11,688	1,520	3,335	2,185	1,852	846	1,242	1,258	365,173	0.35
27 IPKI	14,546	1,568	47,485	2,362	4,657	3,952	2,222	1,923	328,440	0.31
28 Republik	5,516	377	16,650	5,823	3,582	2,951	8,733	4,119	208,765	0.20
29 PIO	388	259	3,637	427	248	458	1,980	199	62,903	0.06
30 PNI-M	5,162	1,785	2,135	1,453	1,614	748	1,136	1,508	345,665	0.33
31 Murba	1,319	169	2,714	733	1,156	162	136	5,601	62,099	0.06
32 PDI	27,026	11,309	9,546	6,981	13,776	7,768	13,605	27,992	655,048	0.62
33 Golkar	759,156	168,592	2,481,914	585,955	811,899	505,345	326,115	308,632	23,742,112	22.43
34 United	2,412	578	22,704	6,330	5,773	3,576	11,957	2,133	590,995	0.56
35 PKB	7,147	629	58,876	17,727	13,152	15,365	11,879	15,069	13,336,963	12.60
36 PUDI	760	248	4,821	2,093	928	840	2,117	1,203	140,978	0.13
37 PBN	4,514	2,380	3,796	627	891	533	845	3,249	111,621	0.11
38 MKGR	5,306	440	12,414	3,553	5,414	2,709	2,030	698	204,203	0.19
39 PDR	3,139	1,452	35,893	8,879	27,779	4,141	12,009	12,386	427,875	0.40
40 PCD	400	348	4,685	3,271	340	155	334	323	167,975	0.16
41 PKP	39,340	724	30,364	10,039	50,778	4,776	19,954	6,254	1,065,810	1.01
42 PSPSI	499	211	4,593	337	1,003	409	994	481	61,101	0.06
43 PNBI	4,278	428	7,906	2,359	1,343	1,568	1,121	1,844	149,057	0.14
44 PBI	1,476	366	8,441	1,426	1,766	645	1,008	801	364,257	0.34
45 Suni	248	158	3,947	232	105	212	1,748	215	180,170	0.17
46 PND	1,477	188	714	191	219	673	983	261	96,986	0.09
47 PUMI	360	85	3,017	370	158	1,015	1,362	122	49,851	0.05
48 PPI	369	192	1,268	406	415	400	187	143	63,931	0.06

資料2-23 1999年総選挙・州別政党獲得議席

州/政党	PDL/P	Golkar	PPP	PKB	PAN	PBB	PK	PNU	PDKB	PKP	PDI	PP	PSII	PPIM	PNI-M	PNI-FM	PKU	PBI	PDR	IPKI	PKD	合計
アチエ	2	2	4	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
北スマトラ	10	5	3	1	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
西スマトラ	2	4	3	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
リアウ	3	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
ジャバ	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
南スマトラ	6	4	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
ベンクル	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
ランブアン	6	3	1	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
ジャカルタ	7	2	3	1	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
西ジャワ	27	20	13	6	6	3	2	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	82
中ジャワ	26	8	7	10	4	1	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	60
ジョグジャカルタ	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
東ジャワ	23	9	4	24	3	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	68
西カリマンタン	2	3	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9
中カリマンタン	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
東カリマンタン	3	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
南カリマンタン	2	3	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
バリ	7	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
西ヌサタラ	1	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
東ヌサタラ	5	6	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13
東ティモール	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
南スラウェシ	2	16	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
中スラウェシ	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
北スラウェシ	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
東南スラウェシ	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
マルク	2	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
イリアン・ジャヤ	4	5	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
全国計	153	120	58	51	34	13	7	5	5	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	462

(注)政党の略称は資料2-21を参照。
 (出所) Komisi Pemilihan Umum, *Pemilu 1999 Dalam Angka*, Jakarta, 1999より作成。

4. 1999年10月国民協議会(MPR)総会

総選挙が終了すると、政局は1999年10月の国民協議会(MPR)総会における大統領選挙に向けて動き出した。選挙ではメガワティ率いる闘争民主党(PDI-P)が勝利したが、国会議席の過半数を制することができなかったばかりか、大統領を選出するMPRでは地方代表の同党議員をあわせても4分の1強の議席しか有していなかった(資料2-24)。そして、メガワティの最有力対抗馬がゴルカル党の公認候補で現職のハビビ大統領であった。また、イスラーム系政党からは、世俗主義/民族主義勢力を代表するメガワティに対するバッシングが日に日に強まった。両者の対立が先鋭化する中で、国家分裂の危機感を抱いて政治工作に動いたのが、ナフダトゥール・ウラマ議長のアブドゥラフマン・ワヒド(通称、グス・ドゥル)と、小党という立場を逆手にとって政局のキャスティングボードを握ろうとしたアミン・ライス国民信託党党首であった。アミン・ライスらは、イスラーム系政党を「中道軸(Poros Tengah)」の下に結集させ、グス・ドゥルを第3の大統領候補として担ぎ上げた。

このように混沌とした状況の中、10月1日にMPR総会が開会した。正副大統領選挙が今回の会議の山場であったが、その前にいくつかの重要な決定もなされている。まず第1に、1945年憲法が初めて改正された(資料2-25)。今回の改正の目的は、大統領への権力の集中を生むことになった憲法の規定を改正することで、正副大統領任期の2期制限や大統領権限の縮小などが規定された。第2に、政治制度の整備も引き続き行われた。MPRの内規が全面的に改定されるとともに、スハルト退陣時に解積の混乱が見られた正副大統領の選出・任命手続きが改定された(資料2-31)。第3に、1999年8月30日の国連監視下での住民投票で、東ティモール住民のインドネシアからの分離独立の意思が示されたことをうけ、同地のインドネシアへの統合を決めたMPR決定1978年第6号が破棄された(資料2-30)。これで、東ティモールを分離するインドネシア国内の法的手続きが完了したのである。

大統領選は10月20日に行われた。現職のハビビ大統領有利という声も出ていたが、東ティモール分離、バリ銀行をめぐる不正政治資金疑惑などから、ハビビの求心力は急速に衰え、MPR総会で過去の施政に関する大統領責務報告が355対322で拒否されるにいたり、大統領選からハビビは脱落した(資料2-28)。大統領候補を失ったゴルカル党や国軍の一部の支持を受け、中道軸の大統領候補としてグス・ドゥルがメガワティを破り、第四代インドネシア共和国大統領に就任した(資料2-32)。その直後から、ジャワ島やバリ島を中心に、メガワティ落選に不満を持った大衆の暴動が街頭で始まった。グス・ドゥルは、それを鎮めるためにメガワティに副大統領就任を要請した。翌21日の副大統領選ではメガワティが当選し(資料2-33)、各地の暴動も沈静化に向かった。インドネシア史上初めて、自由な選挙によって正副大統領が誕生した輝かしい瞬間であった。

資料2-24 1999年10月国民協議会(MPR)の政党・会派別配分

会派名	政党名	略称	国会(DPR)		国民協議会(MPR)		
			政党別	会派別	地方代表	会派別	勢力別
闘争民主会派	闘争民主党	PDI-P	153	153	32	185	261
民族覚醒会派	民族覚醒党(*)	PKB	51	51	6	57	
インドネシア 単一民族 会派	公正統一党	PKP	4				
	民主党	PDI	2				
	国民党大衆マルハエン派	PNI-MM	1				
	国民党マルハエン前線	PNI-FM	1	12	2	14	
	独立擁護連盟党	P-IPKI	1				
	民主カリック党	PKD	1				
	多様性の中の統一党	PBTI	1				
人民主権党	PDR	1					
民族友愛民主会派	民族友愛民主党	PDKB	5	5	0	5	
改革会派	国民信託党*	PAN	34	41	8	49	49
	公正党*	PK	7				
ゴルカル会派	ゴルカル党	Golkar	120	120	62	182	274
開発統一会派	開発統一党*	PPP	58	58	12	70	
月星会派	月星党*	PBB	13	13	0	13	
信徒主権 連盟会派	信徒連盟党	PNU	5				
	信徒覚醒党	PKU	1				
	統一党	PP	1	9	0	9	
	イスラーム同盟党	PSII	1				
マシユミ・イスラーム政党	PPII Masyumi	1					
国軍・警察会派	—	TNI/Polri	-	38	-	38	38
諸組織代表会派	—	UG	-	-	8	73	73
合計			462	500	130**	695**	695**

(出所) The Jakarta Post, Kompasほか各種資料より作成。

(注)*「中道軸」を形成する政党。ただし民族覚醒党は事実上不参加。

** 地方代表135議席のうち東ティモール州の5議席が欠けたため総議席数は695。

資料2-25 1945年憲法第1次改正(1999年10月19日)

「1945年インドネシア共和国憲法第1次改正」

Perubahan Pertama Undang-Undang Dasar Negara Republik Indonesia Tahun 1945

唯一至高なる神の恩恵を受けて インドネシア共和国国民協議会は、

民衆、国民、および国家が直面している基本的な問題について、注意深く精査し、正確にまた真摯に考慮したのち、また1945年インドネシア共和国憲法第37条に基づいた権限によって、インドネシア共和国国民協議会は、1945年インドネシア共和国憲法第5条第1項、第7条、第9条、第13条第2項、第14条、第15条、第17条第2項および第3項、第20条、および第21条を次のように改正した。

第5条

(1) 大統領は国民議会に法案を提出する権限を有する。

第7条

大統領および副大統領の任期は5年とし、その後1期のみ同一の職に再選されることができる。

第9条

(1) 大統領および副大統領は就任に先だち、国民協議会、または国民議会において、次の如き宗教に従った宣誓または衷心からの誓約を行なう。

大統領(副大統領)宣誓

「アッラーの名において、私はインドネシア共和国大統領(副大統領)の義務をできる限り最善かつ最も公正に遂行し、憲法を厳格に遵守し、すべての法律および規則を最も正しく執行し、祖国と民族に奉仕することを宣誓する。」

大統領(副大統領)誓約

「私はインドネシア共和国大統領(副大統領)の義務をできる限り最善かつ最も公正に遂行し、憲法を厳格に遵守し、すべての法律および規則を最も正しく施行し、祖国と民族に奉仕することを衷心より約束する。」

(2) 国民協議会または国民議会が開会できない場合は、大統領および副大統領は最高裁判所長官の同席の下、国民協議会議長団の面前で宗教に従った宣誓または衷心からの誓約を行なう。

第13条

- (2) 大統領は、大使を任命するに際して国民議会の意見に留意する。
(3) 大統領は、国民議会の意見に留意しつつ、外国の大使を接受する。

第 14 条

- (1) 大統領は、最高裁判所の意見に留意しつつ、赦免および復権を行なう。
- (2) 大統領は、国民議会の意見に留意しつつ、恩赦および刑の破棄を行なう。

第 15 条

大統領は、法律の定める称号、勲章およびその他の荣誉賞を授与する。

第 17 条

- (2) 国務大臣は、大統領がこれを任命および罷免する。
- (3) 各国務大臣は、行政における特定の業務を担当する。

第 20 条

- (1) 国民議会は、法律を制定する権力(kekuasaan)を有する。
- (2) すべての法律案は、国民議会と大統領がこれを審議し、双方の承認を得る。
- (3) 法律案が双方の承認を得られなかった場合、同法律案を同じ会期中の国民議会に再び上程することはできない。
- (4) 大統領が双方の承認を得た法律案を認証することで、同法律案は法律となる。

第 21 条

国民議会議員は法律案を上程する権利を有する。

本改正草稿は、1945 年インドネシア共和国憲法草稿から切り離されない部分である。

本改正は、インドネシア共和国国民協議会総会における 1999 年 10 月 19 日の第 12 回インドネシア共和国国民協議会全体会議で決定され、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1999 年 10 月 19 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスマタ(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

副議長

S.IP.,M.B.A.,M.M.ハリ・サバルノ(署名)

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

副議長

Drs.クウィック・キアンギー(署名)

副議長

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd.(署名)

資料2-26 MPR 内規の改正に関する MPR 決定 1999 年第1号
(1999 年 10 月 2日)

「インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号の第5次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第1号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor I/MPR/1999 Tentang Perubahan Kelima Atas Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor I/MPR/1983 Tentang Peraturan Tata Tertib Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia

唯一至高なる神の恩恵を受けて
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. インドネシア共和国国民協議会の構成および運営方法の強化のために、インドネシア共和国国民協議会秩序規定が、何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第7号で改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号で決定されたこと、
- b. 状況の展開に留意し、インドネシア共和国国民協議会の役割を向上させるため、何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第7号で改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号のいくつかの規定が改正される必要があると考えられること、
- c. したがって、インドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号の第5次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、

を考慮し、

1945 年憲法第1条第2項、第2条、および第3条
に鑑み、

1. 1999 年 10 月1日から4日までのインドネシア共和国国民協議会総会における協議、
2. 1999 年 10 月1日から4日までのインドネシア共和国国民協議会総会における 1999 年 10 月2日の第2回全体会議による決定、

に留意し、

インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会

決定 1983 年第1号の第5次改正に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第1条

インドネシア共和国国民協議会決定 1988 年第1号、1993 年第1号、1998 年第1号、および 1998 年第7号で改正されたインドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号は、次のように改正される。

1. 第13条

- (1) 協議会会派は、総選挙当選政党、国軍/国家警察、および組織代表の構成を反映する議員集団である。
- (2) 合同会派(**Fraksi Gabungan**)は、最低 10 人の議員により、2つ以上の政党がこれを設立することができる。

2. 第21条

協議会議長団は、最低獲得議席率(**electoral threshold**)を満たした政党内、国軍/国家警察会派、および組織代表会派を反映し、1人の議長および最大7人の副議長から成る。

3. 第24条

協議会議長団の候補者は、第 21 条の規定に従って、当該会派議員の中から当該会派議員がこれを選出する。

4. 第25条

- (1) 協議会議長は、第 21 条の規定に従って各会派が提出した議長団候補者の中から、多数決で協議会議員がこれを選出する。
- (2) 協議会議長に選出されなかった議長団候補者は、協議会副議長に決定される。

5. 第38条

- (1) 協議会作業部会(**Badan Pekerja**)は、協議会の会派議員数の勢力分布を反映した 90 人の議員から成る。
- (2) 上記議員は、当該会派がこれを指名する。

6. 第41条

- (1) 協議会作業部会は、任期中は、継続的に職務を遂行する。

7. 第42条

- (1) 協議会作業部会は、協議会議長団がこれを指揮する。

8. 第46条

(6) 特別委員会(Panitia Ad Hoc)議長団は、次の者がこれを構成する。

- a. 議長1人
- b. 副議長2人
- c. 書記官1人

9. 第57条

- (1) 一定期間に連続して行われる協議会全体会議は、総会、年次会議、または特別会議のいずれの場合も、これを会期(masa sidang)と呼ぶ。
- (2) 協議会は、協議会決定の実行に関する大統領演説を聴取するため、年次会議を開催する。

10. 第63条

- (1) 国民協議会年次会議のための法律および討議事項は、会議開催前に議員がこれを受け取っていないなければならない。

第2条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1999年10月2日

インドネシア共和国国民協議会

議長団代行

Drs.スジトノ・ハルジョスディロ(署名) H.M. イズル・イスラム(署名)

資料2-27 MPR内規の改正に関するMPR決定1999年第2号

(1999年10月19日)

「インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定1999年第2号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor II/MPR/1999
Tentang Peraturan Tata Tertib Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia

唯一至高なる神の恩恵を受けて

インドネシア共和国国民協議会は、

- a. インドネシア共和国国民協議会の構成および運営方法の強化のために、インド

ネシア共和国国民協議会秩序規定が、何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第1号で改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号で決定されたこと、

- b. 状況の展開に留意し、インドネシア共和国国民協議会の役割を向上させるため、何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第1号で改正・追加された、インドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号を置き換える必要があると考えられること、
- c. したがって、インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であること、

を考慮し、

1945 年憲法第1条第2項、第2条、第3条、および第 37 条

に鑑み、

1. 1999 年 10 月 14 日から 21 日までのインドネシア共和国国民協議会総会議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第4号、
2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定を討議した 1999 年 10 月 14 日から 21 日までのインドネシア共和国国民協議会総会における協議
3. 1999 年 10 月 14 日から 21 日までのインドネシア共和国国民協議会総会における 1999 年 10 月 19 日の第 12 回全体会議による決定

に留意し、

インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第 I 章

総則

第1条

- (1) 本決定にいう国民協議会とは、1945 年憲法が定めるところの国民協議会のことであり、以下、協議会と呼ぶ。
- (2) 協議会は、パンチャシラおよび 1945 年憲法に基づいてその任務を遂行する。
- (3) 協議会議員は、現行の法規が定める国民の代表であり、以下、議員と呼ぶ。

第II章

協議会の地位、任務、および権限

第2条

協議会は、全インドネシア国民の化身であり、国民主権の保持者および全面的な行使者である、国家最高機関をなす。

第3条

協議会は次の任務を有する。

- a. 憲法を決定する。
- b. 国策大綱を決定する。
- c. 大統領および副大統領を選挙し、任命する。

第4条

協議会は次の権限を有する。

- a. 国策大綱の決定を含む、他の国家機関によって覆されることのできない諸決定を下す。
- b. 協議会決定に対して解釈的説明(*penjelasan yang bersifat penafsiran*)を与える。
- c. 大統領および副大統領を選挙し、引き続いて任命を行う。
- d. 国策大綱の実施に関して大統領に責務の報告を要請し、その責務を評価する。
- e. 大統領が国策大綱および/または憲法に真に違反した場合、権力を取り消し、任期中の大統領を解任する。
- f. 憲法を改正する。
- g. 協議会秩序規定を決定する。
- h. 議員の中から議員が選挙する協議会議長団を決定する。
- i. 議員宣誓/誓約に違反した議員に対する決定を下す/与える。

第III章

議員資格、権利、刑事免責権、および議員に対する警察行為

第1節

協議会議員資格(*keanggotaan*)

第5条

議員は、善良で叡智があり、パンチャシラおよび 1945 年憲法に忠実な国民の声の促進者であり説話者である。

第6条

- (1) 議員になるためには、次の要件を満たさなければならない。

- a. 唯一至高神を信仰する、満 21 歳以上のインドネシア共和国国民であること。
 - b. インドネシア語が話せ、ローマ字の読み書きができ、少なくとも中学卒業あるいは社会およびもしくは国家部門で同程度の知識と経験を有すること。
 - c. 禁止されたインドネシア共産党(その大衆組織を含む)組織の元構成員ではないこと。または、9月 30 日反革命運動(Gerakan Kontra Revolusi G-30-S/PKI)もしくはそれに関係する組織に直接間接に関与した者ではないこと。
 - d. 確定判決となった裁判所の判決に基づいて選挙権を取り消されていないこと。
 - e. 5年以上の懲役刑に相当する刑事犯罪を犯し、確定判決となった裁判所の判決に基づいて懲役刑または禁固刑に服していないこと。
 - f. 精神/記憶に障害がないことが明らかなこと。
- (2) 議員は、インドネシア共和国領域内に居住していなければならない。
- (3) 協議会議員は、国家元首としての大統領決定によって行政的に公式なものとなる。

第7条

議員は、新しい議員が宣誓/誓約した日に議員資格を終える。

第8条

- (1) 議員は、次の理由で任期中に辞職する。
- a. 死亡。
 - b. 協議会議長団宛の書面による本人の辞職願い。
 - c. インドネシア共和国国家領域外での居住。
 - d. 国民議会議員としての辞職。
 - e. 責任ある者の説明に基づく第6条の資格の喪失。
 - f. 議員としての宣誓/誓約に対する違反を協議会決定で明確にされた場合。
 - g. 現行の法規に従って交替される場合。
 - h. 現行の法規に従って兼職禁止に抵触した場合。
- (2) 第1項に規定される任期中に辞職した国民議会出身の議員は、現行の法規により補充される。
- (3) 第1項に規定される任期中に辞職した追加的議員は、次の者によって補充される。
- a. 当該第1級地方議会が選出した地方代表。
 - b. 法規に従って決定された組織代表。
- (4) 前議員の任期中に交替した議員は、その補充された議員が任期を終えるとき

に任期を終える。

- (5) 議員は、第6条第1項第 c 号および第 d 号の要件を満たさなくなったとき、または第8条第1項第 f 号にある理由の場合、敬意を払われずに罷免される。
- (6) 議員の辞職は、国家元首としての大統領決定によって行政的に公式なものとなる。

第9条

- (1) 議員は、就任に先立ち、現行の法規に従って決定された議員が出席し、総選挙で第1、第2、第3党となった政党から選出された3人が指揮する議員就任のための全体会議において、最高裁判所長官が執り行う共同宣誓/誓約を行う。
- (2) 協議会議長またはその他の議長団議員は、第1項に定められた宣誓/誓約をまだ行っていない議員の宣誓/誓約を執り行う。
- (3) 本条第1項および第2項で定められた宣誓/誓約の言葉は、現行の法規に従う。

第2節

議員の権利

第10条

- (1) すべての議員は、すべての協議会活動に参加する権利を有する。
- (2) 議員としての職務および機能を遂行するため、すべての議員は次の権利を有する。
 - a. 投票権(hak suara)、
 - b. 発言権および意見表明権(hak bicara dan mengeluarkan pendapat)、
 - c. 協議会決定案改正提案の提案権および同提案を支持する権利、
 - d. 総会/特別会議において大統領の政策を評価する権利、および
 - e. 大統領および副大統領候補の候補を提起し、選挙する権利。
- (3) 協議会議員/議長団の財政的/行政的権限および儀礼的地位は、これを法律で、および/または法律に従って規定する。

第3節

議員の刑事免責権

第11条

議員は、非公開会議で機密とすることを同意した事項を漏洩したか、現行の法規で国家機密漏洩に関する規定の事項である場合を除き、協議会会議における発言について、口頭であれ書面であれ、法廷で訴追されない。

第4節
議員に対する警察行為
第 12 条

- (1) 警察行為とは次のものである。
 - a. 刑事犯罪に関する出頭命令、
 - b. 刑事犯罪に関する説明要請、
 - c. 逮捕(penangkapan)、
 - d. 拘留(penahanan)、
 - e. 家宅捜索(penggeladahan)、および
 - f. 押収(peyitaan)。
- (2) 協議会議員/議長団に対する警察行為を実行する際には、現行の法律によってこれを行う。

第 IV 章
協議会会派
第 13 条

- (1) 協議会会派は、総選挙当選政党、国軍/国家警察、および組織代表の構成を反映する議員集団である。
- (2) 合同会派は、最低 10 人の合計議員により、2つ以上の政党がこれを設立することができる。

第 14 条

会派は、国民の代表としての職務を遂行する際に、協議会および議員の作業の有効性を高めるためにこれを形成する。

第 15 条

すべての議員は、協議会にある1つの会派に所属しなければならない。

第 16 条

会派内部の規定に関するすべての事項は、全面的に各会派の問題である。

第 17 条

会期中、協議会は、会派の職務の円滑な遂行のために便宜を供与する。

第 V 章
協議会補助機関

第 18 条

協議会補助機関は、協議会の職務を遂行するため、活動集団毎に組織される。

第 19 条

- (1) 協議会は、次のような補助機関を有する。
 - a. 協議会議長団。
 - b. 協議会作業部会。
 - c. 協議会委員会。
 - d. 協議会特別委員会。
- (2) 協議会作業部会および協議会委員会は、その補助機関を設置することができる。

第 VI 章

協議会議長団

第 1 節

総則

第 20 条

協議会議長団は、集団的な性格を持つ単一の議長団を成す。

第 21 条

協議会議長団は、1人の議長と、最低獲得議席率(electoral threshold)を満たした政党内派、国軍/警察会派、および組織代表会派を反映した最大7人の副議長から成る。

第 22 条

協議会議長団の任期は、第7条に規定されるように、協議会議員の任期と同じである。

第 23 条

- (1) 協議会議長団が選出されるまで、当面の間、協議会会議は暫定議長団 (Pimpinan Sementara)がこれを指揮する。
- (2) 本条第1項に定められた暫定議長団は、総選挙で第1、第2、第3に得票の多かった政党からそれぞれ出された3人である。

第 2 節

協議会議長団の選出手続き

第 24 条

協議会議長団の候補者は、第 21 条の規定に従って、当該会派議員の中から、当該会派議員がこれを選出する。

第 25 条

- (1) 協議会議長は、第 21 条の規定に従って、各会派が提出した議長団候補者の中から、多数決で協議会議員がこれを選出する。

- (2) 協議会議長に選出されなかった議長団候補者は、協議会副議長に決定される。

第 26 条

- (1) 就任前に、協議会議長団は、第9条第1項の規定に従って、宣誓/誓約を行う。
- (2) 協議会議長団が宣誓/誓約を行ったとき、暫定議長団は選出された協議会議長団に指揮権を移譲する。

第3節

協議会議長/副議長の欠缺補充

第 27 条

- (1) 協議会議長団議員が恒久的に職務の遂行ができなくなった場合は、当該議員は、当該会派議員によって替えられる。
- (2) 第1項で規定される補充は協議会議長団決定でこれを決定し、各会派を通じて議員に通知する。
- (3) 総会、年次会議、特別会議が開催された時、その補充は報告される。

第4節

協議会議長団の兼職

第 28 条

協議会議長団が兼務してはならない職務は、次のものである。

- a. 大統領、
- b. 副大統領、
- c. 国民議会の議長および副議長、
- d. 最高裁判所の長官、副長官(Wakil Ketua)、長官補佐(Ketua Muda)、および裁判官、
- e. 最高諮問会議の議長、副議長、および委員、
- f. 会計検査院の長官、副長官、および委員、
- g. 大臣、
- h. 検事総長、または
- i. 法規の定めるところにより兼務することができない他の職務。

第5節

協議会議長団の職務

第 29 条

- (1) 協議会を指揮する際、協議会議長団は次を職務とする。
 - a. 協議会秩序規定に従って協議会諸会議を指揮し、当該会議における議論を結論付ける。
 - b. 協議会決定の結果をその実行のために大統領に手交する。

- c. 協議会議長および副議長間の職務および職務分担を決定する。
 - d. 合意を達成するための協議と代議制における叡智を中核とする民主主義の原則を実行する会議において秩序を維持する。
 - e. 会議開催のために協議会作業部会議員を召集する。
 - f. 協議会議員資格に関する文書を審査する。
- (2) 協議会議長団は、協議会が命じた場合を除き、協議会およびその役職の名において政治的な声明を発表する権限を有しない。
 - (3) 協議会議長団議員は、儀礼的事項に関してのみ協議会議長団の名において行動する権限を有する。

第 30 条

会議を指揮する際、協議会議長/副議長は、適切な議題を設定し、かつ/または会議を討議の要点に戻すことを職務とする。

第 VII 章

協議会作業部会

第 1 節

議員資格

第 31 条

- (1) 協議会作業部会は、協議会の会派議員数の勢力分布を反映した 90 人の議員からなる。
- (2) 上記議員は、当該会派がこれを指名する。

第 2 節

協議会作業部会の職務

第 32 条

協議会作業部会は、次を職務とする。

- a. 総会、年次会議、または特別会議の議案および諸決定案を作成すること。
- b. 総会、年次会議、または特別会議に先立ち協議会議長団に提案および意見を述べる。
- c. 本条第 a 号および第 b 号に定められる協議会が命じた職務を遂行する。
- d. 協議会議長団の職務の遂行にあたって、法規に従って協議会議長団を補佐する。

第 33 条

- (1) 協議会作業部会は、任期中、継続的に職務を遂行する。
- (2) 協議会作業部会会議は、総会、年次会議、または特別会議の討議事項を準備するために、作業部会設置後速やかに開催される。

- (3) 協議会作業部会会議は、恒久的に職務の遂行ができなくなった大統領および副大統領の欠缺を補充するための協議会特別会議の場合を除き、少なくとも協議会特別会議開催2カ月前に開催される。
- (4) 協議会総会、年次会議、または特別会議を準備する際、協議会議長団は、討議事項を調整し、継続的に状況の展開に対応し、事務総局(Sekretariat Jenderal)の準備する総会、年次会議、または特別会議の歳出予算を考慮するために、協議会作業部会を召集することができる。
- (5) 協議会議長団の職務を補佐するため、協議会議長団は、会議を開催すべく協議会作業部会を召集することができる。

第3節

協議会作業部会議長団

第34条

協議会作業部会は、協議会議長団がこれを指揮する。

第35条

協議会作業部会議長団は、次を職務とする。

- a. 協議会作業部会を指揮する。
- b. 協議会議長団議員間での特別委員会を補佐する職務の分掌を決定する。
- c. 当該会議フォーラムで協議会作業部会議員の意見を調整し、伝える。
- d. 作業部会の討議事項を用意し、協議会作業部会会議を指揮する。および、
- e. 協議会作業部会の結果を協議会議長団に伝達する。

第4節

協議会作業部会特別委員会

第36条

協議会作業部会は、協議会作業部会の補助機関である特別委員会(Panitia Ad Hoc)を設置することができる。

第37条

第36条で定められた特別委員会の設置は、協議会作業部会決定に盛り込まれる。

第38条

- (1) 特別委員会の委員構成は、協議会の各会派を反映する。
- (2) すべての協議会作業部会議員は、いずれか1つの協議会作業部会特別委員会に所属しなければならない。
- (3) 特別委員会への協議会作業部会議員の参加は、関係する会派がこれを決定する。
- (4) 特別委員会議長団は、協議会作業部会特別委員会議員の中から、同議員が

これを選出する。

- (5) 特別委員会議長団は、次の者より成る。
- a. 議長1人。
 - b. 副議長2人。および、
 - c. 書記官1人。

第 39 条

協議会作業部会議長団は、特別委員会議長団選出会議を指揮する。

第 VIII 章

協議会委員会

第1節

総則

第 40 条

- (1) 協議会は、総会、年次会議、または特別会議会期中に議事に沿って、協議会委員会(Komisi)を設置する。
- (2) 協議会委員会は、協議会委員会の補助機関である小委員会(sub-subkomisi)を設置することができる。

第 41 条

- (1) 協議会委員会は、会議の議題となる諸問題について協議し、決定を下すことを職務とする。
- (2) 当該委員会議員の提案および意見に配慮しつつ、討議者の名前を挙げずに協議会委員会報告を作成し、協議会委員会委員長の署名の後、協議会議長団にこれを提出する。
- (3) 協議会委員会報告は、協議会事務局の補佐および協議会委員会の同意を得て、協議会委員会議長団がこれを作成する。

第 42 条

協議会各委員会は、それぞれの作業結果について、協議会全体会議に対して責務を報告する。

第 43 条

- (1) 各協議会委員会は、それぞれ1つの事務局がこれを補佐する。
- (2) 協議会委員会における討議は、これを議事録にまとめる。

第2節 協議会委員会委員資格

第44条

- (1) すべての議員は、協議会議長団を除き、いずれかの協議会委員会委員とならなければならない。
- (2) 委員会委員の構成および人数は、会派議員数の勢力分布に従って、協議会全体会議の同意の下、協議会議長団がこれを決定する。
- (3) ある委員会の委員は、他の委員会の委員を兼ねてはならないが、オブザーバーとして他の委員会の会議に参加することができる。
- (4) 協議会議長団は、調整の職務を遂行するため、すべての委員会および小委員会の会議に出席し、関与することができる。

第3節 協議会委員会議長団

第45条

- (1) 協議会委員会議長団は、1人の議長および複数の副議長から構成される。
- (2) 協議会委員会議長団は、協議会議長団が指揮する会議において、委員会委員の中から同委員がこれを選出する。
- (3) 協議会委員会議長団は、集団的な性格を持つ単一の議長団をなす。
- (4) 協議会委員会議長団間の職務分掌は、協議会委員会の職務に基づき、それぞれがこれを定める。

第IX章 協議会特別委員会

第46条

協議会特別委員会は、会期中に必要な際に、特定の職務を遂行するために協議会がこれを設置することができる。

第47条

協議会特別委員会議長団およびその委員は、協議会諸会派の意見を聴取した後、協議会議長団がこれを決定する。

第48条

協議会特別委員会の作業手続きは、議員資格に関する事項を除き、協議会委員会作業手続きと同じである。

第 X 章

協議会大会(Persidangan)および会議(Rapat-rapat)

第1節

協議会大会

第 49 条

- (1) 一定期間に連続して行われる協議会全体会議は、総会、年次会議、または特別会議のいずれの場合も、これを会期と呼ぶ。
- (2) 協議会は、協議会決定の実行に関する大統領演説を聴取するため、および/または協議会決定を制定するため、年次会議を開催する。

第 50 条

- (1) 協議会総会(Sidang Umum)は、協議会議員の任期開始時に開催される大会である。
- (2) 協議会年次会議(Sidang Tahunan)は、毎年開催される大会である。
- (3) 協議会特別会議(Sidang Istimewa)は、総会および年次会議の他に開催される大会である。

第 51 条

大会議案は、承認を受けるために協議会議長団がこれを協議会全体会議に提出する。

第 52 条

- (1) 協議会議長または副議長は、初日に開会演説をもって大会を開会し、最終日に閉会演説をもって大会を閉会する。
- (2) 大会開会演説は、協議会が直面する作業を解説する一方、閉会演説は、当該大会会期中の協議会の作業結果を発表する。

第2節

協議会会議の種類

第 53 条

- (1) 協議会は、7種類の会議を有する。つまり、
 - a. 協議会全体会議(Rapat Paripurna)、
 - b. 協議会議長団・協議会委員会議長団・協議会特別委員会議長団による合同会議、
 - c. 協議会議長団会議、
 - d. 協議会作業部会会議、
 - e. 協議会委員会会議、
 - f. 協議会特別委員会会議、および
 - g. 協議会会派会議。

- (2) 協議会作業部会は、協議会作業部会特別委員会会議を有する。
- (3) 協議会委員会は、協議会小委員会会議を有する。

第54条

上記第53条に述べられた諸会議は、当該会議議長団決定によって大会議事日程に合わせてこれを開催する。

第3節

協議会会議の準備および要件

第55条

- (1) 協議会総会、年次会議、または特別会議の召集および討議事項は、会議開催前に議員がこれを受け取っていないなければならない。
- (2) その他の会議の討議事項は、当該会議開催前に議員にこれを提出する。
- (3) 会議に出席する前に、各議員は出席名簿に署名する。
- (4) 出席名簿に議員の半数以上が署名した場合、議長団は会議を開会する。
- (5) 会議開催時間に第4項で定められた議員数に達しないとき、会議議長団は、最大1時間会議を延期する。
- (6) 1時間の延長後も、本条第4項で定められた数に達しないときは、議長団は会議を開会する。
- (7) 決定を下すためには、協議会決定制定に関する第 XI 章に定められた定足数に達している必要がある。

第4節

協議会会議

第56条

- (1) 会議が開会した後、協議会事務総局付き書記は受領した文書および最終議事録を読み上げる。
- (2) 受領および送付文書は、会議が必要と認めるとき、これを討議する。

第57条

- (1) 議員は、指定された場所で、会議議長から許可を得た後発言する。
- (2) 会議議長は、討議の趣旨を指摘する場合、または討議の要点に戻す場合にのみ、発言できる。
- (3) 会議議長が討議事項について議員としての権利を行使して発言することを望む場合、会議を他の議長団に委譲し、暫定的にその席を離れる。
- (4) 発言者は、発言中はこれを妨害してはならない。

第58条

- (1) 議長団は、会議の同意の下、議員が発言する時間に関する規程を定めることができる。

- (2) 発言者が決められた制限時間を過ぎた場合、会議議長団は発言を終えるよう発言者に警告を発し、発言者はその警告に従わなければならない。

第 59 条

- (1) 発言する前に、発言者は前もって名前を登録しておく。その登録は、所属会派がこれを行うこともできる。
- (2) 本条第1項に定められた氏名登録をしていない議員は、会議議長団の判断で認められる理由がある場合を除き、発言する権利を有しない。

第 60 条

- (1) 発言の順番は、申請順にこれを与える。
- (2) 会議の円滑な進行のため、会議議長団は、本条第1項に定められた発言の順番を変更することができる。
- (3) 発言の順番のときに発言に支障が生じた議員は、発言者と同じ会派の議員がこれに替わることができる。

第 61 条

次の場合、いつでも議員には中断(*interupsi*)の機会が与えられる。

- a. 秩序規定の実行に関する修正を提案する。
- b. 討議事項に関してその趣旨を説明するよう要請する。
- c. 自身に関する事項を説明する。
- d. 現在討議されている事項について手続き上の提案をする。
- e. 暫定的な会議の延期を提案する。

第 62 条

第 61 条第 d 号および第 c 号で規定されている、現在討議されている事項についての手続き上の提案および会議の延期提案を協議事項とするためには、その提案が会議議長団によって提案された場合を除き、他の出席議員がこれを支持しなければならない。

第 63 条

- (1) 第 61 条における事項のいずれかに関して中断の機会を得た議員は、10 分を超えてはならない。
- (2) 第 61 条第 b 号および第 c 号にある上記事項に関する発言については、討議は行わない。
- (3) 会議がその日の議題となっている諸問題に関する協議を継続する前に、必要と認められた場合、会議議長団は第 61 条第 d 号および第 e 号にある諸事項に関する発言についての決定を行うことができる。

第 64 条

- (1) 第 61 条にある事項を除き、討議の要点から逸脱することは許されない。

- (2) 発言者が討議の要点から逸脱した場合、会議議長団は警告を発し、討議の要点に戻るよう要請することができる。

第 65 条

- (1) 会議において発言者が不適切な言葉を使った場合、秩序を乱した場合、または法に反する行為を推奨した場合、会議議長団は、発言者が秩序回復を図るよう勧告および警告を与えることができる。
- (2) このような場合、会議議長団は、発言者に警告を与える原因となった発言を撤回する機会を当該発言者に与える。発言者が会議議長団の要請を満したした場合、当該発言はその討議に関する議事録、報告、または記録には残されず、発言されなかったものと見なされる。

第 66 条

- (1) 発言者が第 64 条および第 65 条にある会議議長団の警告を満たさなかった場合、または上記の違反を繰り返した場合、会議議長団は発言の継続を禁止することができる。
- (2) 必要と認められた場合、会議議長団は、第 65 条第1項にいう発言者が当該問題を討議する会議に引き続き出席することを禁止することができる。
- (3) 当該議員が本条第2項に定められた会議議長団の決定を受け入れなかった場合、その議員は必要な説明を行うために、その説明に関する討議は会議では行わないという条件で、最長 10 分間の発言の機会を与えられる。会議議長団は、当該議員が引き続き会議に出席することを許すかどうかをその場で決定する。

第 67 条

- (1) 議員が会議の秩序を乱すような行動をとった場合、会議議長団は当該議員がその行動を止めるよう警告を与える。
- (2) 本条第1項にある警告が無視された場合、会議議長団はその議員に会議室を退出するよう命令することができる。
- (3) 当該議員が本条第2項にある会議議長団の命令を無視した場合、その議員は強制的に会議室から退出させられる。
- (4) 会議室として規定されるのは、一般用、招待用、および迎賓用の部屋を含む、会議のために利用される部屋である。

第 68 条

- (1) 会議議長団が必要と認めた場合、議長団は会議を延期できる。
- (2) 会議の延期時間は、24 時間を超えてはならない。

第 69 条

- (1) 協議会全体会議は、会派代表の提案/意見を聴取した後、協議会議長団決定

に基づきこれを開催する。

- (2) 全体会議で一般見解(Pemandangan Umum)を行う場合、発言者数および発言制限時間は、会派代表の提案/意見を聴取した後、協議会議長団がこれを決定する。
- (3) 協議会議長団は、全体会議において秩序規定の規程に関する意見の相違が生じた場合、決定を下す。

第70条

- (1) 協議会議長団会議は、特定の問題について協議会の意見が一致に到達するために、必要と見なされた場合はいつでもこれを開催することができる。
- (2) 本条第1項の会議で提起された事項を達成するために、第53条第b号で定められた協議会議長団・協議会委員会議長団・協議会特別委員会議長団による合同会議を開催することができる。

第71条

- (1) 協議会委員会会議は、協議会全体会議決定および/または当該委員会決定に基づきこれを開催する。
- (2) 協議会委員会会議の結果または協議会小委員会会議の同時的な結果は協議会委員会の結論となり、協議会委員会提案として協議会議長団に提出される。

第5節

協議会会議の性格

第72条

- (1) 協議会全体会議、作業部会会議、協議会委員会会議、および協議会特別委員会会議は、当該会議を非公開とすると決定された場合を除き、基本的に公開である。
- (2) 協議会議長団会議、および協議会議長団・協議会委員会議長団・協議会特別委員会議長団による合同会議は、非公開である。
- (3) 協議会作業部会特別委員会会議および協議会小委員会会議は、基本的に公開である。協議会作業部会特別委員会会議および協議会小委員会会議は、一会派の提案にすべての会派が賛成した場合、非公開とすることができる。

第73条

- (1) 公開の会議は、議員が出席する以外に、招待者であれ非招待者であれ、議員以外の者も出席できる。
- (2) 非公開会議は、議員および招待者だけが出席する。

第74条

- (1) 公開会議の際、会議議長団が非公開会議とする必要を認めるとき、または一会派が非公開会議とすることを要請したとき、会議議長団は招待者および傍聴者

に会議から退去するよう依頼する。

- (2) 次いで、会議は、その後の協議を非公開とするか否かを決定する。

第75条

- (1) 非公開会議における発言は、会議がその全部または一部を公表すると決定した場合を除き、公表してはならない。
- (2) 一会派代表の提案に基づき、会議は、非公開会議における発言は機密であると決定することもできる。
- (3) その機密性の撤回は、発言の全部または一部について実行することができる。
- (4) その機密は、その発言事項を知る職務に関連した人物によって固く遵守されなければならない。

第6節

議事録

第76条

会議毎に公式の議事録が作成される。すなわち、速記、録音による報告書であり、そこには会議で行われた発表および発言が記載される他に、次の事項も記載される。

- a. 会議の場所および議題、
- b. 会議の日時および会議の開会・閉会時間、
- c. 会議の議長および書記、
- d. 出席および欠席した議員の名前、
- e. 発言者の名前とそれぞれの意見、
- f. 決定/結論に関する説明。

第77条

- (1) 会議終了後、暫定的な議事録はできるだけ早く会議議員に送付される。
- (2) 議事録を受領後 24 時間の2倍の時間内に、当該議員は、当初の主旨を変更することなく議事録の一部を修正する機会を有する。
- (3) 本条第2項に定められた期間が過ぎた後、暫定議事録はできるだけ速やかに公式議事録として決定される。
- (4) 会議議事録に関して解釈の違いがある場合、会議議長団が録音記録に基づいて決定する。

第78条

- (1) すべての協議会活動について、議員はこれを知ることができる。
- (2) すべての協議会活動は、協議会議長団の同意を得た後に、新聞発表および協議会出版物によって公表され、広報される。

第 XI 章 協議会の決定

第 1 節

総則

第 79 条

- (1) 決定は、原則としてできる限り合意を目指す協議(musyawarah)により行われる。これが不可能な場合、決定は多数決に基づいて行われる。
- (2) 協議の結果としての合意および/または多数決に基づいてなされた決定は、1945 年インドネシア憲法の前文、本文、および解説に規定されているパンチャシラおよび 1945 年 8 月 17 日インドネシア独立宣言の理想に責任を負うことができ、それに反しないような質の高さを有していなければならない。
- (3) 協議は、協議会のすべての会派の参加を優先し、参加者のそれぞれの立場を尊重する姿勢に基づき、団結(persatuan)を志向する。
- (4) すべての協議参加者は、意見を表明し、どこからも圧力を受けることなく建設的な批判を提出することにおいて、同等に自由な権利と機会を有する。
- (5) 本条第 1 項、第 2 項、第 3 項、および第 4 項の規定は、全体会議、協議会作業部会会議、協議会委員会会議、および協議会特別委員会会議における決定手続きとして有効である。
- (6) 協議会議長団会議、協議会議長団・協議会委員会議長団・協議会特別委員会議長団による合同会議、協議会作業部会特別委員会会議、および協議会小委員会会議における決定は、合意のための協議に基づいて行われる。

第 80 条

- (1) 決定を下すために、会議は第 83 条および第 85 条に定められた定足数を満たしている必要がある。
- (2) 本条第 1 項に規定された事項が達成されないとき、会議は、最低 24 時間の間隔をあけて最大 2 度までこれを延期する。
- (3) 2 度の延期後も本条第 1 項および第 2 項に規定された事項が達成されないときは、
 - a. 協議会全体会議の場合は、その問題は中止となる。
 - b. 協議会作業部会会議、協議会委員会、および協議会特別委員会の場合は、解決方法は、会派代表の提案/意見を聴取した上で協議会議長団に伝えられる。

第 81 条

- (1) 議員が現在協議されている問題の解決に向けた意見や考えとして、意見や提案を表明する機会が十分に与えられたと見なされた後、会議議長団は、会議が

速やかに決定を下すことができるよう賢明な方法でこれに努める。

- (2) 本条第1項の事項を達成するために、会議またはその職務を与えられた委員会の議長団は、会議での生きた意見を反映した結論的決定の要綱/草稿を作成しなければならない。

第2節

合意に基づいた決定

第82条

- (1) 純粋な形での合意のための協議は、国民の願望に基づいてある事項を策定および/または決定するために、協議と代議制において叡智によって導かれる民主主義の核心を源泉とする、特徴的な1つの方法である。その合意のための協議は、他には存在しない叡智、つまり国民の統一と単一性を表現し考察する健全な考え(理性)、1945年憲法前文第4段落で述べられた国家行政の設置目的となった国民の利益、時代の影響、を提起するという方法により、全国民の現実を反映した化身であるすべての代表(wakil/utusan)によって、誠実かつ責任ある方法で実行されると確信した意見の一致(合意)に基づく決定に達するために、行われる。
- (2) すべての決定は、すべての会派間の合意のために協議によって行うよう努力される。
- (3) 本条第2項に規定された事項がただちに実行されない場合、会議議長団は会議が合意に達することができるよう努力する。

第83条

合意に基づく決定は、第87条および第14章に定められた場合を除き、すべての会派構成員からなる会議議員数の過半数(定足数)が出席簿に署名した会議で下されたとき、有効となる。

第3節

多数決に基づいた決定の制定

第84条

- (1) 多数決に基づく決定は、一部の協議参加者にそれ以上歩み寄りのできない立場があるため、または緊急を要する時間的制約のため、合意に基づく決定が不可能となった場合、これを採用する。
- (2) 会議が多数決に基づく決定を下す前に、議員は当該問題の草稿または要綱を前もって検討する機会を与えられる。
- (3) 投票は、賛成、反対、または棄権の態度を表明するため、発声、挙手、起立、記入、移動、氏名点呼、または会議が同意したその他の方法で、議員がこれを実施する。

第 85 条

- (1) 多数決に基づいた決定が有効となるのは、次の場合である。
 - a. 会議議員数の少なくとも3分の2(定足数)が出席簿に署名した会議において決定がなされる。
 - b. 定足数を満たした出席議員の半数以上が賛成する。
- (2) 直面している問題の性格から、定められた多数決のシステムを使って1度の投票で(直接)決定に達することができない場合、最終的な決定が賛成多数で決定されるよう努力がなされる。
- (3) 多数決に基づく決定で得票が同数だった場合、議員が全員出席の会議においては、当該提案は拒否されたと見なし、そうでない会議においては、決定を次の会議まで延期する。
- (4) その次の会議において得票が再び同じだった場合、その提案は拒否される。
- (5) 人物および/もしくは会議が重要と認めた問題についての投票は、秘密もしくは記入で行う。得票が同数だった場合、もう一度投票を繰り返す。その結果が再び同数だった場合、人物および/または当該問題の提案は拒否される。

第 86 条

多数決に基づく決定は、議員による直接の開票によってこれを実施する。

第4節

特別規定

第 87 条

合意または多数決で決定に達したいずれの場合も、国策大綱を決定するためには、

- a. すべての会派が代表を送っているわけではない場合、議員数の少なくとも3分の2が出席簿に署名していなければならない。(定足数)
- b. すべての会派が代表を送っている場合、議員数の半数以上が出席簿に署名していなければならない(定足数)。および、
- c. 決定は、定足数を満たした出席議員数の少なくとも3分の2の賛成で、これを行う。

第 88 条

大統領および副大統領の立候補および選挙手続きについては、独立の規定でこれを定める。

第5節
決定の実行
第 89 条

合意の結果であれ多数決の結果であれ、すべての決定は、真摯に、誠意をもって、誠実に、かつ責任感をもってこれを承認し、実行しなければならない。

第 XII 章
協議会決定の形態
第 90 条

- (1) 協議会決定(putusan)の形式は、
 - a. 国民協議会決定(ketetapan)。
 - b. 国民協議会決定(keputusan)である。
- (2) 国民協議会決定(ketetapan)は、協議会内および協議会外を拘束する法的効力を有する協議会決定である。
- (3) 国民協議会決定(keputusan)は、協議会内を拘束する法的効力を有する協議会決定である。

第 XIII 章
協議会決定の形成
第 91 条

協議会決定の諸決定の形成は、大統領責務報告および協議会によって必要と認められるその他の問題を除き、4段階の議論を通じてなされる。

第 92 条

上記第 91 条で定められた議論の諸段階は、次のものである。

- a. 第1段階:
提出された討議事項に関する協議会作業部会の討議であり、その討議の結果は、第2段階の議論の主要議題として協議会決定案となる。
- b. 第2段階:
議長団の説明に始まり、各会派の一般見解が続く協議会全体会議における討議である。
- c. 第3段階
第1段階および第2段階の議論のすべての結果に対する協議会委員会/特別委員会による議論である。この第3段階における議論の結果は、協議会決定案となる。
- d. 第4段階
協議会委員会/特別委員会の議長団からの報告を聴取し、必要であれば各会派に

よる最終発言を聴取した後での、協議会本会議による決定である。

第 93 条

第2段階および第3段階の討議を行う前に、各会派会議を開催することができる。

第 94 条

会派は、第1、第2、第3段階の討議において協議会決定の討議事項に対する見解の要点という形で提案/意見を提起する権限を有する。

第 95 条

大統領の諸職務に関する協議会決定は、実行に移されるべく、協議会全体会議の面前で協議会議長団が大統領に対してこれを手交する。

第 XIV 章

憲法改正

第 96 条

憲法改正は、1945 年憲法第 37 条の規定に従ってこれを実行する。

第 XV 章

国策大綱および大統領責務報告

第 97 条

国策大綱は、協議会決定の形態でこれを決定する。

第 98 条

- (1) 国策大綱の実行に関する大統領報告/責務を聴取し評価するため、協議会全体会議を開催する。
- (2) 大統領報告/責務のための協議会全体会議において、大統領は会派の一般見解に対して答弁権(hak jawab)を行使することができる。
- (3) 大統領報告/責務が国民議会の要請による協議会特別会議で行われる場合、協議会が責務報告が不十分だと評価したならば、協議会の要請に基づき、大統領はこれを補充する。
- (4) 大統領は、大統領報告/責務に対する協議会各会派の一般見解および最終意見表明の議事を行う協議会全体会議に出席しなければならない。

第 XVI 章

協議会事務総局

第 99 条

協議会は、国家最高機関の官房としての地位を有する事務総局を置く。

第 100 条

協議会事務総局は、

- a. 協議会、協議会の補助機関、および会派のすべての必要性/活動を満たすことを職務とする。
- b. 協議会作業部会/委員会/特別委員会の議長団が協議会作業部会/委員会/特別委員会決定の草案を作成するのを補佐し、さらにそれぞれの承認印として当該草稿に簡略署名を付すため、協議会作業部会/委員会/特別委員会の議長団およびそれらの組織の会派代表にその完成草稿を返却することを補佐する。
- c. 協議会議長団が協議会決定案を完成するのを編集/法技術的に補佐し、承認印として決定案草稿の各ページに簡略署名を付すため協議会議長団にさらにその完成品を返却することを補佐する。
- d. 必要に応じて協議会議長団が自己の予算およびその管理を決定することを補佐する。

第 101 条

- (1) 協議会事務総局は、DPR 事務総局とは別に配置され、その担当職務について協議会議長団に対して責任を負う1人の MPR 事務総長が率いる。
- (2) 事務総局は、1人の事務次長が補佐する。
- (3) 協議会事務総長および協議会事務次長の任命は、協議会議長団の提案に基づき公務員規則に従って手続きを行う。

第 102 条

- (1) 協議会事務総局の組織構成および業務手続きは、協議会議長団の意見を聴取した後法規に従ってこれを決定する。
- (2) 協議会、補助機関、および会派の活動に関する協議会事務総局の職務の遂行に関する業務手続きは、協議会議長団がこれを決定する。

第 103 条

協議会事務総局は、事務総局の職務の遂行に関して協議会議長団に対して定期的に文書で一般報告をする。

第 XVII 章

協議会の受領および送付文書の取り扱い手続き

第1節

受領文書

第 104 条

- (1) すべての受領文書は、協議会事務総局が議事番号を付した後、協議会議長団にこれを提出する。

- (2) 協議会議長団は、上記受領文書によって何を行わなければならないかを決定する。
- (3) すべての受領文書は、協議会事務総局でこれを保管する。

第2節

送付文書

第 105 条

- (1) すべての送付文書は、協議会事務総局が番号を付す。
- (2) 送付文書は、協議会議長団が共同で、または協議会議長団の名の下に事務総長が、これに署名する。
- (3) 本条第2項の実行に関するより詳細な規程は、協議会議長団がこれを定める。
- (4) すべての送付文書は、協議会事務総局がこれを保管する。

第 XVIII 章

最終規定

第 106 条

- (1) 本決定に関する改正および追加提案は、少なくとも 25 人の議員がこれを提案することができる。
- (2) 本条第1項で定められている改正および追加提案は、提案者がこれに署名し、説明を添付する。事務総局が基本番号を付し複写した後、これを協議会作業部会に提出する。

第 107 条

- (1) 協議会作業部会の判断が添付された第 106 条における改正および追加提案は、協議会全体会議に提出される。
- (2) 協議会は、その提案が全面的に賛成か、修正の後、賛成かまたは拒否かを決定する。

第 108 条

本決定に規定されていないすべての事項は、協議会がこれを決定する。

第 109 条

- (1) 本決定と矛盾するすべての規定は、これを無効であると宣言する。
- (2) 本決定の施行に伴い、すでに何度か改正・追加され、最後にインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第1号によって改正・追加されたインドネシア共和国国民協議会決定 1983 年第1号は、無効となることを宣言する。

第 110 条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1999 年 10 月 19 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャー・カルタサスマタ(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

副議長

S.IP.,M.B.A.,M.M.ハリ・サバルノ(署名)

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

副議長

Drs.クウィック・キアングー(署名)

副議長

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd.(署名)

資料2-28 ハビビ大統領の責務に関する MPR 決定 1999 年第3号

「Prof.Dr.Ing.バハルディン・ユスフ・ハビビ・インドネシア共和国大統領の責務に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第3号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor III/MPR/1999
Tentang Pertanggungjawaban Presiden Republik Indonesia Prof. Dr. Ing. Bacharuddin
Jusuf Habibie

唯一至高なる神の恩恵を受けて
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. インドネシア共和国国民協議会が選挙し任命した大統領は、協議会に忠誠を尽くし、協議会に責任を負い、任期の最後には、1945 年憲法および/またはインドネシア共和国国民協議会が決定した国策大綱の実行について責務を報告すること、
- b. Prof.Dr.Ing.バハルディン・ユスフ・ハビビが、1998 年5月 21 日に就任して以来インドネシア共和国大統領の職にあること、

- c. Prof.Dr.Ing.バハルディン・ユスフ・ハビビ・インドネシア共和国大統領が、1999年10月14日の第8回全体会議においてインドネシア共和国国民協議会に対して責務を報告し、1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会における1999年10月17日の第11回全体会議でProf.Dr.Ing.バハルディン・ユスフ・ハビビ・インドネシア共和国大統領の責務演説に関する各会派の一般見解に対して大統領答弁を行ったこと、
- d. インドネシア共和国国民協議会が、インドネシア共和国国民協議会決定に基づいて任期中の Prof.Dr.Ing.バハルディン・ユスフ・ハビビ・インドネシア共和国大統領の責務を評価し、決定を下す必要があること

を考慮し、

1. 1945年憲法第1条第2項、第2条、第3条、第4条、第6条第2項、第7条、第8条、および第9条、
2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定1999年第2号、
3. インドネシア共和国国民協議会決定1998年第14号で改正・追加された総選挙に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第3号、
4. 国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第10号、
5. 汚職、癒着、身内びいきのない清廉な国家運営者に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第11号、
6. インドネシア共和国単一国家の枠組みの中における地方自治の実施、国家資源の公平な管理・分配・利用、および中央と地方の財政均衡に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第15号、
7. 経済民主主義のための経済政治に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第16号、
8. 人権に関するインドネシア共和国国民協議会決定1998年第17号、
9. および、その他のインドネシア共和国国民協議会決定

に鑑み、

1. 1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定1999年第4号、
2. Prof.Dr.Ing.バハルディン・ユスフ・ハビビ・インドネシア共和国大統領の責務を討議し評価することを命ぜられた1999年10月17日から18日までのインドネシア共和国国民協議会D委員会の結果、
3. 1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会における1999年10月19日の第12回全体会議決定

に留意し、

Prof.Dr.Ing.バハルディン・ユスフ・ハビビ・インドネシア共和国大統領責務に関する
インドネシア共和国国民協議会決定を制定する、
と決定する。

第1条

1999年10月14日の第8回全体会議で表明され/提出された Prof.Dr.Ing.バハル
ディン・ユスフ・ハビビ・インドネシア共和国大統領の責務、および1999年10月14
日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会における1999年10月17
日の第11回全体会議における Prof.Dr.Ing.バハルディン・ユスフ・ハビビ・インドネシ
ア共和国大統領責務演説に関する各会派の一般見解に対する大統領答弁は、拒
否されたことを宣言する。

第2条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1999年10月19日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

H.マトリ・アブドウル・ジャリル(署名)

副議長

S.IP.,M.B.A.,M.M.ハリ・サバルノ(署名)

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

副議長

Drs.クウィック・キアングー(署名)

副議長

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd.(署名)

資料2-29 1999-2004 年国策大綱に関する MPR 決定 1999 年第4号

「1999-2004 年国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第4号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor IV/MPR/1999
Tentang Garis-Garis Besar Haluan Negara Tahun 1999-2004

唯一至高なる神の恩恵を受けて インドネシア共和国国民協議会は、

- a. インドネシア共和国国民協議会は、1945 年憲法の前文に定められた国家目標を実現するため、今後5年間の国家運営者の方向性をなす国策大綱を決定する任務を有すること、
- b. 今般インドネシア国民を襲った多面的な危機は、すべての領域における改革を通じて早急に克服され、その結果インドネシア国民が再起し、自らの能力への自信を強めることを可能にする必要があること、
- c. したがって、インドネシア共和国国民協議会は、今後5年間にすべての領域の進歩を実現するために、国家運営を実行し、救済、回復、安定化、および開発の進展へ向けた措置を講じるにあたって、国家運営者および全インドネシア国民の指針となるような国家運営の概念を含む 1999-2004 年国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する必要があること

を考慮し、

1. 1945 年憲法第1条第2項および第3条、
2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第1号、
3. 国策としての国民生活の安全と正常化のための開発改革の要点に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1998 年第10号

に鑑み、

1. インドネシア共和国国民協議会総会日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第4号、
2. インドネシア共和国国民協議会作業部会が準備した国策大綱案を討議した 1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会における協議、
3. 1999年インドネシア共和国国民協議会総会における 1999年10月19日の第

12回全体会議決定

に留意し、

1999-2004年国策大綱に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、と決定する。

第1条

全体的な関係を知ることができるように、国策大綱の体系は、次のように構成される。

第I章	序文
第II章	一般的状況
第III章	構想と目標
第IV章	政策の方向性
第V章	実行原則
第VI章	結語

第2条

第1条に規定された内容および詳細な解説は、本決定から切り離すことのできない部分である1999-2004年国策大綱草稿に掲載される。

第3条

本決定によって、1999-2004年国策大綱の中にまだ入っていない、国策大綱と矛盾しない事項は、法規でこれを定めることができる。

第4条

国家行政の長としてのインドネシア共和国大統領、およびその他の国家高等機関に対して、それぞれの機能、任務、および権限に従って、本決定第2条に規定された決定を実行し、毎年インドネシア共和国国民協議会年次会議で実行報告(laporan pelaksanaan)を提出することを命じる。

第5条

本決定は、制定の日から2004年総選挙の結果であるインドネシア共和国国民協議会総会まで施行する。

ジャカルタにおいて制定

1999年10月19日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

H.マトリ・アブドウル・ジャリル(署名)

副議長

S.IP.,M.B.A.,M.M.ハリ・サバルノ(署名)

副議長

Drs.クウィック・キアングー(署名)

副議長

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

Prof.Dr.ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd.(署名)

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

国策大綱(省略、目次のみ)

第I章

序文

- A. 考察の基礎
- B. 意義
- C. 意図および目的
- D. 根拠
- E. 構成

第II章

一般的状況

第III章

構想と目標

- A. 構想
- B. 目標

第IV章

政策の方向性

- A. 法
- B. 経済
- C. 政治
 - 1. 国内政治
 - 2. 対外関係
 - 3. 行政
 - 4. 通信、情報、およびマスメディア

- D. 宗教
- E. 教育
- F. 社会および文化
 - 1. 保健および社会福祉
 - 2. 文化、芸術、および観光
 - 3. 女性の地位および役割
 - 4. 青年およびスポーツ
- G. 地方開発
 - 1. 一般
 - 2. 特別
 - アチェ特別地方
 - イリアン・ジャヤ
 - マルク
- H. 天然資源および環境
- I. 防衛および治安

第 V 章 実行原則

第 VI 章 結語

資料2-30 東ティモール住民投票に関する MPR 決定 1999 年第5号

「東ティモールにおける住民投票に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第5号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor V/MPR/1999
Tentang Penentuan Pendapat Di Timor Timur

唯一至高なる神の恩恵を受けて
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 国際連合事務総長の仲介でニューヨークで1999年5月5日に署名された東ティ

モール問題に関するインドネシア共和国とポルトガル共和国の合意に基づき、1999年8月30日に東ティモールで住民投票(penentuan pendapat)が実施されたこと、

- b. 上記第 a 号で述べた住民投票の結果は、投票権を有する東ティモール住民の過半数がインドネシア共和国単一国家内における特別自治案を拒否したということを示していること、
- c. 上記第 b 号で述べた拒否は、東ティモール人民がインドネシア共和国単一国家に東ティモールを統合したいということを表明した 1975 年 11 月 30 日のバリボ宣言に関する大多数の東ティモール人民の姿勢に変更があったことを意味していること、
- d. 上記バリボ宣言に基づき、インドネシア共和国国民協議会は、インドネシア共和国単一国家への東ティモール地域の統合の確定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1978 年第6号を発していること、
- e. 上記 MPR 決定 1978 年第6号は、上記第 a 号、第 b 号、第 c 号、および第 d 号に述べられた新しい事実には一致しないこと、
- f. 国民協議会は、ニューヨーク合意が国民議会の同意を得ることなく政府によって実施されたという事実を無視することなく、東ティモールにおける住民投票の結果を尊重すること、
- g. 国民協議会は、上記第 a 号にいう住民投票の結果によって引き起こされたすべての結果、特にインドネシア共和国単一国家に対して常に忠誠的だった東ティモール住民について目を閉じることはないこと、
- h. そのため、国民協議会は合憲的な措置をとる必要があることを考慮し、

1945 年憲法第1条および第2条、

に鑑み、

1. 東ティモール問題に関する政府の政策に関連した国民協議会総会第9回全体会議における大統領責務演説に対する国民協議会各会派の一般見解、
2. 政府内部ならびにボランティア組織または NGO、または東ティモール住民自身などさまざまな方面からの意見

に留意し、

東ティモールにおける住民投票に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第1条

インドネシア共和国国民協議会は、東ティモール問題に関するインドネシア共和国とポルトガル共和国の同意に従って国際連合が1999年8月30日に東ティモールで実施した住民投票の実施結果を承認する。

第2条

インドネシア共和国単一国家への東ティモール地域の統合の確定に関するMPR決定1978年第6号はもはや有効ではないことを宣言する。

第3条

本決定第2条にあるインドネシア共和国国民協議会決定1978年第6号の無効宣言は、インドネシアの国内法に従ってインドネシア共和国単一国家領域に東ティモール地域が統合されていた期間における行為の合法性、ならびに闘土および政府機構に対して国家が与えたあらゆる形の敬意を消し去るものではない。

第4条

本決定第1条にいう住民投票の結果の承認は、国際法の保障する、インドネシア共和国単一国家に対して常に忠誠的だった東ティモール人民の諸権利を減ずるものではない。

第5条

インドネシア共和国大統領に、次のことを命じる。

- (1) 国際機構と協力して、本決定第1条にいう住民投票を実行したことから発生した結果を踏まえ、東ティモール住民に対する保護を与える明確な措置を講ずる。
- (2) インドネシア共和国単一国家に対して常に忠誠的だった東ティモール住民の国籍上の地位およびその地位に付随するすべての権利に関する法的措置をとる。
- (3) インドネシア共和国国民議会と協力して、1999年5月5日ニューヨーク合意の実施措置として、インドネシア共和国単一国家への東ティモールの統合の承認および東ティモール第1級地方州設置に関する法律1976年第7号に関して合憲的な措置をとる。

第6条

本決定第1条にいう東ティモールにおける住民投票の結果についての承認後の過程に関連したすべての事項は、現行の国内法および国際法の規定に従って、詳細を定める。

第7条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1999年10月19日

インドネシア共和国国民協議会
議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスマタ(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

副議長

S.IP.,M.B.A.,M.M.ハリ・サバルノ(署名)Prof.Dr.

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

副議長

Drs.クウィック・キアンギー(署名)

副議長

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd.(署名)

資料2-31 大統領・副大統領の立候補および選挙手続きに関する
MPR 決定 1999 年第6号

「インドネシア共和国大統領および副大統領の立候補および選挙手続きに関する
インドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第6号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor VI/MPR/1999
Tentang Tata Cara Pencalonan Dan Pemilihan Presiden Dan Wakil Presiden Republik
Indonesia

唯一至高なる神の恩恵を受けて
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 大統領および副大統領を選挙することはインドネシア共和国国民協議会の任務となっていること、
- b. インドネシア行政史の中で、インドネシア共和国国民協議会決定 1973 年第2号に規定されたインドネシア共和国大統領および副大統領の選挙手続きは、民主主義のダイナミズムおよび発展にもはや適合しないと考えられること、
- c. そのため、より民主的な国民指導者選出の伝統を作り出すために大統領および副大統領の選挙手続きを定めるインドネシア共和国国民協議会決定を策定する必要があること、

d. したがって、インドネシア共和国大統領および副大統領の立候補および選挙手続きに関するインドネシア共和国国民協議会決定が必要であることを考慮し、

1. 1945年憲法第1条第2項、第6条、第7条、第8条、および第9条、
2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999年 第2号

に鑑み、

1. 1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999年 第4号、
2. インドネシア共和国国民協議会作業部会が準備した大統領および副大統領の立候補および選挙手続きに関するインドネシア共和国国民協議会決定案を討議した1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会における協議、
3. インドネシア共和国国民協議会総会における1999年10月19日の第12回全体会議決定

に留意し、

インドネシア共和国大統領および副大統領の立候補および選挙手続きに関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、
と決定する。

第I章

大統領候補および副大統領候補の要件

第1条

- (1) 大統領候補および副大統領候補は生来のインドネシア人 (*orang Indonesia asli*) であり、次の要件を満たしていなければならない。
 - a. インドネシア国民 (*Warga Negara Indonesia*)。
 - b. 満40歳以上。
 - c. 総選挙における被選挙権を取り消されている者ではないこと。
 - d. 唯一至高神を信仰していること。
 - e. 1945年8月17日宣言、パンチャシラ、および1945年憲法の理想に忠実であること。
 - f. 国民の統一と単一性に対する強いコミットメントに基づいた政治家としての構想を持っていること。
 - g. 協議会が決定した大綱および協議会決定に従って国策を実行する意志があること。

- h. 威厳のあること。
 - i. 誠実さ。
 - j. 有能。
 - k. 公平さ。
 - l. 協議会に反映された国民の支持。
 - m. 9月30日運動/インドネシア共産党 (G-30-S/PKI)および/またはその他の非合法組織のような、パンチャシラと1945年憲法に基づいたインドネシア共和国単一国家を裏切るすべての活動に直接間接に関与したことがないこと。
 - n. 5年以上の刑に相当する刑事犯罪を犯し、確定判決となった裁判所の判決に基づいた刑に処せられていないこと。
 - o. 精神および/または記憶に支障がないこと。
- (2) 本決定第1条の要件を満たしている大統領候補および副大統領候補は、すべての資産一覧を報告する。
- (3) 本条第1項および第2項にいう要件は、必要などときには文書で表明される。

第II章

大統領および副大統領の選挙のための全体会議定足数

第2条

大統領および副大統領の選挙のための協議会全体会議定足数は、協議会議員数の3分の2以上である。

第3条

本決定第2条に定められた定足数が達成されなかったときは、会議は連続して3度まで延期される。各回の延期は、それぞれ1時間ずつである。

第4条

本決定第3条の規定に従って会議が延長され、定足数が達成されなかったときは、本決定第2条および第3条の規定に従いつつ、会議は最長24時間の2倍の長さまで延期される。

第5条

本決定第4条の規定に従って延期された後も会議が定足数に達しなかったときは、定足数は、協議会議員数の過半数になるようこれを変更する。

第6条

本決定第5条に定められた努力にもかかわらず定足数が達成されないときは、協議会議長団は、その会期中に協議会全体会議で討議されるよう打開策を模索しなければならない。

第Ⅲ章

大統領の立候補および選挙手続き

第7条

- (1) 大統領および副大統領の選挙は、別々にこれを実施する。
- (2) 大統領選挙は、副大統領選挙の前にこれを実施する。

第8条

- (1) 会派は、1人の大統領候補を提起することができる。
- (2) 大統領候補は、1つ以上の会派からなる70人以上の協議会議員がこれを提起することもできる。
- (3) 各協議会議員は、本条第1項および第2項に定められた大統領候補の提起をそれぞれ1度だけしか使えない。

第9条

本決定第8条に定められた大統領候補は、当該候補の同意を添付して協議会議長団に対して文書でこれを提起する。

第10条

- (1) 本決定第8条に定められた提起の提出は、遅くとも大統領選挙の全体会議が開催される12時間前に協議会議長団がこれを受領していなければならない。
- (2) 協議会議長団は、大統領候補者要件および候補提出要件を精査する。

第11条

協議会議長団は、協議会全体会議に対して要件を精査した大統領候補の名前を公表する。

第12条

- (1) 協議会議長団に対して提起された大統領候補は、本人および/または協議会議長団を通じて提起した者がその立候補を取り下げることができる。
- (2) その取り下げが、協議会議長団が大統領候補を公表する前に行われた場合、本決定第8条、第9条、第10条、および第11条に定められた要件をおよび手続きを満たすことを条件に、当該候補者の交替を行うことができる。
- (3) その取り下げが、協議会議長団が大統領候補を公表した後に行われた場合、交替を行うことはできない。

第13条

- (1) 提起された候補者が1人以上だった場合、秘密投票で選挙を実施する。
- (2) 提起された候補者が1人だけだった場合、その立候補者は協議会全体会議が大統領となることを承認する。

第14条

本決定第13条第1項に定められた投票を実施する際、出席した協議会議員数の

過半数の票を獲得した大統領候補者が、当選大統領として決定される。

第 15 条

開票時に本決定第 14 条に定められた過半数の票を獲得した候補者がいない場合、他の候補者より多くの票を獲得した3人の候補者について、再度、秘密投票を実施する。

第 16 条

開票時に本決定第 14 条に定められた過半数の票を獲得した候補者がいない場合、他の候補者より多くの票を獲得した2人の立候補者について、再度、秘密投票を行う。

第 17 条

本決定第 16 条に基づいた開票結果において、各立候補者が同数の票を獲得した場合、または出席した協議会議員数の過半数の票を獲得した候補者がいなかった場合、再度、秘密投票を実施する。

第 18 条

本決定第 17 条の規定に従って行われた開票結果において、各立候補者が同数の票を獲得した場合、または出席した協議会議員数の過半数の票を獲得した立候補者がいなかった場合、最大 24 時間の延長後に選挙を再度行う。

第 19 条

本決定第 18 条の規定に従って行われた開票結果において、各立候補者が再び同数の票を獲得した場合、または過半数の票を獲得した立候補者がまだいない場合、提案者は他の大統領候補を提起し、再度選挙を実施し秘密投票を行わなければならない。

第 20 条

本決定第 19 条に定められた候補者の交替は、本決定第8条、第9条、第 10 条、第 11 条、および第 12 条に従った立候補の仕組みを通じてこれを行う。

第 21 条

大統領は、選出後すぐに、協議会の前で宣誓または誓約をする。

第 IV 章

副大統領の立候補および選挙手続き

第 22 条

副大統領選挙は、大統領が宣誓または誓約した後すぐにこれを実施する。

第 23 条

副大統領の立候補および選挙手続きは、大統領の立候補および選挙手続きと同じである。

第 V 章

大統領および副大統領の宣誓/誓約

第 24 条

大統領および副大統領は、宗教に従った宣誓、または 1945 年憲法第9条に従った誓約を真摯に行う。

第 VI 章

雑則

第 25 条

大統領と副大統領は協力しなければならない。

第 26 条

本決定に規定されている協議会とは、国民協議会のことである。

第 27 条

本決定の施行に伴い、大統領および副大統領の選挙手続きに関するインドネシア共和国国民協議会決定 1973 年第2号は、無効となることを宣言する。

第 28 条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1999 年 10 月 19 日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

Drs.クウィック・キアングー(署名)

副議長

H.マトリ・アブドウル・ジャリル(署名)

副議長

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

S.I.P.,M.B.A.,M.M.ハリ・サバルノ(署名) Prof.Dr. ユスフ・アミル・フェイスル,S.Pd.(署名)

副議長

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

資料2-32 大統領の任命に関する MPR 決定 1999 年第7号
(1999 年 10 月 20 日)

「インドネシア共和国大統領の任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定
1999 年第7号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor VII/MPR/1999
Tentang Pengangkatan Presiden Republik Indonesia

唯一至高なる神の恩恵を受けて
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 1945 年憲法に従って国家行政権力を掌握・運用し、1945 年憲法またはインドネシア共和国国民協議会が決定した国策の大綱を実施するためには、大統領を 1 人任命する必要があること、
- b. K.H. アブドゥルラフマン・ワヒド氏はインドネシア共和国大統領の要件を満たしており、インドネシア共和国国民協議会によってインドネシア共和国大統領に選出されたこと、

を考慮し、

1. 1945 年憲法第1条第2項、第2条、第4条第1項、第6条、第7条、および第9条、
2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第2号、
3. インドネシア共和国大統領および副大統領の立候補および選挙手続きに関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第6号

に鑑み、

1. 1999 年 10 月 14 日から 21 日までのインドネシア共和国国民協議会総会議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999 年第4号、
2. 1999 年 10 月 14 日から 21 日までのインドネシア共和国国民協議会総会における協議、
3. 1999 年 10 月 14 日から 21 日までのインドネシア共和国国民協議会総会における 1999 年 10 月 20 日の第 13 回全体会議決定

に留意し、

インドネシア共和国大統領の任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定を
制定する、

と決定する。

第1条

K.H. アブドゥルラフマン・ワヒド氏をインドネシア共和国大統領に任命する。

第2条

本決定第1条に定められたインドネシア共和国大統領の任期は、インドネシア共和国国民協議会全体会議の前で宣誓または誓約を行ってから数えて5年である。

第3条

インドネシア共和国大統領は、インドネシア共和国国民協議会年次会議において1945年憲法と国策の大綱に従った国家行政権力の運用を報告し、任期最後のインドネシア共和国国民協議会総会で責務を報告する。

第4条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1999年10月20日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

Drs.クウィック・キアンギー(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

副議長

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

S.IP.,M.B.A.,M.M.ハリ・サバルノ(署名) Prof.Dr. ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd.(署名)

副議長

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

資料2-33 副大統領の任命に関する MPR 決定 1999 年第8号

(1999年10月21日)

「インドネシア共和国副大統領の任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定1999年第8号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor VII/MPR/1999
Tentang Pengangkatan Wakil Presiden Republik Indonesia

**唯一至高なる神の恩恵を受けて
インドネシア共和国国民協議会は、**

- a. 1945年憲法に従って国家行政権力を掌握・運用し、1945年憲法またはインドネシア共和国国民協議会が決定した国策の大綱を実施する際にインドネシア共和国大統領を補佐するため、副大統領を1人任命する必要があること、
- b. メガワティ・スカルノプトリ氏がインドネシア共和国副大統領の要件を満たしており、インドネシア共和国国民協議会によってインドネシア共和国副大統領に選出されたこと、

を考慮し、

- 1. 1945年憲法第1条第2項、第2条、第4条第2項、第6条第2項、第7条、および第9条、
- 2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定1999年第2号、
- 3. インドネシア共和国大統領および副大統領の立候補および選挙手続きに関するインドネシア共和国国民協議会決定1999年第6号

に鑑み、

- 1. 1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定1999年第4号、
- 2. 1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会における協議、
- 3. 1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会における1999年10月21日の第15回全体会議決定

に留意し、

インドネシア共和国副大統領の任命に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第1条

メガワティ・スカルノプトリ氏をインドネシア共和国副大統領に任命する。

第2条

本決定第1条に定められたインドネシア共和国副大統領の任期は、インドネシア共和国国民協議会全体会議の前で宣誓または誓約を行ってから数えて5年である。

第3条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1999年10月21日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスマタ(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

副議長

S.IP.,M.B.A.,M.M.ハリ・サバルノ(署名)Prof.Dr.

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

副議長

Drs.クウィック・キアンギー(署名)

副議長

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd.(署名)

資料2-34 憲法改正のための MPR 作業部会の任務に関する MPR 決定 1999 年第9号(1999年10月19日)

「1945年インドネシア共和国憲法の改正を継続するためのインドネシア共和国国民協議会作業部会の任務に関するインドネシア共和国国民協議会決定 1999年第9号」

Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia Nomor IX/MPR/1999
Tentang Penugasan Badan Pekerja Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik
Indonesia Untuk Melanjutkan Perubahan Undang-Undang Dasar Negara Republik
Indonesia Tahun 1945

唯一至高なる神の恩恵を受けて
インドネシア共和国国民協議会は、

- a. 憲法は一国家の基礎法(根本規範)であり、そのため、改正を行う際には深みと注意深さと正確さをもった討議が必要であること、

- b. インドネシア共和国国民協議会は、1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会で1945年インドネシア共和国憲法の数カ条について改正を行ったこと、
- c. 1945年インドネシア共和国憲法の改正を実施するための時間は非常に限られているため、インドネシア共和国国民協議会が社会のダイナミズムと要望に従って改正を実行することは不可能であること、
- d. 第a号、第b号、第c号の考察に基づき、より詳細な1945年インドネシア共和国憲法改正案を準備するようインドネシア共和国国民協議会作業部会に命じる

を考慮し、

1. 1945年インドネシア共和国憲法第1条第2項、第3条、第37条第1項および第2項、
2. インドネシア共和国国民協議会秩序規定に関するインドネシア共和国国民協議会決定1999年第2号

に鑑み、

1. 1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会議事日程に関するインドネシア共和国国民協議会決定1999年第4号、
2. 1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会における協議、
3. 1999年10月14日から21日までのインドネシア共和国国民協議会総会における1999年10月19日の第12回全体会議決定

に留意し、

インドネシア共和国憲法改正を継続するためのインドネシア共和国国民協議会作業部会の任務に関するインドネシア共和国国民協議会決定を制定する、

と決定する。

第1条

1945年インドネシア共和国憲法の改正案を準備するようインドネシア共和国国民協議会作業部会に命じる。

第2条

意図される改正案は、2000年8月18日のインドネシア共和国国民協議会年次会議で承認されるようこれを準備しなければならない。

第3条

本決定は、制定の日から施行する。

ジャカルタにおいて制定

1999年10月19日

インドネシア共和国国民協議会

議長

Prof.Dr.H.M.アミン・ライス(署名)

副議長

Prof.Dr.Ir.ギナンジャール・カルタサスミタ(署名)

副議長

H.マトリ・アブドゥル・ジャリル(署名)

副議長

S.IP.,M.B.A.,M.M.ハリ・サバルノ(署名)Prof.Dr.

副議長

Drs.H.A.ナズリ・アドラニ(署名)

副議長

Drs.クウィック・キアンギー(署名)

副議長

Drs.H.M.フスニ・タムリン(署名)

副議長

ユスフ・アミル・フェイサル,S.Pd.(署名)

(資料2-26~34 の出所) *Ketetapan-Ketetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat Republik Indonesia 1999*[インドネシア共和国国民協議会決定1999年], CV.Eko Jaya, Jakarta, 1999.

5. 国軍に関する文書

スハルト長期政権は、1997年に始まるアジア通貨危機の影響を受けて経済が危機的に低迷していくなかで、その正統性を失い、政権交替を求める社会運動の前に倒れた。このスハルト時代の終わりは、それまで32年間に渡ってスハルト権威主義体制の中枢で政治を支配していた国軍の立場に大きな影響を与えた。政治の再建のための民主改革を求める社会的圧力の波を受け、国軍は早急に今後の方針を打ち出さなければならなくなったのである。こうした背景の下、スハルト退陣直後の1998年6月、そして同年10月に、国軍司令部は報告書を作成した。ここに掲げるのは、その二つの文書の全訳である。

資料2-35は、ポスト・スハルトの幕開けとともに押し寄せる国家改革の波を予想しつつ、国軍が他の政府組織に先立って作成した改革に関する意見書である。国家改革に向けてのハビビ新政権の政策が固まる前に、国軍が先陣をきって改革の射程と進行ペースについての意見を出すことで、今後とも積極的に国家運営に関わっていくのだという意欲がうかがえる。政変直後の国軍が、どういった今後の国家ビジョンと改革意識を持っていたかを知る上で重要な内部資料である。報告書は、インドネシアが国家危機から脱却するための政治・経済・法分野における改革の必要性を唱えており、スハルトの政策に対する批判が随所に暗示されている。しかし同時に、スハルト退陣の立役者となった学生・市民運動が求める急進的改革に対しては、急激な変化は国家の不安定化をもたらすと否定的な見解を示している。スハルトは間違っていた、しかし市民運動の要求も受け入れがたいという、政変当時の国軍のジレンマがよく表れている。

資料2-36は、国軍自身の改革についての報告書である。これは1998年9月に開かれた国軍セミナーの結果をまとめたものであり、国軍の「新パラダイム」として、ポスト・スハルト時代の国軍の基本的な方針を打ち出した重要な資料である。民主化が予想されるインドネシアにおいての国軍の役割の「再発見」と「再正当化」が狙いであるといえよう。国軍は今後日常政治に介入しないことや、特定政党に肩入れしないなどの方針が明示され、また抽象的ではあるがこれまでの自己反省も見られる。その一方で、国家安全保障の立場からの国軍の国家運営への関与は歴史的な必然であり、今後もその義務は不変であるといった主張が強く出されている。その安全保障の範囲に、国内脅威への対応といった政治性の高いものが依然として内包されている事実は、民主化時代のインドネシア国軍の自己改革が、西洋型のプロフェッショナルリズムを目標にしているのではないことを表している。

資料2-35 国軍と改革(1998年6月)

「国軍と改革 : 国家の理想に向けた改革に関する国軍の基本見解」
(国軍司令部、ジャカルタ、1998年6月)

“ABRI dan Reformasi: Pokok-Pokok Pikiran ABRI Tentang Reformasi Menuju Pencapaian Cita-Cita Nasional”, Markas Besar ABRI, Jakarta, Juni 1998.

I. はじめに

1. 総論¹

現在、インドネシア国民は、経済危機がもたらした様々な国家問題を速やかに解決すべきだという意見で一致しており、その現実と新生インドネシアに (*Indonesia baru*) 向けての歴史的必要性から、我々は**改革**(レフォルマシ < *reformasi* >) を実行しなければならない。

1998年5月21日に行われたスハルト氏からハビビ氏への国家指導者の交替は、社会が改革を求めるなか、安定的に遂行された。このことは、国民生活において人々の政治的成熟度の高さを示すものである。

このような傾向に注目すると、今後とも、憲法に沿った形で進めなければならない様々な改革案が、新たに出てくる可能性がある。したがって、国軍(ABRI)としても**積極的に**改革とその前進に対応してゆく必要がある。

2. 意図と目的

理想の国家に向けての改革に関する国軍の基本的な見解を提出することは、**国家の安定と原動力としての役割**を持ち、**国家の発展に責任を持つ**国軍による国家・政府・社会への**思想的貢献**である。その目的は、改革遂行における国軍の政治態度を明確にすることである。

3. 構成

本文章の構成は以下の通りである。

- a. はじめに
- b. 戦略環境の展開
- c. 抱えている問題
- d. レフォルマシの概念

¹ 以下のゴシック体の部分は原文のイタリックでの強調部分に沿うものである。

- e. レフォルマシの抑制
- f. 国軍からの提言
- g. おわりに

II. 戦略環境の展開

4. 国際傾向

グローバルな問題としての民主化や環境保全、人権保護などは、依然として国際的な合意が形成されていない。特に先進国と発展途上国の間には、これを国際的な普遍的価値とするのかどうかについて文化的な差異を尊重する立場で大きな溝がある。このような状況は、先進国、発展途上国を問わず、一国の外交政策に大きな影響を与えている。なかでも、政治経済、安全保障の分野において影響力を持つ米国の役割は重要だと思われる。

冷戦の終焉という現象は、共産主義・社会主義の敗北と米国のリベラル・デモクラシーの勝利というシンボリックな解釈で捉えられてきた。米国は、自らの国益追求と経済市場の拡大に正当性を見出すために、「世界のモラル・リーダー」としての地位確保に努め、人権・民主化・環境などのモラルの議論を柱に、他国との関係を規定するようになってきた。

このような傾向と現実とは、予測のつかない急速な変化を助長している。グローバル化は国民国家に多大な影響を与えており、それは他国政府が及ぼすものもあれば、国際機構、さらにはグローバル経済のロジックで国家横断的に活動する多国籍組織によるものもある。

多国籍企業や国際NGO、さらにはAPECやAFTA、EUといった地域経済ブロックの影響も大きい。このような発展が意味するのは、一国の領土内で行われている活動に対して、政府の規制と管理がきわめて困難になるということである。

また自由経済の時代の傾向として、個人・投資・産業・情報などが国境を超えて行き来する現実が挙げられる。このため、政府は外国からの資本流入や産業の配置、そして情報の流れを管理することが困難になり、国家経済は不安定さを増すことになる。このことは、投資家が突然資本を引き上げて他国に移すような事態が起こればより明白であろう。インドネシアのように、民間企業の発展に外国からの投資を必要とする場合や、経済発展のために外国借款を必要とする政府にとって、このような傾向はジレンマをもたらす。

上記のグローバル規模での展開のなかで、1997年半ば以降、東アジアと東南アジアでは金融危機が起り、経済とビジネスの悪状況が続いているのである。

5. 国内傾向

インドネシア国内の状況に注目すると、金融危機、経済危機、政治危機がみられ、さらには政治と法の不均衡な発展が原因で国民の政府不信が増大している。これらは、不透明な政策決定メカニズムや制度的な要因、さらには文化的な要因によって助長されてきた。

制度的な要因としては、1945年憲法の簡素だが曖昧な性質が挙げられる。これまで憲法の条項に関する説明が不完全であったため、その解釈を拡大する機会を与えてきた。それが行政府に広範で強力な権限を与えることとなり、政策決定過程は集中化され、結果として政府の機能とシステムの全体が弱体化してしまったといえる。

文化的な要因としては、共同社会性が強く、父権主義的で敏感度の高いインドネシア社会の性格が挙げられる。こういった社会は、正しい動機を持った特定の**指導者**が社会モデルとなった場合、個人主義的社会に比べて容易に人々が動員される。しかし逆に適切でない人物が行った場合、**親分＝子分関係** (*hubungan patron-client*) や、強固な**上意下達**を重視する**時代遅れな組織・政治文化**が生まれるのである。

以上の国際的・国内的戦略環境の展開のなかで、各方面における**レフォルマシ**の要求が生まれたのである。新たな規範に基づく**新たなインドネシア、新たな秩序、新たな文化** (*Indonesia baru, tatanan baru, dan budaya baru*)の構築が叫ばれるようになり、今までの規範は廃れたものと見なされるようになっていった。しかし行政府への権力集中と、透明性に欠けた政策執行は、社会が行政府に警告するのを躊躇させ、その結果、人々は**アパシー**を強く感じることとなった。こういった状況が国家システムの歪みとなり、様々な危機をもたらすと同時に、政府に対する社会的信頼の危機的状況をも生むこととなったのである。

状況が悪化するにつれ、様々な社会集団が政治・法・経済の分野における**レフォルマシ**の要求を強めていった。とりわけ学生の抗議活動は徐々にエスカレートしており、それが社会集団間の対立に発展する潜在性をも秘めている。

III. 抱えている問題

6. 分析

a. 政治

金融・経済危機のインパクトが社会に広まり、政府不信が増大することで、政治危機が進行した。こういった状況において学生運動は活発化した。

学生はモラル運動を展開して、変化と再建を要求し、それが**レフォルマシ**の運動に発展していった。

政府官僚による偏向や逸脱行為は、モラルと倫理の危機として学生の目に映っていた。それを確信させたのは、治安当局の横暴な態度や遅い対応、さらには身内びいきの慣行による汚職と癒着の恒常化であった。このような危機が蓄積され、最終的に1998年の国家危機に発展することになったのだった。

政治秩序が不確定になったさらなる原因は、社会に強くはびこる温情主義や植民地時代から引きずっている新封建主義の文化にある。これらのために、国民政治におけるコミュニケーションや参加は停滞してしまい、行くべき方向に進まなくなってしまったのである。

また、国民総選挙で見られたように、ゴルカル(Golkar)の圧倒的な勝利と一党優勢は、政治勢力の間の不均衡を生み、政治の分極化をもたらした。市民のエンパワーメントによる政治参加が要求されるなか、このような形の現状維持に固執したことが、政治安定を脅かすこととなったのである。

さらに、国民総選挙における比例代表や政党登録のシステムは、行政府に対する立法府の権力を弱体化させると同時に、国家指導者の育成にも障害をもたらすことになった。

中央と地方の関係においても、中央集権化の傾向が強く、その画一的で地方の実態にそぐわない政策の実行は、経済発展への障害、さらには地方分権への足かせとなり、地方による自力発展は困難に陥っていった。人的資源開発の面でも、中央集権的かつ新封建主義的なシステムは、結果として人的資源を中央に集中させ、地方のそれが欠如する事態を招き、そのことが住民の関心に目を向けない地方指導者の性質を作ってしまったともいえよう。

b. 法

新秩序体制の32年間、1945年憲法の運営において、大統領権限の範囲に関する一連の有機的な法整備はなされてこなかった。

1945年憲法は曖昧でフレキシブルである、というのもインドネシア共和国の国家構成の基礎が明記されているのみで、その実践は時代のニーズでフレキシブルに行われるからである。国家権力に関していえば、1945年憲法は主権在民を謳い、その意思是国民協議会が体现する。大統領は、その国民協議会の信託によって政府を運営するのである。ここで行政府の権限範囲が規定されていないために、汚職・癒着・身内びいきがはびこる機会を与え、それが権限の操作を可能にし、国家価値体系を浸食させ、法を墮落させ、国民への法的保護を低め、正義感を失わせる、といった1945年憲法からの逸脱が起こることになった。

c. 経済

新秩序政府の下で進められてきた様々な分野での国家開発は、グローバル化の影響によって多大な挑戦を受け、社会の構造と文化も急速な変動に直面している。

社会的価値観の衝突も避けることはできない。しかしインドネシアは、自ら孤立の道を選ぶことなく、社会生活の発展を進めてゆくという認識に立っている。

32年間の新秩序体制で実績をあげた開発は、1997年の金融危機、そして翌年の経済危機を受けて大きく後退した。

政府の認識では、経済のファンダメンタルは依然として強いということではあるが、それでも1997年中頃以来のルピア暴落がもたらしたマクロ・ミクロ経済の困難を乗り越えることはできていない。

国内資源や農産物の適正利用はもとより、生産過程における非効率性の問題も、インドネシア経済を脆弱にしている原因である。

これらの状況は、国内の大学キャンパスで広がった学生運動が原動力となって、社会でレフォルマシ要求運動を引き起こすこととなり、その運動は知識人や他の社会団体を求心して拡大していった。

レフォルマシ要求が強まる一方で、社会利益のために政策を実行する立場にある政府機関は、どこも適切な対応できなかったのである。

7. 問題の所在

以上の分析を踏まえて、問題の所在を以下に確認する。

a. 政治分野

行政府に権力が集中し、他の国家機構に対して支配的になるにしたがって、立法府や司法府の本来持つ機能は失われていった。

新秩序政権が5年毎に目指した主権在民による国家作りは、上意下達的な傾向を生み、それが国民に閉鎖感と失望感を与えることとなった。

上記の二つの現象は、KKN(汚職・癒着・身内びいき)の文化を促進させ、民主主義を妨害することとなった。

b. 法分野

1945年憲法においては、国家と国民の関係についての規定が整備されていない。それは依然として植民地主義的な性格と権力者の利益追求に便利な性格を備えている。

行政府による司法関連機構の管理は、前者の司法手続きへの介入機会を与えると同時に、後者の墮落と両者の癒着体質を生んだ。

そして法の執行は、国民に正義感の欠如を抱かせることになった。とりわけ市民と企業、もしくは市民とコングロマリットの間の争議において、法の執行は市民を劣勢に導く傾向にあった。

国民協議会決議による国家機関の権限規定も、1945年憲法を補完するにまだ十分ではない。

c. 経済分野

国民経済の運営は、1945年憲法の第33条に則しているとは言えず、極めて資本主義的な色合いが濃い。そこでは権力エリートに近い企業家が常に優先権と特権を与えられ、社会格差は広がるばかりである。

国民経済は依然として多くを天然資源に依存している構造にあり、経済のファンダメンタルは脆弱である。

経営能力のないコングロマリットや特定の企業家集団の台頭は、国家目標である「強靱な経済」を競争力のない脆弱なものにし、そのために金融危機の到来に対して我々を含め多くの東南アジア諸国は適切な措置に欠け、また復興においても多大な困難に直面している。

産業の発展も、中小企業と大企業の不均衡のため、国民に根ざしているとは言えない状況である。また銀行部門の弱さも経済状況を悪化させているが、特に政府の過剰で透明性に欠いた中央銀行への介入が原因の一つである。さらに実物部門における規制緩和も、輸出増加につながっておらず、経済状況は依然として圧迫している。

以上に見てきた政治分野・法分野・経済分野での問題が蓄積していった結果、国家危機が起こり、社会は学生を中心に全体的改革(reformasi total)への要求を強めていったのである。

IV. レフォルマシの概念

8. 一般概念

このような問題の所在を確認した上で、国軍は、国家の現状打破のために幾つかの**戦略的かつ明示的な対処**を早急に行う必要があると考える。

まずレフォルマシの概念に、明確な**アジェンダ**と現実的な**ステップ**を与え、その**ターゲット**と**緊急性**を確定することで、全体的改革を国民の期待に沿って実行し、国家危機を打破する必要がある。

他の社会集団と共に、国軍は、その社会政治的役割の範囲内で、政治・経済・法部門におけるレフォルマシを平行的かつ調和的に進め、国家危機を乗り越えるために努力を惜しまない。その姿勢は以下に集約される。

- a. 早急に危機的状況を克服するためには、以下の五つの段階を踏む必要がある。
 - 1) 効果的に改革を実行し、危機を克服するために、政治の安定化を推進する。
 - 2) 改革と危機克服が国民の信頼と参加によって支えられるために、政府の権威と正当性を早急に回復させる。

- 3) 失業の増加などに見られるような一般庶民の経済的困難を克服するために、確実な手段を取る。庶民が最低必需品に困らないよう、国家のすべての部署がこの問題に取り組む。
 - 4) 金融・経済危機を克服する。国際通貨基金 (IMF) を始めとする国際機関と国内の関係機関は共同で問題に取り組む。
 - 5) 平和と秩序の構築のために、社会の広い地域で相互扶助の促進を行う。秩序の管理は改革を順調で平和的に行うために重要である。
- b. 改革は憲法の枠内で緊急性に応じて段階的に、そして明確なビジョンを持って行う。改革の本質は以下の点に集約できる。
- 1) 1945 年憲法に沿って、国家最高機関の権限を高める。
 - 2) 政府の意思決定における透明性を高める。
 - 3) 社会への奉仕や法の遵守に努め、権威のあるクリーンな政府をつくる。
 - 4) 政治・経済・法の分野における法律を修正する。特に政治関連5法の修正が課題である。
 - 5) 規律的で責任感を持ち、効率的で生産的な社会価値を創造する。

9. 政治改革

- a. 政治改革におけるアジェンダは以下の通りである。
- 1) 中央と地方における立法機関を強化する。
 - 2) 政治関連5法、特に法律 1985 年第 1 号・第 2 号・第 3 号を修正する。
 - 3) 効率的でクリーンで権威を備えた政府・官僚組織を築く。
 - 4) 1945 年憲法に合致するよう、行政府権限に制限を加える。特に大統領の任期を最長 2 期に制限する。
 - 5) 汚職・癒着・身内びいきを撲滅する。
 - 6) 行政権力と司法権力を明確に分離し責任の分配をする。
 - 7) 国軍の二重機能 (Dwifungsi ABRI) の実践を活性化させる。
- b. 政治改革は構造的、文化的な側面からの接近が期待される。
- 1) 構造改革
 - a) 中央と地方の立法機関の強化、そして社会的要求の強い政治関連5法の修正において、次項の確認が重要である。
 - (1) 法律 1985 年第1号(選挙法)について
 - a. 比例代表制の選挙においては、その地域を代弁する人物が選出される。
 - b. 直接選挙制においては、当選者はその支援者に責任を負う。
 - c. 議員候補者の選定は、地方代表の原則を遵守する。

- d. 国軍は選挙権を行使しない。
- (2) 法律 1995 年第5号で改正した法律 1985 年第2号(国民協議会・国民議会・地方国民議会法)について
- a. 国民協議会の総数を是正すべきである。国会議員、地方代表、組織代表の比率も是正すべきである。
 - b. 国民協議会議員に年齢制限を設ける。
 - c. 官僚は、地方代表・組織代表として国民協議会議員に就いてはならない。
 - d. 国軍は国家決定における牽引役・安定役として、継続して国民協議会・国民議会に任命議席を持つ。
 - e. 地方代表・組織代表の任命制度の見直し。
 - f. 国民議会における国軍任命議席の総数は、状況に応じて調整する。
 - g. 政党のリコールによって任期中の国会議員が交代するような事態を避けるための規則が必要である。
- (3) 法律 1985 年3号(政党・ゴルカル法)について
- a. 国民の政治期待に応えるため、ゴルカルは政党と位置づけられるべきである。国軍は「すべての勢力の上に立つ(berada di atas semua golongan)」と位置づけられているが、これはすべての社会政治勢力から等距離をおくという意味である。
 - b. 国民協議会・国民議会で採用されている多党制は機能している。政党の数は3から6が望ましいと思われる。それは一党支配と小党乱立を避けるのに適している。
 - c. 政府の役人はゴルカルと政党に参加できないが、選挙権は行使する。
 - d. ゴルカル管理地域(第 10 条項)
 - e. 司法府の決定による政党の凍結と解散
- (4) 法律 1985 年第 5 号(国民投票)についても必要に応じて修正すべきである。
- (5) 法律 1985 年第8号(社会团体)について
- a. 政府による社会团体の管理には制限を設ける。
 - b. 社会团体の凍結と解散には司法当局の決定を必要とする。
- b)権限が制限され、クリーンで効率が高く、権威を持った政府を形成するために、以下の法整備が必要と考える。
- (1)クリーンで権威を持った政府に関する国民協議会決定
 - (2)大統領府に関する法律

- (3) 1974 年法律第 5 号(地方政府の構成)の見直しと強化
- (4) 村行政に関する法律 1979 年第 5 号の見直しと強化
- c) 行政と司法の権力の分離を明確にするための措置として以下が挙げられる。
 - (1) 行政と司法の分離に関する国民協議会決定
 - (2) 司法部門の法律の見直しと強化
- d) クリーンで効率が高く権威を持った政府・官僚を形成するための、政府内組織と手続きの見直し
 - (1) 各官庁の構造調整
 - (2) 地方政府の等級間垂直関係における構造調整
 - (3) 国民議会と地方国民議会の構成の見直し
 - (4) 立法府と行政府における予算設定メカニズムの向上

2) 文化改革

汚職、癒着、身内びいきを撲滅するなかで、組織の行動に倫理と道徳文化を植え付けるために、以下の事項に取り組む。

- a) 政府機関の任務の実行に監視を導入し、また汚職・癒着・身内びいきの行為に対しての厳しい処罰を加える。
- b) 公務員のリクルート・システムを改善し、能力に基づく職務配置の徹底、そして逸脱行為に対する処罰の導入を図る。
- c) 人的資源の効率的利用と職務の効果的実行のために、組織構成と職務体系の監視を強める。

10. 法改革

a. 法改革は以下のアジェンダを包含する。

- (1) 法改革は、1945 年憲法の枠組みのもとで、パンチャシラの持つ法哲学と単一国家性(憲法上の権利において、国民が平等であること)と主権在民の原則に沿って行われる。法改革は成文、執行機関、法体系、法文化、人権について行う。
- (2) 法の成文は、**国家立法プログラム**を経て**国家法体系(sistem hukum nasional)**の早急な構築に必要である。国家人権委員会(Komnas HAM)も含め、関係各機関の調和を考慮しながら行う。
- (3) 法の執行機関については、均等性、専門性、そして完全な高潔性を満たすよう、行政機関と司法機関に切り離し、また法を確固なものとするため各機関の任務と機能を高めることをめざす。

b. 法改革の段階

1) 構造改革

a) 法

- (1) 国家転覆に関する 1963 年 (PNPS) 法律第 11 号
- (2) 1945 年憲法の主権在民に基づき、国民が情報を得る権利の尊重と、プレス法の改革
- (3) 主権在民の憲法に基づいた、集会・結社・表現の自由に関する法律の制定
- (4) 法に携わるものが、法を悪用解釈しないための法律の制定
- (5) 憲法で保障される国民の権利と矛盾する刑法の条項の削除
- (6) 法と正義を確固たるものとするための、法律の顧問や擁護者に関する法律の制定
- (7) 国民の憲法上の権利や人権に配慮するような刑法の改正
- (8) 既存の防衛・治安に関する法律の見直しとその実践に関する法律の完成
- (9) 平時における国内外からの国家安全保障への脅威に対抗する際の機関、権限、行為に関する法律の制定
- (10) 部署が、即座に無駄なく調和を持って行動がとれるよう、制度や手順を規定する法律の制定
- (11) 憲法上の国民の権利と矛盾する、あるいは否定する法律の排除
- (12) ウィーン宣言や 1993 年 7 月 14 日の人権に関する世界会議の行動プログラム等、人権に関する国際条約を批准
- (13) 人権とその適応に関する法律を制定

b) 法の執行機関

- (1) 裁判官と司法に関する教育機関を司法省から切り離し、最高裁判所の教育下におく。同様の切離しを国軍内でも行う。
- (2) 司法省 (Departemen Kehakiman) の名称を法務省 (Departemen Hukum) に変える。国軍内でも同様の名前の変更を行う。
- (3) 国家人権委員会の組織を発展させる。

c) 法体系と構造

- (1) 法的案件処理の活動のために十分な予算を与える。
- (2) 法律の調査・作成活動をサポートできる十分な予算を準備する。
- (3) 法体系確立のために、社会の発展や変化に応じた手段を取る。
- (4) 法体系が実践で機能するための構造作り。
- (5) 複雑な規制を簡素にし、行政処罰を明確にする。

d) 人事面

- (1) 法的訴訟に見合っただけ人員を増やす。
- (2) 法に携わる者の専門性と道徳性を高める。
- (3) 生活必需品を購入でき、家族を養うのに十分な給与を与える。

2) 文化改革

- a. 政府機関の指導者や法執行者が、法に対する姿勢や振る舞いにおいて社会の見本となるように努力する。
- b. 国民の権利を尊重する精神や意欲を社会に広める。
- c. 行政府の各部門において人権法を適用する。
- d. あらゆる政策執行で法を常に尊重する姿勢を持つ。
- e. 法に関する情報が国民に明確に伝わるようにする。
- f. 法による差別をなくし、汚職や癒着と闘うことを優先させる。

11. 経済改革

- a. 経済改革は以下のアジェンダを包含する。

1) ソーシャル・セーフティー・ネット(社会安定網)の構築

- a) 食糧、生活基本9品目、医薬品といった生活必需品に対して補助金を増やし、小規模企業や協同組合へ融通の利く資金融資を行う。
- b) 村や町における貧困層の購買力を高めるために現地住民参加をベースとしたプロジェクトを実践する。(集中的就業機会増加計画)

2) インフレーションの抑制

インフレーションの程度は主に流通する通貨量や資本の流動性が要因となるが、生産の停止によって原料が高騰したり、乾季の長期化、商品の流通停止、そして経済全般の停滞によっても影響される。そのため、インフレーションは財政政策と予算計画で抑制されなければならない。

3) 失業と貧困の克服

経済危機は失業者や貧困層を増やした。それを集中的就業機会増加計画や遠隔地農村に関する大統領決定などによって克服する。

4) ルピアの交換レートの強化と安定化

インドネシア中央銀行の政策によって、ルピアの問題を克服する。しかしながら、その政策は市場のセンチメントが強いときは十分に成果を出すことができない。市場のセンチメントは国家の安定に影響されるので、中央銀行の政策は、国家安定策と並行して進められる必要がある。

5) 銀行部門の清算

すでに 16 銀行の清算、7 銀行の凍結、7 銀行の経営権譲渡と合併を行っ

た。経済の「心臓部」の健康をとり戻すためにこのようなステップは続けていかなくてはならない。外国銀行の信頼を取り戻すために外国企業の投資機会を増やさなくてはならない。

6) 食糧危機の克服

乾季の長期化に対応するなかで、食糧の優先順位を決めるべきである。特に、休閑地を利用するなどして、国の食糧生産を増やすべきである。

7) 実物部門の改善

その改善策は、人々の協力体制を高め、経済を活気付けることに重点をおく。

8) 輸出の増加

非石油・エネルギー製品を中心に輸出を増やす努力が必要である。

9) 民間部門の外国借款の克服

民間部門の外国借款の克服には、それらの借款のリスケジュール、民間部門の外国借款を管理する機構の設置に加え、政府外国借款の削減が成功するか否かにかかっている。

b. 経済改革のステップは以下のとおりである。

1) 構造改革

a) 銀行部門の再構築

- 1) 借入れ有価証券の再構成を行うことと、常に財務の状況を厳しくチェックすること。
- 2) 会計と監査の改革をすること。
- 3) 信用供与の限度を厳しく設定すること。
- 4) 預金保険を活用すること。
- 5) 中央銀行の権限下にある信用供与をする際に透明性を確保すること。

b) 農業部門の発展促進

農業部門の発展は農業が進歩し、効率的で、十分に農業技術を応用できることを目標とする。

c) 柔軟なインフラストラクチャーの構築

これは独占、寡占、不当な行為といった市場の歪みを正すよう市場メカニズムを監視するためである。

d) 人的資源の活用とハイテク技術の応用

人的資源と技術は「新成長論」で提示されている持続的経済発展を達成するための2つの主たる要素である。

e) 国家財源において、石油公社(プルタミナ)を含めた国営企業からの収入を増加させる。

- f) 森林再生プログラムの資金はそのプログラムにのみ利用する。
- g) 中央銀行の監視機構の強化と銀行規定の遵守に励む。
- h) 各銀行の業務内容の公開を進める。
- i) 輸出障壁を全て取り除く。
- j) 国家資産の利用や民営化にたいして、明確なデザインを確立すること。
例えば、ある国営企業を民営化すべきか、再建すべきか、あるいは閉鎖すべきかなどの基準を確立する必要がある。
- k) 国営企業の株式売却や民営化のために透明な手続きを確保する。
- l) 全ての国営企業の継続運営計画を整える。
- m) 健全でない国営企業を監視し、そういった企業の閉鎖計画を整える。
- n) 構造改革の監視システムを構築する。
- o) 経済のファンダメンタルズの強化を支援するための国民協議会決定と法律の準備を行う。
 - (1) 銀行法の見直し
 - (2) 中央銀行法の見直し
 - (3) 破産法の制定
 - (4) 反独占、カルテル法の制定
 - (5) 反汚職法の制定
 - (6) 消費者保護法の制定
 - (7) 外国人所有に関する法律の制定
 - (8) 健全な競争に関する法律の制定
 - (9) 私的所有権に関する法律の制定
 - (10) パンチャシラ経済の民主化に関する国民協議会決定の制定
 - (11) 中央と地方の財政バランスに関する法律の制定
 - (12) 国家会計検査に関する法律の制定
 - (13) インドネシア汚職監視(ICW)とIARに関する法律の制定
 - (14) 土地改良に向けた農業に関する法律の見直し
 - (15) 天然資源の利用に関する法律の制定
 - (16) 国家財産の利用に関する法律の制定
 - (17) 年金と保険の利用に関する法律の制定
- p) 行政府と金融監督局、国民協議会、国民議会、協同組合、国営企業、中央銀行の間の調整を高める制度作りが必要である。
- q) パンチャシラ民主主義経済システムを高める政策や、天然資源の監督を進める政策、民営化やコングロマリットに関する政策、プリブミ企業育成に関する政策、自由競争のための規定、所有権に関する規定、経済・金

融再建のための政策、公共交通設備に関する政策などを準備する。

2) 文化改革

- a) 効率性の促進と反汚職、癒着、身内びいきのモデルを提示する。
- b) 国家的効率運動をつくる。
- c) 国家規律運動を促進する。
- d) オープンな姿勢を育成する。
- e) ルピアを愛する心を育てる。
- f) 気遣いの心を育てる。
- g) 道徳運動を促進する。
- h) 国内製品を愛する文化を育てる。
- i) 傲慢な心を捨てる。
- j) 貪欲な心を捨てる。
- k) 汚職、癒着、身内びいきと闘うはっきりとしたモデルづくりをする。
- l) 質素な生活を促進する。
- m) 「インドネシア株式会社 (Indonesia Incorporated)」の育成
- n) 勤労道徳、節約、儉約、責任感、規律、時間の節約をモットーとした産業文化を育てる。

V. レフォルマシの抑制

12. レフォルマシの前提条件

レフォルマシは早急に取り掛からなければならないが、同時にそれを確実にコントロールしなければならない。我々は改革を始めたが達成できなかった他の国々の例から学ばなければいけない。華々しく始めた改革も、それが本来の方向から離れてしまうと、一気に由々しき事態に陥るのである。そのことを鑑み、我々が行う改革は首尾一貫し、継続的で、方向性が明らかで、憲法に照らして責任がとれる範囲にあるものでなくてはならない。インドネシアにとっての改革は、現在の「危機の時代」を乗り越えられるかどうかという歴史の分水嶺を意味する。もし我々が団結できずに、的確な処置を取ることに失敗すると、国は望まない方向に進んでいくことであろう。

国民の希望を達成するためのレフォルマシには以下の前提条件が必要である。

- a. 秩序のある変化と権力交替
- b. 変革意欲のある人物が社会の見本となること
- c. 穏健な政治団体を支持し、不合理で急進的な行動を回避する市民層の存在
- d. 民主化を進める能力を持った指導層の存在

13. 抑制

レフォルマシの前提条件に劣らず重要なのは抑制(pengendalian)である。

レフォルマシを抑制する際に留意すべき3つの課題がある。

- a. 社会において改革に対する共通理解の欠如はもとより、それに抵抗する一つの反逆運動がある。そのため、改革を断行する動機の維持が必要である。以下の意識が重要であろう。
 - 1) 現状を問題と見る的確な認識
 - 2) 変革への参加
 - 3) 変革を支持する者へのバランスのとれた対応
 - 4) 改革を進めている間は、自己を既存の状況から離して位置づける態度。
- b. レフォルマシが成功裡に行われ、適切に方向づけられるために以下のことが必要である。
 - 1) 将来の国民像をモデル化し、育成ができること。
 - 2) 首尾一貫して、改革の優位性を維持できること。
 - 3) 変革の過程で組織を整えることができること。
 - a) 変革の管理
 - b) 天然資源の配分
 - c) 計画
 - d) マネージメントの構成
 - 4) 評価のためのフィードバック・メカニズム
- c. レフォルマシを支持して方向づけることのできる政治力学の構築のためには、改革をサポートする政治権力が必須である。
 - 1) 政治権力に対する支持の醸成
 - 2) 改革プログラムをスムーズに実行するための能力育成
 - 3) 力強い象徴や言語の活用
 - 4) 強固な安定性

VI. 国軍からの提言

14. 国民の理想を実現することを目的とした政治・法・経済分野における全体的な改革は、憲法に沿った形で、明確な概念枠組みと目標を持ち、緊急性に応じて段階的で、かつ分野間で調和的・並行的に行わなければならない。

15. 政治分野

a. 構造面

- 1) 以下の法律の修正を行う。

- a) 選挙に関する法律 1985 年第1号
- b) 国民協議会・国民議会・地方国民議会の構成と地位に関する法律 1995 年第5号に代替された法律 1985 年第2号
- c) 政党とゴルカルに関する法律 1985 年第3号
- d) 国民投票に関する法律 1985 年第5号
- e) 社会団体に関する法律 1985 年第8号

2) 大統領府

- a) 大統領府に関する法律の制定
- b) 大統領任期の制限

3) 地方政府

地方政府に関する法律 1974 年第5号と村行政に関する 1979 年第5号の整備を高める。

4) 国軍の姿勢

- a) 国軍は選挙権を行使しない。
- b) 国軍は国民議会と国民協議会において議席をもつが、その数は状況に応じてゆく。
- c) 国軍はすべての勢力の上に立つ(距離をおく)。

b. 文化面

国家機構

- 1) 清潔で権威ある政府に関する国民協議会決定を制定する。
- 2) 効率的な監視を高め、首尾一貫した法の整備をする。
- 3) パンチャシラと 1945 年憲法を忠実に実行する政治文化を作る。

16. 法分野

a. 構造面

1) 法律の成文について

- a) 国家転覆に関する法律 1963 年第11号
- b) 憲法に合致したプレス法の制定
- c) 集会・結社・表現の自由に関する法律の制定
- d) 法律制定の根拠を明確にするための法律
- e) 普遍的要素をもつ国際条約は批准する、しかし国益に沿わない、あるいはパンチャシラに相反するものに関しては適当な機関を通して対応する。
- f) 国家安全保障に関する法律の制定
- g) 国民生活における人権の行使と適用に関する法律の制定

2)機関について

- a) インドネシア共和国最高裁判所において、司法機関を設置する。
- b) 司法省を法務省に代替する。
- c) 国家人権委員会の組織を発展させる。

3)インフラストラクチャーについて

- a) 教育とオペレーションに十分な予算の準備をする。
- b) 任務と処罰に関して明確な整備を行う。

b. 文化面

- 1) 国の指導者や法に携わる者の法律に対する姿勢・行動の規範作り
- 2) 国民の権利を尊重する精神の向上
- 3) 各行政部門における人権の尊重
- 4) 政策決定において法律を尊重する態度
- 5) 差別のない法の遵守

17. 経済

a. 構造面

- 1) 中央銀行に関する法律の見直し
- 2) 銀行法の見直し
- 3) 倒産法の制定
- 4) 反独占・カルテル法の制定
- 5) 反汚職法の制定
- 6) 消費者保護法の制定
- 7) 外国人所有に関する法律の制定
- 8) 健全な競争に関する法律の制定
- 9) 私的所有権に関する法律の制定
- 10) 中央と地方の財政バランスに関する法律の制定
- 11) パンチャシラ民主主義経済に関する国民協議会決定の制定

b. 文化面

- 1) 効率重視と反汚職・癒着・身内びいきに関するモデルの提示
- 2) 反汚職・癒着・身内びいきに対して立ち向かう行動規範の提示
- 3) 質素生活推進運動の呼びかけ
- 4) 国家効率向上運動の促進
- 5) 国家規律運動の促進
- 6) モラル向上運動の推進
- 7) 公開する習慣の育成

- 8) 国民の幸福に基づいた国民経済の育成
- 9) ルピアを愛する心の育成
- 10) 気遣う心の育成

18. レフォルマシの段階づけ

政治、法、経済分野における改革は、基本的に並行的で相互関連的である。各分野は、短期・中期・長期の視点から段階的に優先順位をつけて行う。

目標と方向性を持ったレフォルマシが成果を得るためには、国民の期待の達成に向けて改革を段階的に行う必要がある。

VII. おわりに

以上に挙げた、国家危機を克服する試みや改革の実践に関しての国軍の姿勢は、国の理想と国民の未来に責任を持つ国軍の政治的立場に基づいている。

ここで述べてきたことは、専門家からの助言だけでなく、国民全般の期待やインスピレーションが基になっている。したがって、全体的な改革を実行させるという願望は、国軍の精神と合っている。

効果的な改革を推進するには、国の潜在力を総動員し、構造面と文化面の双方から接近する必要があると国軍は考える。そのため、改革には時間が費やされることと段階を追う必要があることを主張する。

レフォルマシの成功のためには、強固な取り組み姿勢が必須であり、国民全員の参加が不可欠である。国軍が、本報告書「理想の国家にむけた改革に関する国軍の基本見解」において、自らの考えを明らかにしたことは、国民の統一と団結を高めるために社会政治勢力として存在する国軍による参加の一形態であり努力である。

1998年6月
ジャカルタ

資料2-36 新パラダイム(Paradigma Baru) (1998年10月)

「21世紀の国軍：国民生活における国軍の役割の再定義、再配置、再活性化」
(国軍司令部、1998年10月)

ABRI Abad XXI: Redefinisi, Reposisi, dan Reaktualisasi Peran ABRI dalam Kehidupan Bangsa, Markas Besar Angkatan Bersenjata Republik Indonesia, Oktober, 1998

はじめに

国軍(Angkatan Bersenjata Republik Indonesia: ABRI)設立から53周年を迎える今日、我々はその歴史の上で戦略的な転機に置かれている。21世紀への扉を開くにあたって、国軍は自らを回顧し、その機能と役割を環境の変化に合わせながら国家と国民に最善を尽くすものとして提示しなければならないと認識している。

この認識は、国軍が自らの歴史を顧みて、その功績と失敗を明らかにするために重要であり、それによって将来の国軍の役割像が浮かんでこよう。

国軍の将来的な役割を考えるにあたって、我々は今後の状況の推測から始める必要がある。グローバルな 이슈としての民主化や環境や人権は、普遍価値なのか文化的な差異を尊重するのかわりに、依然として先進国と発展途上国の間で合意に至っていない。このような状況が、国際関係のあり方に大きく影響する傾向にある。

そういった傾向と現実とは、急速な変化と不確実性をもたらす。グローバル化時代に入り、国民国家に対する国際的な影響が強まっている。その影響は、国際機構を通じて国家間関係のあり方を規定する。自由な貿易や投資、また国家間協力が直接的に国民生活に影響を与えるのもグローバル化の側面の一つである。世界が大きく動いているなかで、我々も国家と社会に関する古い観念が通用しなくなり、新しい見方が発展していることを身をもって体験している。

グローバル化は、一方で国民経済を補完する機会を与えるが、他方で政治経済管理にとっての挑戦をもたらす。それは、グローバル化が国内政策と対外政策の境界を取り除き、市場の影響を強めるからである。グローバル化は、国家管理の能力と効率の向上を競うフォーラムを世界に作っているのである。

インドネシアの地理的、地政学的、地理戦略的な条件は、我々をこのような世界変動の中に組み込んでいる。インドネシア市民をグローバル社会市民へと近づけることは、人間の文化的な発展であり、避けることはできない。国軍も国家の一部として、戦略環境の変化からくるインパクトに対して自らを遠ざけることはできないと認識

し、そのために、その役割の再定義、再配置、再活性化についての見解をここに提供するのである。

国軍の役割の発展

国軍の役割は、どのような時や状況においても、国家の文脈において純粹にみる必要がある。基本的に、歴史ではなくより哲学的な問いから出発しなければならない。すなわち、国があつての国軍なのか、それとも国軍があるから国が成り立つのかという問いである。

軍と政治の関係について、クラウゼウッツは 1983 年に以下のように説明している。

「戦争は、ある政策に基づく行為ではなく、他の手段による政治そのものである。政治目標が全体を方向づけ、戦争がその達成のための手段になるのであり、その意味で、手段としての戦争は、その目標と切り離すことはできないのである。」²

この格言から導き出されるように、軍部のミッションは政治と分離することはできない。したがって、軍部の基本任務は、国家政治の目標を保障・維持することの利益を反映するのである。この認識から、一般に軍部の任務として以下の4つが挙げられよう。

第1に、国益を支持して保障すること。

第2に、敵の侵略という脅威から国家の領土的統一を保守すること。

第3に、敵の行為による領土崩壊の効果を防止・抑止すること。

第4に、国際的な責務を全うすること。

実際には、国によって上記の任務の遂行に多様性がでてくる。その多様性は、各々の国の世界観の違いから生まれ、それは歴史的な歩みの違いや文化発展の違い、さらには国家の性質の差などに起因する。また国家・国際戦略環境の現実についての主観的解釈の違い、特に想定すべき脅威の認識や潜在的国力の評価などによっても変わってくるのである。この文脈のなかでインドネシア国軍の役割について理解すると、それは第一に国外からの脅威に対する領土主権の防衛であり、第二に国内的脅威に対する治安保全、第三に国家発展・建設への積極的な貢献、第四に民主主義と市民社会の発展に向けての支持、第五に広義の国民繁榮のための支援であり、第六に世界平和のための平和維持活動に積極的に役割を果たすこ

² Carol von Clausewitz, *On War*, edited and translated by Michael Houvard and Peter Paret, Princeton University Press: New Jersey, 1976, p.87. 引用は、Letjen TNI (purn) Z.A. Maulani, "Peran ABRI Abad XXI: Dimensi Perkembangan Global," Sesko ABRI, Bandung, 22 September 1998 から。

とである。

そして独立、主権、領土保全、またその他の国家価値と呼ばれるものは、国家憲法によって概念化されるのである。

そのため、国家憲法の保護が軍のミッションとなる。例えばブラジルやトルコ、パキスタンといった国では、国家憲法が脅威にあるとの認識を持った時に、国軍は介入を行ってきた。トルコの軍部は、過去 30 年の間に 3 回(1960 年、1971 年、1980 年)に渡って政治への介入を行なったが、どれも憲法が脅威に直面したと認識したときの行動である。

根本的に、政治に関与しない国軍は存在しない。世界中どこの国軍も、それぞれの様式で政治に関与しており、それは自由民主主義の国でも同様である。

「どこの国軍も、その国の政治システムの一旦を担っていることから、問題はその政治的な役割があるかどうかではなく、どれだけその役割が大きいか、そしてそれがどういった形で行なわれているかが大事なのである。」³

インドネシア国軍の役割、特にその二重機能について理解するとき、我々はその誕生と発展の過程を見る必要がある。国軍は、発足当初、国防と治安維持の道具としての役割を果たした。1946 年 5 月 25 日、スディルマン将軍は国軍司令官就任演説において次のように語った。

「軍人の任務というのはただ一つであり、それは主権国家の防衛と保全である。このことについては十分に認識されている。だが軍人は同時に規律に厳格でなければならない。上官に心から従順であることが、その任務の遂行を万事円滑にさせるのである。また忘れてはならないことは、インドネシア国家全体を守るには国軍だけでは不十分であり、そのため軍以外の社会勢力との強い連帯協力が不可欠なのであり、したがって一部の特定勢力の道具になってはならないということである。上司の命令に従順であるということが、そういった軍を強めていくことになるのである。」⁴

またスディルマン司令官は、インドネシア国軍の性質について次のように語った。

「特定の社会勢力と徒党を組まないということは、決して軍が社会のカーストの頂点に位置するという意味ではない。むしろ、軍は他の社会勢力、例えば農民や労働者といった各々の社会役割を持った勢力と同等なのであり、それらに優越するものではないのである。」⁵

国軍の最初の政治への関与は、政界が軍の自律性を低下させ、政治影響下へ

³ Claude E. Welch and Arthur K. Smith, *Military Role and Rule*, Duxbury Press, 1974, p.6. Maulani 前掲書からの引用。

⁴ Tjokropanolo, *Panglima Besar Jenderal Sudirman*, PT Persindo Jakarta, 1992, p.68. Maulani 前掲書からの引用。

⁵ *Prajurit TNI Teladan*, Dinas Sejarah TNI AD, 1978, p.19.

の組み込みを試みたことへの抵抗から生れた。国軍を掌握するという試みは、アミル・シャリフディン氏が国防大臣に就任して、「軍人政治教育」(Pepolit)と称される政策を進めたことや、左翼勢力に武器を持たせて「大衆軍隊」(TNI-Masyarakat)を組織化したことに顕著に表れていた。またスディルマン司令官の左遷を試みたり、軍人に対する中傷を広げることで軍内の分裂を煽ったりもした。そのような状況下においても国軍の政府に対する忠誠は一貫しており、それは実際に対オランダ政策に関して意見が大きく相違した時でさえ維持されたのだった。かつて国軍指導部は、独立闘争の前進には好ましくない案を受け入れてスカルノ氏とハッタ氏との協調・団結を取るか、もしくは独立闘争を第一に考えて指導者との団結を犠牲にするかの重要な選択を迫られたことがあり、当時の軍指導部は軍事面を犠牲にして協調・団結の道を選んだのだ。⁶

また国軍は自らを国家建設の中心となった人民軍(tentara rakyat)だと認識している。その独立戦争の担い手として「45 年世代」の軍人が持つ経験は、西洋諸国とは違ってインドネシアの軍と文民との間には明確な境界が存在しないことを物語っている。軍と文民は、独立闘争の精神(semangat perjuangan)で一致団結して共に戦った経験を持つ。これこそが、軍がその役割認識を社会のなかに持つ根本になったのである。その立場は武力闘争と外交政治とを区別する国軍の認識を強化し、そのために政治家と国軍の間の意見の違いも時折見られたのだった。

こういった歴史認識が、その後インドネシア国軍の思想として定着してゆき、インドネシアの独立のためには外交よりも武力闘争がより近道だという意識を徐々に高めていったのである。政治家と軍人の考え方の違いが顕著になっていくのも、そのためだった。

独立後の議会制民主主義の時代では、政治は権力闘争に明け暮れ、国を良い方向に発展させる努力を怠り、そのため分離主義が広まることとなった。

1950 年代の初め、インドネシアは 1950 年憲法の下にあり、国軍は当時の政治システムにおける文民優位(supremasi sipil)の原則を、躊躇することなく支持した。このことについて、当時のシマトゥパン国軍参謀長は、以下のように述べている。

「国家主権の移譲後、我々はゲリラ戦争の効果についてよく理解していた。それは、ゲリラ戦によって独立した国家は、通常、その後の政治が不安定になるということである。そのため、我々は文民政府を支援して行かなければならないという結論に達した。」⁷

1945 年から 1957 年にかけて、政党政治の対立によって共和国が無秩序になると

⁶ Tjokropanolo 前掲書。

⁷ Salim Said, *Genesis of Power*, Jakarta: Pustaka Sinar Harapan, 1992, p. 130.

いう懸念は、国軍が国防治安の役割を超えた政治的な措置を取ることを後押しすることになった。短命政権しか作りださない政治不安定の原因だった政党政治に対して、国軍は苛立ちを募らせ、スカルノ大統領に国会の凍結と政権の奪取を求めた1952年10月17日事件は、その最も顕著な例だった。文民優位の政治システムの可能性を信じていた国軍参謀長シマトウパン大佐でさえも、当時の文民政治には混乱を覚え、要求行動を起こした将校たちを支持したのである。

1960年代のいくつかの事件を通じて、シマトウパンはインドネシアのような多様な国においては統合者としての軍の役割が不可欠だという軍の認識を代表してゆくのだった。この時期に長く続いた政治的不安定は、我々に議会制民主主義に対するトラウマ的な教訓を与えた。

インドネシア国軍が正式に非軍事的な役割を担うようになったのは、ブン・カルノ(スカルノ)が政党を押さえ込んで国民評議会(Dewan Nasional)を設立するのに同盟者を必要とした1957年5月からである。この評議会には、ブン・カルノによって社会内の職能団体(golongan-golongan fungsional)と認められた勢力だけが参加でき、なかでも国軍は必要ない団体として認識された。この評議会を通じての国軍の正式な政治参入を受けて、当時の陸軍参謀長ナスティオン少将は、軍の姿勢を明確にする意図で、1958年11月11日にマゲランにて、のちに「中道路線」(Jalan Tengah)として有名になる声明を出し、軍の政治参加は政権を掌握するためではないと協調した。ナスティオンはまた、インドネシア国軍の性質を次のように語った。

「西洋諸国に見られるような政府の道具としての軍にはならない。また共産諸国に見られるような、特定政党の道具にもなるつもりはない。さらには軍事政権を敷いて国を支配する事もしない。インドネシア国軍は「人民闘争の道具」(alat perjuangan rakyat)であり、数ある政治勢力のうちの一つであり、その立場からの積極的な政治への参加を行なうのである。」⁸

この「中道路線」声明を経て、国軍の役割は紛争の火消しにのみ動員される「消防車」(pemadam kebakaran)的なものから、積極的な「政治勢力の一つ」(salah satu dari kekuatan politik nasional)へと発展したのだった。それ以降、1964年の警察との合併による軍の正式名称の改正などを経て、国軍の役割は拡大していった。

そして1965年にインドネシア共産党(PKI)によるクーデター未遂(Gestapu/PKI)があり、PKIは解体され、ブン・カルノとその周辺の政治勢力も失墜し、結局国軍が「唯一の政治勢力」(satu-satunya kekuatan politik)となったのである。それを受けて、バンドンの陸軍士官学校(Seskoad)で開かれた1966年の第2回陸軍セミナーでは、1965年に作られた陸軍の闘争ドクトリン「三つの神聖な誓い」(Doktrin Perjuangan

⁸ 前掲書からの引用。

TNI AD Tri Ubaya Cakti)を修正し、新たに第二バージョンを制定したのだった。その第8節には以下の記載がある。

「最後に繁栄に向けての人民(rakyat)の期待は国軍、とりわけ陸軍に集まることになった。国軍としては、たった一つの選択しかなく、それは人民が信じたことを実現することだった。そのため国軍は、強力で権威を持ち、なおかつ進歩的な政府を形成して管理することに利益を持ち始めたのである。」⁹

この第2回陸軍セミナーによって、国軍のスタンスは「政府の道具ではない」という1958年のナスティオン将軍の立場から、「強力で権威のある進歩的な政府」へと変化したのだった。

このような背景の下で国軍、とりわけ陸軍は、インドネシアの政治舞台の中央に座ることになり、パンチャシラと1945年憲法の保全に努めることとなった。

これまでの時期を通じて我々は以下の教訓を得たといえよう。

第一に、国家における国軍の役割は、インドネシア共和国の独立闘争と主権の維持という45年世代の経験と切り離すことはできない。

第二に、これまで独立戦争や分離運動といった非常事態が歴史を色づけてきた。そのなかで、国軍は単独自力で他の政府機能を担ってきた。これにより国軍は領域管理(pembinaan teritorialnya)の実践知識を習得したのである。

第三に、議会制民主主義システムがもたらした停滞と、文民政治の脆弱さが重なったことで、国軍はブン・カルノに肩入れをして1945年憲法への回帰を達成した。またPKIの影響が拡大した旧秩序(Orde Lama)の時期においては、社会のパンチャシラ主義勢力が国軍の下に集まった。この二つの展開によって、国軍はインドネシア政治舞台での支配的な地位を与えられたのである。

第四に、当時の社会の持つ性質であり、また上記の三つのことの蓄積でもあるのだろうが、あの時代の人々は切迫した社会状況に置かれていたこともあって、「アウトプットの成果」(hasil keluaran)を尊重する認識が「過程」の重視よりも強く、また合法性についても文脈的に判断する傾向が強かったといえよう。

我々は、スハルト大統領の「新秩序」(Orde Baru)政権において、国軍が最大に社会政治的役割を行使してきたことを見てきた。それは、二重機能の概念を元々作った先輩軍人から見て、当初の意図を外れた行き過ぎであったと思われることもあった。そのことに関して我々は、二重機能という概念が、軍の指揮を直下に置く大統領の自らの社会政治的利益追求に使われるという可能性を予測できなかったと認識している。

⁹ Salim Said, "Dwifungsi ABRI: Dulu, Kini dan Kelak," Seskoad 提出論文, Bandung, 1997, p.4.

国軍は社会政治勢力として多大な政治影響力を持つようになり、それが他の政治勢力にとって懸念になっていった。

スハルト大統領の時代が国軍にのみ広大な社会政治的役割を与えた理由は、彼の政治手法において国軍を自分の私的利益に使うためであったと我々は理解している。

また、社会が依然として「旧秩序」と同じ状況にあった、つまりイデオロギーで動きやすいという点も、上記の展開を促進させたといえる。「旧秩序」と「新秩序」における社会状況の違いは、前者の「政治イデオロギー」による社会動員が、後者では「開発イデオロギー」(ideologi pembangunan)に替わっただけである。その結果、政府の意思決定過程において国民の参加と意思は考慮されなくなった。このようなスハルト大統領時代における軍の社会政治的役割の教訓は以下にまとめられよう。

第一に、新秩序体制下の社会は、依然として意思決定の過程を尊重するのではなく、アウトプットを重視する傾向にあった。

第二に、効果的な政治管理システムを発達させることができなかつた政治文化のおかげで、国軍の社会政治的役割が拡大してしまった。

第三に、国軍の二重機能の正当性は基本的に「歴史的正当性」と文脈的に解釈される憲法からきている。

二人のインドネシア共和国大統領の時代を振り返ると、双方とも国軍の社会政治的役割に特別な地位を与えてきたといえよう。だが、それは最終的な形でも規範でもない。とはいえ、多くの発展途上国では、軍部が「開発の担い手」(agent of development)、もしくは「近代化の担い手」(agent of modernisation)として機能することを期待されている。このような軍事社会学の専門家の分析は数多くあり、それは軍の組織構造とマネジメントが近代において普遍的な性質を持っている事実に着目しているからである。それだけでなく、軍の持つ規律の精神も、軍外の組織が学べる面である。インドネシアのような多元的な国家においては、国家統一や愛国の精神で成り立つ国軍が、組織や人間構成、そして政策的な面で、国民生活に団結と統一の価値を与えている。そういった理由からも、なぜ国軍がインドネシアの政治力学において支配的な地位を得たかが説明できよう。しかし、そうであったとしても、国軍の社会政治的役割が将来においても必要かどうかという問いに、我々は答えを持っていない。その答えは、国軍の役割と社会状況の関係を社会的に考察する中から探さなければならないであろう。

その意味で言うと、現在と将来における国軍の社会政治的役割の実践を決める要因が、社会の準備、すなわち皆が役目をしっかり果たせるか、という点にあることが分かる。別の言い方をすれば、国軍の社会政治的役割は、政治エリートの能力に

大きく左右されるのであり、我々は役割を機能的に分担する意思を持っている。¹⁰ハンチントンも指摘するように、国軍の政治介入は軍内要因のみに起因するのではなく、文民の政府管理能力の欠如という外部要因が働いているのである。

以上に、国軍の社会政治的役割の歴史と発展を見てきたわけだが、今ここで現在と将来の展望について問うことにしたい。実際、いま国軍の社会政治的役割は、以下の五つの状況によって多大な挑戦を受けている。

第一に、昔のような非常事態は過ぎ去り、今は国軍が軍事部門を超えて大きな役割を持つ正当な理由はないということ。

第二に、国際戦略環境の発展によって、非軍事化への要求が強まっており、民主化や人権に価値が置かれる傾向がでてきたこと。このような発展は、情報技術革命によって国境の垣根が低くなり、世界が収斂に向かうようになり、国内問題に対する外からの圧力を拒絶することが困難になる状況によって支えられている。

第三に、開発の功績としての社会における教育レベルの向上が、人々の政治意識を発展させ、政治に参加する権利や、かつての「アウトプット」志向とは対照的な「過程」尊重志向を政治的意思決定において重視する傾向を高めていること。

第四に、グローバル化時代に入り国境の垣根は低くなり、世界における価値システムの収斂が進むほど、国際競争の場での国家管理の能力が問われていること。

第五に、インドネシア社会全体での近代化のペースに関連するが、今後の挑戦に立ち向かう準備が我々にあるかどうか問われており、特に今の転換期において決定的に重要になるのが、伝統社会の価値パラダイムから近代社会のそれに移行することが求められている。

第六に、国内人口構成の変動であり、国軍の二重機能に歴史的正当性を与えてきた様々な出来事を経験・理解しない世代の人々が、人口の核を占めるようになってきたことである。

以上の六つの状況を考えると、「国軍の社会政治的役割」(peran sosial politik ABRI)と言われてきたものは、もうすでに適切でなくなった可能性があり、これからは単に「国軍の役割と献身の義務」(peran dan dharma bakti ABRI)とすべき段階に来ているのかもしれない。いずれにせよ、現在の社会には二つの相反する認識軸があるようである。まず一方で、民主化と人権のグローバル的な傾向は市民社会の発展を意味し、そこには国軍が社会政治的な役目を行う居場所はないという認識がある。しかし他方で、いまの社会の実態が与える印象は、国家統合の緩みや規律の

¹⁰ Y.B. Mangunwijaya, "Peran ABRI Abad XXI: Membangun Kembali TNI dan Polri yang Terhormat, Bermartabat, Dihargai dan Dicintai Rakyat, Khususnya Generasi Muda," Sesko ABRI, Bandung, September 1998, p.11.

欠如、さらには国家統一の不安であり、そのために国軍の国民生活における貢献、とりわけ今の転換期をうまくコントロールして市民社会の実現に取り組むことを期待する声も存在する。そう考えると、問題のカギは国家の意思決定過程にあって、国のために最良な決定を行えるかどうかという国家の成熟度にかかっている。

国軍の社会政治的役割は、軍の独占物ではない。それはインドネシア国家の財産であり、国を構成するすべての集団のためにあるのである。ビルバー・シン博士いわく、国軍の二重機能とは国家と人民に対する軍の忠誠表明である。つまり人民と国家の繁栄に奉公するという国軍の自らに対する誓約の表示なのである。¹¹

以上に見てきたように、国軍の社会政治的役割の歴史は、軍が独自に築き上げて来たものではなく、時の国家の状況という文脈が大きく関係しているといえる。それは国家に対する国軍の責任を意味しているのである。そのようなコミットメントは、1945年8月17日の宣言に対するものとも理解できよう。なぜなら、スティールマン司令官の言葉が示すように、国軍建設の目的は「1945年8月17日宣言」に基づく国家を創るためであったからである。このような原点から、国軍はパンチャシラと1945年憲法、そしてインドネシア共和国の統一に強いコミットメントを持っており、それは「七つの誓い」(Sapta Marga)と「兵士の誓い」(Sumpah Prajurit)という軍の倫理規約に反映されていることを理解されたい。

最後に、国軍の社会政治的役割についての本質的な結論を以下に結論付けたい。

- (1) 国軍の社会政治的役割は軍のためにあるのではない。
- (2) 国軍の社会政治的役割は軍の独占物ではなく、インドネシア国家全体のものである。
- (3) 国軍の最大の関心事は1945年8月17日に宣言されたインドネシア国家の永続であり、その中心要素であるパンチャシラ国家イデオロギーと1945年憲法、そして国家統一と団結の価値の維持である。
- (4) 国軍の役割は、インドネシアの状況に沿って国家合意に基づいて決定されてきた。
- (5) 上記の点から論理的に言えることは、国軍と政府、もしくは国軍と人民の関係を、力関係の二分法で見るのは間違いであり、むしろお互いが共有関係にあると理解できよう。

このような認識に立って国軍は自己評価を行い、その役割についての今後の展望と新たな規範を次の章で明らかにしたい。

¹¹ Dr Bilveer Sigh, "Peran ABRI Abad XXI: Dimensi Perkembangan Global," Sesko ABRI, Bandung, September 1998, p.8.

新パラダイム

これまで国軍の社会政治的役割についての歴史と現在を振り返るとともに、将来の挑戦について述べてきたが、ここからは国軍に必要と思われるパラダイム・シフト (paradigm shift) を提示してゆく。まず、「旧パラダイム」(paradigma lama) に基づく考え方が、今まで国軍を「治安アプローチ」(pendekatan keamanan) に導いてきたわけで、今後は「新パラダイム」(paradigma baru) が必要である。

治安アプローチは、国軍こそが中心になって国家の決定を作ってゆくべきだという自己認識を形成させてきた。実際、国家にとって治安は重要であり、その機能を担当してきたのが国軍だったわけで、その立場を強調した活動が治安アプローチと呼ばれてきた。

それは、国民生活のすべての側面に対して国軍が責任を持つべきであるという認識を国軍に植え付けてきたアプローチであり、「新秩序」体制の政治様式に大きく影響されたものだった。それとは対照的に、「新パラダイム」では、展望的かつ分析的に物事を考え、「総合的アプローチ」をめざす「国家システムの一部」(bagian dari system nasional) として自らを認識する。したがって国家目標の実現は、国民全員が一つの国家ビジョンの下で調和的に進めてゆくことが必要になってくる。国軍は、他の社会集団が依然脆弱であると認識しつつも、自らの義務と任務をその枠の中で位置付けて、お互いの成長と政府機能の活性化をサポートしてゆく。非常事態時のような軍による他の政府部門の掌握は行わない。

この「新パラダイム」に基づいた軍の社会政治機能の実践は以下に整理される。

第一に、軍が常に物事の全面にでるようなスタンスは取らない。それは、過去に国軍が社会と国家の牽引力として必要とされた時代から、そうでない時代へと変化したことを受けて、適切な組織が各々の分野を導いて行くために道を譲ることである。それらの組織の役目は、状況に応じた国民コンセンサスによって確定されるものであり、国軍としても、国家マネジメントの一端を担う上で、その状況に合った役割、例えば平和時における機能限定的なものから、非常時の国防任務に適した治安アプローチなど、を必要に応じて準備する。

第二に、「支配する国軍」から「影響力のある国軍」へと立場のシフトを行う。実行することは、今後の国軍の社会政治的役割において軍人を文民ポストに就かせるという二重機能の代表的な活動を止めることであり、それを止めたとしても国全体に対する責任感を持って、文民に建設的な意見を提供するという貢献である。

第三に、「直接的」な関与から「間接的」な関与へと国軍のスタンスを変える。過去においては国軍は積極的に政治業務に関わってきたが、今後は政治の実践には

関与せず、むしろ国家的見地から各々の組織に意見を提供するという貢献を通じて、間接的に影響力を及ぼすことになる。

第四に、国家を構成する他の組織との「役割分担」(role sharing)を進める。つまり、国家システムにおける国軍の役割は、他の組織との協力に基づいて行われるということである。各々の組織は、それぞれの役割と機能をベースに国家のサブ・システムを構成し、それらが全体に連携・協力することで国家のマネジメントが成り立っている。そのサブ・システムの一つが最適に動かないだけで、国家パフォーマンス全体に支障をもたらすのである。したがって、国益のためにも各組織の役割と機能がそれぞれ適切に発展することが必要だといえよう。その役割と機能を決めるのは国民のコンセンサスであり、それは法律に沿った過程で決定されるべきであると同時に、市民社会の構築に寄与する形で進行しなければならない。

このような「新パラダイム」の実施において、三つのキー・コンセプトを提示することができよう。すなわち、「国家機能を担う他の組織に対するエンパワーメント」、「国家システムの一部としての国軍の役割」、そして「国民のコンセンサスに基づく国軍の役割行使」である。

また「新パラダイム」は、国軍の二重機能の実践として理解されてきた軍人の他機構への出向(kekaryaan)についても、大きな影響を持つ。軍人の出向(kekaryaan ABRI)は、社会における二重機能理解に混乱を与えた。つまり、軍は政治管理を行うために多くの軍人を出向させるのであって、それが二重機能のシンボルだと理解されてきた。実際、国軍の役割は国防・治安分野を超えて、他の政府機構や社会生活に拡大して行った。

「新パラダイム」の意向に沿って国軍のドクトリンを再確認すると、軍の社会政治的役割とは国家の独立と主権のための闘争が目的であり、したがって「新パラダイム」の改革精神に乗っ取って、軍人の他機構への出向も見直しが必要である。

これまで行ってきた出向は、軍人を非軍事部門に送り出すことであり、それは官僚組織に文民リーダーが欠如していた過去の状況から生れた必需的なものだった。そういった活動が普通になってしまい、国軍もそれを見なおす努力を怠ってきた。その結果、時の政治の力学も働き、軍人の出向に伴うさまざまな問題とひずみが明らかになっていった。

今後、軍人の非軍事機構での活動は、その個人が持つ能力と受け入れ先の意向に基づくことになり、その決定も選挙や他の透明性のある手続きによって決められることであろう。また、そういった国民の要望に答える形で文民職に就く軍人は、軍を退役しなければならないことを決めたい。したがって、その職に就いた時には、すでに軍人は文民になるわけで、その結果、現役の軍人が軍を背負って外に出ることはなくなり、軍の出向という概念も消滅するのである。

またインドネシアが民主主義と市民社会の構築を実現するために、国民議会(DPR)における国軍会派の議席数の削減も「新パラダイム」で進めていく。

さらに、国軍社会政治担当参謀長のポストを廃止し、新たに領域担当参謀長の職を設けることにするが、それも国軍の役割を転換して一つ(satu peran ABRI)に集中させるためのワン・ステップだといえよう。その役割とは、国家と国民に対する国軍の奉公であり、とりわけ国防・治安分野においての機能することと、広い視点からは「国家建設」(nation building)に国家の一員として貢献することである。

国軍の社会政治機能の源を理解する上で忘れていけないのは、インドネシア共和国の独立と主権維持のために行った国軍の闘争経験である。その当時は、国防・治安の機能と社会政治の機能を分離することは不可能であった。そういった状況が、二重機能と後に呼ばれる国軍の奉仕精神を形成し、インドネシアの人民と国家に忠誠と奉公を捧げる軍が生れたのである。国軍の機能と役割の下地になっているその奉仕精神は、今まで変わったことはなく、今後も変わることはない。

一方、市民社会と民主国家は、開発の成果があつて形成される社会と国家の像であり、それが発展するにつれ社会的・国家的な機能分化が進むのである。そういった展開は、国軍を国家の一部分として位置付け、他の集団との友好関係に則って国家の意思決定を進めていこうという国軍の「新パラダイム」と調和するのである。

このような状況が発展しつつある今、国軍の社会政治的役割は構造的に固定化されるべきではなく、むしろ国軍の能力と奉仕精神を発揮できる機能的な空間を国家システムの中から見つけるべきであり、そこで国軍が国民合意に基づいて「一つの融合的な役割」(satu peran ABRI yang teradu)を担う機会は今後も存在するのである。

国軍のビジョン

今後の国軍の役割は、プロフェッショナルで、効果的・効率的、そして近代的な「国防・治安勢力」(kekuatan pertahanan keamanan)として、国家を構成する他の集団とともに国家目標を達成することに献身する、といったビジョンをもとに形成される。国軍は、この国が「家族原理」(asas kekeluargaan)によって築かれているという理解のもと、国家に対する権利や義務を常に認識している。日々複雑化する国の問題に鑑みて、国軍の奉仕義務は常に環境の変化に適応して遂行されるであろう。国家の運命を常に思う姿勢が国軍あり、我々は国家システムの一部として国を構成するすべての集団とともにこの国に責任をもち続けよう。

今後の国軍の役割における成功とはどんなものか、その判断基準を以下に示す。

第一に、民主的な市民社会の実現を後押しするなかでの国軍の任務の成功であり、それは、市民社会が機能的に、またバランスよく、広い活動範囲を国民生活全体のなかで持つことに寄与する。

第二に、国軍が備えている価値(*nilai-nilai TNI*)を維持していくことの成功が挙げられる。今後とも 1945 年の国家独立が持つ価値とその世代の軍人が持っていた価値は、軍人の倫理と奉仕の土台になり続ける。

第三に、国家の発展のために建設的で創造的な役割を果たすという意味での成功である。発展の継続は国家使命であり、国軍はその国家の一部である。したがって国軍自身の発展とパフォーマンスの向上は常に要求され、それはフォーマルな意味においても文化的な意味合いにおいても国民的な正当性の上に立脚している。

しかし、その国家の発展過程において、国軍の関与が余りに多いという状況に陥らないために、国軍の国防・治安部門以外の任務に関する限度をはっきりさせるべきである。その限度は以下のような自問によって示されよう。

第一に、国軍の関与は他の機関の機能を奪ってしまっているだろうか？ 国軍の関与は選択的で、首尾一貫し、自制すべきであり、国防・治安に全く関係ない分野まで手を伸ばすべきでない。

第二に、国軍の権限は拡大されていないか、また自己利益を優先して他人の利益を犠牲にしていないか？ 国軍は、自己や特定のグループの利益に絶対に固執すべきではない。特権を掲げて自己の機能を越えた権限拡大に走るべきでないことはいうまでもない。

第三に、国軍は基本任務を怠り始めていないか？ 過去における最も顕著なひずみは、国防・治安以外の機能や権限範囲が余りに広がったことである。国軍の役割の「新パラダイム」は、このひずんだ機能が全体的にうまく再調整されることを求めている。

ここに我々は将来において国軍が直面する挑戦と課題をみるわけであり、それは国家目標の達成に向けて国軍が努力する中で、そのプロフェッショナリズムの質を高めることと、「新パラダイム」の思考のもとで問題の所在を明確に設定することである。

思考に関して、国軍はその組織文化の見直しも必要であり、今までの順応主義的なものから革新的な思考を促す体質に変えていかなければならない。古い体質は、ドクトリンや軍内各サービス間の関係、組織構造、そして作戦実行などの国防・治安活動においてその影響をみることができる。軍の組織文化は、国防と治安の問題に敏速に対処するための土台になっていなければならない。そのような基盤を作るためにも、国防・治安分野における国家資源の整備が重要であり、とりわけ以下の二

つのファンダメンタルを形成させる必要がある。一つは人的資源管理に関してであり、軍人の権利と義務を明確に規定する効率的なシステムの構築が必要である。二つ目は国防能力を保証する一つの重要な要素である軍事産業の育成である。

国防・治安と国家発展における国軍の役割

今後の国軍は、その社会政治的役割を構造的に実行する必要はないが、国家システムが国軍の持つ能力や奉仕精神を求めていると我々が判断したときには、国民の合意の下にその役割、すなわち「軍の単一的役割」(satu peran ABRI)を機能的に提供する。ビルバー・シン博士が説明するように、二重機能は国軍の思想に深く根ざしており、その二つは本質的に分離できる性質のものではなく統合的なものであり、それを便宜的に分けているのは説明しやすいという理由のみである。このように、今後も国軍の役割は国防・治安におけるそれと国家発展におけるそれとを分離することはできない。

現在、急速に変化しつつある環境に対応するために、国防と治安に関するさらなる研究が必要である。それは今日の挑戦に 대응するためだけでなく、21世紀におけるインドネシア共和国の国防・治安政策に方向性を与えるものでなくてはならない。様々な主題を明確に設定し、不測の事態に際しても柔軟性のある対応ができる準備が必要である。国防・治安にコスト・パフォーマンスの視点を重視し、国内外の脅威を的確に把握し、技術を有効利用し、国防産業を発展させ、有能で強い奉仕精神を持った人材を育て、プロフェッショナルで効果的・効率的、かつ近代的な国軍をつくりあげることが目的となる。

この目標は、国防・治安と国家発展における国軍の役割が国家システム全体と切り離せないと認識する「新パラダイム」の本質と一致する。当然その役割の実践においては国家システムの巨視的な部分に関する理解が必要であると同時に、サブ・システムの相互関係を重視しなくてはならない。

政府は、自らが国防・治安の機能を有しているという認識をしっかりと持ち、その実行を担当する国防・治安省と国軍は、その機能が国家システム全体の中の一つのサブ・システムであるのだと認識すべきである。その枠のなかで国防・治安省は防衛と治安戦略の策定や国家資源の国防分野への分配を決め、それに沿って国軍はオペレーションの実行を手がけるのである。

そのオペレーション・レベルにおいても、担当部署の間の明確な機能分化が必要である。作戦にアカウンタビリティを持たせ、手続きとメカニズムを明確にすることが国防・治安当局に求められている。それは法整備とも関係しており、あらゆる種類の治安脅威——すなわち平和時の些細なものから戦時における敵の侵入といっ

た重大なものまで——に対抗する上で法的確実性は不可欠である。法的確実性は軍の活動にルールを明確に与え、また兵士が責任ある行動を取るための「傘」を提供するのである。

このような国防・治安システムに関する分析を進めてゆくことで、軍内の機能分化についての体系的な構図が明らかになり、国家統一と主権の防衛を手がける軍隊と、国内治安と社会秩序に取り組む警察との間の機能調整を助けることになる。

国防と治安は、その国の地理的条件がベースになって戦略が確定され、防衛組織のドクトリンと構成が決まるものである。インドネシアは、群島から成る広大な海洋領域を管理し、その安全を確保する能力に重点が置かれるわけで、その観点に立った国軍の国防・治安機能の再活性化が必要である。ここで重要なことは軍の持つ資源の適正活用であり、そのためには今より適切な形で海軍と空軍により大きな役割と能力を与えるべきである。冷戦の終結それ自体は、地域やグローバルな治安問題の解決に何ら回答を示さない。国内治安に対する懸念に加えて、国境をめぐる対立や不安定、さらには資源をめぐる国際紛争などは、インドネシアが依然として直面している安全保障上の問題である。

脅威の認知は、以下の五つのシナリオに分類されよう。

第一は、インドネシア領土に対する通常軍事攻撃で、その可能性は現状において低いにせよ、このシナリオが起きた場合、国土防衛のために総力的な援護と徴兵力が必要になる。

第二は、領土の一部に対する限定攻撃であり、それは国境紛争や天然資源をめぐる対立などが原因になる可能性がある。

第三は、インドネシアの国内問題に対する外国の介入であり、それは政治的、戦略的、またはイデオロギー的な動機によって行われる。

第四は、国境付近における他国同士の紛争がインドネシアに飛び火する可能性で、これも安全保障上の利益に影響を及ぼす。

第五に、安全保障の利益を脅かす非軍事的な脅威・不安・妨害・挑戦であり、例えば海賊行為や密輸、天然資源の略奪などである。

このように安全保障の発想は、国外的脅威と国内的脅威の関連・連続・対比に注意を払う必要があるのである。

また、非軍事的脅威が今後の安全保障のプライオリティーにおいて、高い比重を占めてゆくことも無視できない。これらのことを総合すると、インドネシアの主権と繁栄にとっての安全保障の問題は、今後、海洋的なものが最重要になるといえよう。

利用可能な資源が限られている現状の中で、我々は計画能力を高めてゆく必要があり、そのプランは将来を長期に展望したもので、かつ優先度のスケールが明確なものでなければならない。また、ドクトリンと政策とオペレーションの実行における

一貫性を重視する視点に立って国軍の組織構造の見直しを進め、作戦総合指揮が明確なオペレーション使命・役割・命令系統を提示するようにならなければならない。指揮の統合、そして任務と責任の明確化は検討しなければならない課題である。

とりわけ我々は今、国軍の21世紀における役割を議論しているわけで、その役割、任務、機能というものが国家安全保障のなかで位置づけられなければ意味がない。「役割」(peran)とは、国軍の形成における意義であり、与えられた目標である。「任務」(tugas)とは、司令官や部隊長に命じられる特定目標を達成するために行う活動を指し、「機能」(fungsi)とは、任務執行者が各々の役割を果たす上で背負う責任であるといえよう。¹²

国防と治安、すなわち国家安全保障(national security)の概念は、現在、政府や学会、さらには社会一般のなかでその位置づけと有効性が問われている。専門家のブザン氏によると、安全保障とは国家と社会が保有する能力や自由や機能的な統合を、力によって変えようとする勢力の脅威から自衛するための諸整備なのである。彼は、国家安全保障で最も重要なのは「生存」(survival)であり、そのためのコンディションについて細心の注意を払うことが大事であるという。一方、総合安全保障という概念においては、国家の安全・繁栄・価値体系という国益を保護するための行動の自由が自衛の対象になる。

これらの見解に基づいて戦略環境の展開に関する調査を進め、政府が行う安全保障の任務を確定するためのフレーム・ワークの構築が必要であろう。その任務は、脅威の予測から排除までを射程に入れたものでなければならない。このような調査を経て、戦略環境の形成と監視、さらには脅威に対する予防活動などが確定されるであろう。

そして、もし脅威が明らかになった場合、その克服に向けて国力を動員することになる。また現状では、国家戦略において経済的な要因が重要になっており、それが国家と地域の安全保障に影響を及ぼすようになっていることも留意しなければならない。

このように安全保障をみると、国軍の戦略は単に国家全体の戦略の一部でしかなく、他の部分との融合のなかでそれを位置づける必要がある。

国家安全保障は、その国の価値体系を守り、繁栄を支え、貧困を克服するといった利益につながるものであり、それが地域にとっての安全と平和にもなり、ひいては世界の平和にも発展するのである。

国防戦略とは、国の潜在力を使って戦略環境を整え、紛争の可能性を中性化、も

12. "Roles, Mission and Function of the Armed Forces," The Chairman, Joint Chiefs of Staff, Washington DC, 1993, pp.1-2.

しくは紛争処理の成功をめざすものであり、国軍はその組織と性格と専門能力をもって国の守護役を果たすと同時に、その潜在力の質的・量的向上に貢献するのである。

軍事戦略は、このような「お守り効果」(efek penangkalan)が無ければならず、そういった安全保障上の利益を促進していくためにも国軍勢力や作戦プランの強化が大事になってくるのである。

それでは以下に、国軍の今後のために求められているプランと措置、またそれらに影響を及ぼすであろう要因を示してみたい。¹³

今後の国家安全保障は、国防と治安の問題の展開を予測できるものになっていかなければならない。他方で我々は、安全保障と国軍を取り巻く歴史とを分離して考えることは困難だと理解している。そのため、今後は全体的で総合的な視点を持つ必要があり、それは(1)国が置かれている客観的な状況、(2)国の歴史が培ってきた文化的価値、(3)将来の挑戦に対応する能力を重視することを意味する。この意味で、我々は安全保障を内向き志向(orientasi inward looking)から外向き志向へ(orientasi outward looking)、また過去志向(orientasi ke masa lalu)から未来志向(orientasi ke masa depan)へ、さらには社会政治機能に傾倒していた過去の国軍の役割から、国防・治安を中心としたものへと転換していかなければならない。その転換は、軍のドクトリンや組織編成、作戦手続き、武器体系から兵士の士気に至るまで「赤い糸」でつながっているのである。

まず、国益を守るために必要な軍事力を想定することが必要である。軍事力の増強は、国益と安全保障に対する脅威がエスカレートするに伴って行われるものである。

第二に、軍事力の再配置は不測事態(keadaan kontinjensi)を考慮した計画に基づいて行われなければならない。軍事力が不測事態における緊急性と重要性の優先度に沿った形で編成されることで、その事態の予測と将来の不確実性に備えることができる。

第三に、いかなる不測事態が発生しても、各々の地理的領域における理想状態と行動目標は常に明確に関連づけられながら測定されなければならない。

第四に、国益に対する脅威の認知は、それが最も影響を受けやすい側面とその緩和の手段を判断しながら行う。それに対する探知と警告も体系的に、また監視も継続的に行う。

第五に、不測事態が連動して起こる可能性を判断しなければならない。その可能

¹³ Robert P. Maffa Jr., *Rational Methods, Prudent Choices: Planning US Forces*, Washington DC: NDU Press, 1998, pp.39-40 を参考にしてている。

性は高くなっていることから、特に重点地域での不測事態のエスカレーションについて調査を行う必要がある。

第六に、不測事態や戦争状態がどれだけ長く続くかを判断し、それへの対応に必要な時間と駐在させる軍事力を決定する。

第七に、リスクを判断し、その克服のために準備可能な資源調達を計画する。

第八に、安全保障が効果的な軍事力構成によって支援され、それがドクトリンや任務と一貫性を持つように調整する。

これらの事項は、国軍が全体として、また各サービスがそれぞれの役割と機能と任務を遂行する条件として考慮してゆく必要があり、このような軍事戦略は他部門における戦略と調和した形で全体の国家戦略のなかで位置付けられていかなければならないのである。以上のことを踏まえて、21世紀の国軍の総称的かつ総合的な役割は、以下のように示されよう。

第一に、外的脅威に対する国家の主権と統一の防衛。

第二に、内的脅威に対する国内治安の維持。

第三に、国家の発展のための献身義務の提供。

第四に、パンチャシラと1945年憲法に即した民主主義の発展と市民社会の構築に対する積極的支援。

第五に、全ての側面における国民の繁栄に対する積極的支援。

第六に、永久世界平和の実現に向けての平和維持活動に対する積極的支援。

ポスト冷戦の時代が複雑性と不確実性を増したことは確かであるが、他方で、危機が紛争に発展するのを未然に防ぐ機会も増えたといえよう。こういった状況を鑑みて、インドネシア国軍も国際的な貢献、例えば(1)「東南アジア諸国連合」(ASEAN)加盟国の国軍と連携を強めて、相互の信頼醸成を高め、「ASEAN 地域フォーラム」(AFR)の枠内での政策とプログラムに貢献するといったことや、(2)ARFの枠内で、アジア・太平洋地域における共同安全保障体制を発展させ、この地域の安定と平和を形成してゆくことや、(3)国連が主導する安全保障のための外交活動や軍事活動に参加する機会を増やしていかなければならない。

21世紀に向けて直面するであろうあらゆる可能性に対して、国軍は常にフレキシブルでなければならない。現行の危機からの脱却可能性を考えたプラン作りも行う必要がある。そのためにも国軍は、プロフェッショナルで効果的で効率的で近代的な勢力に成長し、環境の変化に常に適応していかなければならない。

地理戦略的(geo strategi)状況に合った任務を考えると、今後はオペレーションの統合がより要求されるであろう。それは通常軍事作戦においても、非典型的な「全体的人民抵抗」(perlawanan rakyat semesta)の実践においても同様である。

今後の軍事活動においては、部隊の動員を敏速に行うことへの要求も高まってい

くであろう。そのために国軍は、陸・海・空・警察の各サービスを横断的に機動する能力(inter-operability)を持った部隊が求められている。軍内で敏速対応型部隊を統合し、それを前面化するアプローチを進めていくことで、軍の統合戦闘能力の効果が高まるものと思われる。

敏速な部隊動員、そして前線配置の部隊への兵力供給の強化は、国軍が今後の危機に対応していく上で不可欠な能力であるといえよう。つまり戦略実行のツールにも、これからは十分配慮する必要があるのである。

群島国家というインドネシアの地理的性格は、高い領土監視能力を国軍に要求しており、外からの主権侵害の脅威や天然資源の略奪といった可能性に対して常に準備すると同時に、国家の死活的な施設を保護しなければならないのである。領土全域をモニターする能力を高めるために、海上と航空からの巡回・監視の強化が必須である。そのためにも、国家防空部隊(Kohanudnas)を国軍特別統合部隊(Komando Gabungan Khusus ABRI)として能力強化を行い、効率的で効果的な防空のツールを作り上げ、実際的な軍内の任務分担を進めていくべきである。

安全保障促進のための統合オペレーションの必要性は、統合ドクトリンの管理についても配慮を要求している。それは、国軍のなかに占める海軍と空軍の役割比が高まるからであり、また今後の国家領土防衛に求められるのが統合コマンドの形成であり、さらにその作戦実行においても軍内統合的な性格を有するからである。最終的には、国家安全保障のマネージメントにおいて、陸海空軍すべて「基本に戻る」(back to basics)ことを意味している。

マクロな戦略次元からみて、国民生活における国軍の役割の再定義と再配置と再活性化が良好に進行するためには、国軍全体が一つのビジョンの下でまとまる必要がある。さて、今日まで軍人が関与した数多くの事件があり、それが国軍の弱みだと批判されてきたわけだが、我々は過去の国軍の弱点と間違いを認識するために、恐れることなくそれらを直視したい。

軍人の行動に多くの問題があったことで、我々は軍内倫理に関する認識を再度見直す必要がある。軍人の倫理においては、プロフェッショナリズムを浸透させ、パフォーマンスを向上させることが要求されている。過去の教訓として言えることは、我々の関心の多くが社会・政治分野に集中し、政治の実践を手がけ、目先の目的に捕らわれる傾向が強かったことであり、それが我々の考え方を大きく左右し、その結果、国家安全保障について体系的に考える努力を怠り、軍部ドクトリンを環境の変化に適応させる必要があったにもかかわらずその認識に欠けてしまったのである。無意識の中に我々は批判的な思考から遠ざかっていき、ドクトリンと組織構造と作戦実行の間の矛盾をチェックする作業もなくなっていった。こうした背景があり、我々は今見直しを進め、ドクトリンや組織構造の調整、そしてそれらと作戦実行との間の

一貫性を確保する努力をしているのである。また国軍改革は、安全保障の作戦軸を見直すだけでなく、国家警察(Polri)の役割と機能の再活性化も手掛けるものであり、国家システムにおける警察パフォーマンスの最適化を目指している。さらに我々自身、今の国防治安省と国軍の組織構造が今後の安全保障の実践にとって効果的かどうか疑問を抱いている。国軍の役割を再定義し、再配置し、再活性化するという作業は、軍内環境の浄化のみに留めることは無理であり、国内環境においてそれらと連動する部分の洗練も必要なのである。

なぜなら国防・治安の問題は政府機能の一部であり、元々はその政治決定(keputusan politik)が原因になっているからである。「新パラダイム」においては、国の問題を国軍主導の「治安的アプローチ」と、そうでない「福祉的アプローチ」(pendekatan kesejahteraan)といった二分法で処理していくのではなく、すべての政府機能が解決に向けて調和的に対処する「総合的アプローチ」(pendekatan komprehensif)として捉えるべきだと主張する。

以上のことから分かることは、その全体性の重視であり、そのためには我々の考え方を旧パラダイムから新パラダイムに転換する必要がある。もしそれが果たせないとなると、国軍の考え方は急速な時代の変化のなかで孤立してゆくことになる。そうなったら国軍はすぐに信頼を失う。現在国家と国軍が歴史上で戦略的な分水嶺に立っており、これから進める改革が単に国軍の現行役割を修正するためだけののではなく、21世紀が待ち受ける様々な国家への挑戦に対して国軍が長期的に立ち向かっていくための「新パラダイム」と改革なのだという意識が大事であろう。

最後に、国軍が一般的に直面する一つの問題、それは以下に示す二つの対照的な任務と活動であり、それについて触れておきたい。¹⁴

一方で国軍は、非常事態において、強固な軍事システムを築くために内部要素を順応させる能力と、効果的かつ敏速に行動する能力が求められる。

だが他方で国軍は、急速な環境変化の中で柔軟に動けるシステムを作るために、内部要素をそれに適応させる能力が求められている。

こういった状況において我々が示さなければならないことは、インドネシアの国軍が国家発展の障害になることはなく、国家理想の追求のために役割を果たすことが常に求められているという強い意識があり、そのため我々の任務と行動は常に一貫しているということである。

ジャカルタ

1998年10月

¹⁴ Johon Downey, *Management in the Armed Forces: An Anatomy of the Military Profession*, London: McGraw-Hill, 1997.